

令和2年2月21日  
令和2年5月18日改定  
高等教育局長決定

## 「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」の設置について

### 1. 趣旨

大学入学者選抜において「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価することについては、これまで高大接続システム改革会議最終報告（平成28年3月31日）等を踏まえ、筆記試験に加え、調査書や志願者本人が記載する資料等の積極的な活用を各大学に求めてきたところである。

他方、昨年12月に学校の働き方改革の法案が成立したことを受けた教員の負担軽減の観点や、新学習指導要領下での指導要録の見直しを踏まえ、令和6年度に実施される新学習指導要領に対応した最初の個別入試に向けた調査書の在り方等について新たに検討することが必要となっている。

このため、大学入学者選抜における多面的な評価に関する具体的な内容や手法等について、高等学校関係者、大学関係者、有識者、保護者関係者等からなる協力者会議を設置し、総合的な検討を行うこととする。

### 2. 検討事項

- (1) 大学入学者選抜における多面的な評価の内容や手法に関する事項
- (2) 調査書の在り方及び電子化手法に関する事項
- (3) 調査書や志願者本人記載資料の活用及び大学への情報提供の在り方に関する事項
- (4) その他審議が必要とされる事項

### 3. 構成員

- (1) 本協力者会議は、別紙の者により構成するものとする。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者からの意見を聞くことができるものとする。

### 4. 実施期間

令和2年2月21日から令和2年12月31日までとし、必要に応じて延長する。

### 5. その他

本協力者会議の庶務は、高等教育局大学振興課が処理する。

本協力者会議の運営は、必要に応じて関係局課の協力を得ることとする。

# 大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議 委員名簿

明比 卓	日本私立大学協会大学教務研究委員会副委員長 神奈川大学事務局長・理事
石崎 規生	全国高等学校長協会大学入試対策委員会委員長 東京都立世田谷泉高等学校統括校長
井上 義裕	(株) JMC主席エキスパート
○ 圓月 勝博	一般社団法人日本私立大学連盟教育研究委員会委員長 同志社大学学長補佐
川嶋 太津夫	大阪大学高等教育・入試研究開発センター長・特任教授
柴田 洋三郎	一般社団法人公立大学協会指名理事 公立大学法人福岡県立大学理事長・学長
柴原 宏一	前茨城県教育委員会教育長 茨城大学特命教授
高井 潤	埼玉県立狭山工業高等学校 主幹教諭
高田 直芳	埼玉県教育委員会教育長
田中 厚一	日本私立短期大学協会副会長 帯広大谷短期大学長
垂見 裕子	武蔵大学社会学部教授
長塚 篤夫	日本私立中学高等学校連合会常任理事 順天中学校高等学校長
西郡 大	佐賀大学アドミッションセンター長
星野 由雅	一般社団法人国立大学協会入試委員会専門委員 長崎大学教授
牧田 和樹	全国高等学校P.T.A連合会会長 株式会社牧田組代表取締役社長
巳波 弘佳	関西学院大学学長補佐

○主査  
計 16名

大学入学者選抜における多面的な評価の  
在り方に関する協力者会議（第4回）  
議事次第

令和2年6月12日  
15:00～17:00  
文部科学省3F2特別会議室

1. 「JAPAN e-Portfolio」の運営許可に係る審査
2. その他

(配付資料)

- ・「JAPAN e-Portfolio」運営許可要件
- ・JAPAN e-Portfolio 運営方針
- ・「JAPAN e-Portfolio」運営許可に係る審査結果について（令和2年3月11  
日付高等教育局長通知）
- ・JAPAN e-Portfolioの運営許可に係る決算報告等に関する件（報告）  
【一般社団法人教育情報管理機構より提出】

(参考資料)

- ・JAPAN e-Portfolioの運営許可に係る決算報告等に関する件について（要望）  
【全国高等学校長協会より提出】

## 「JAPAN e-Portfolio」運営許可要件

平成31年2月8日  
令和2年4月1日改定  
文部科学省高等教育局

### 第1 趣旨

「JAPAN e-Portfolio」の運営許可に必要となる要件については、ここに定めるところによる。

### 第2 総則

この要件は、文部科学省が「JAPAN e-Portfolio」の運営を許可するに当たって必要となる要件を示すものである。

### 第3 「JAPAN e-Portfolio」運営主体（以下、「運営主体」という。）の適格性に関する要件

- 1 日本国内の法人格を有する又は有する予定である非営利組織であること。
- 2 文部科学省と連絡及び調整等を行うことができる拠点を日本国内に常設していること。
- 3 繼続性のある組織・経営体制であり、次の（1）（2）（3）を満たしていること。
  - （1）債務超過でないこと。
  - （2）事業運営に必要な資力を有していること。
  - （3）「情報信託機能の認定に係る指針」に基づいた「情報銀行」の認定を受け、又は認定を受ける予定があること。

### 第4 運営・管理に関する要件

- 1 運営主体は、大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議（以下、「協力者会議」という。）において検討し別に定める「JAPAN e-Portfolio」運営方針及び協力者会議における意見を踏まえた文部科学省の指導・助言に従うこと。
- 2 提供するサービスの手数料について、過度に収入超過とならない水準に設定されること。
- 3 適切な会計を行うこと。（運営主体（及びシステム請負事業者）は「JAPAN e-Portfolio」事業について、会計上、他の事業と区分して適切に処理すること）

- 4 運営管理に関して、次の事項について文部科学省に報告を行うこと。
- (1) 文部科学省から求めがあった事項に関する報告
  - (2) 決算報告及び事業報告（毎事業年度）
  - (3) 情報銀行の認定の更新があった場合の報告（更新の時）
  - (4) 情報銀行の認定の停止・取消があった場合の報告（停止・取消があった時）

第5 事業内容に関する要件

- 1 利用目的を、契約約款において定めていること。
- 2 利用者が他の運営主体が提供する「JAPAN e-Portfolio」へのデータ移行を希望する場合、利用者にとって円滑なデータ移行ができること。

第6 その他

- 1 「JAPAN e-Portfolio」の運営に当たっては、文部科学省が別に定める運営方針及び協定書を遵守すること。
- 2 本運営許可要件、運営方針及び別に定める協定書で約する内容が満たされなくなった場合には、改善案を速やかに文部科学省に提出すること。
- 3 文部科学省は、前項の改善案を踏まえて改善状況の確認を行い、改善されない場合は必要に応じ運営許可を取り消すものとする。
- 4 改善状況の確認等必要な手続きについては、別に定める。

附則

- 1 この要件は、平成31年4月1日から施行する。ただし、令和2年4月1日の第4の1の改定規定は、同日から施行する。
- 2 第3の3(3)については、当分の間、「情報銀行」の認定を現に取得しておらず、今後取得する予定がある者については、取得するまでの間、法人として、又は利用者の個人情報を扱う全ての事業単位において、プライバシーマークを取得し、又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001/ISMS)の適合性評価の認証を受けているなど、個人情報に関するセキュリティ管理体制が整備されていることが証明できることをもって足りることとする。

## JAPAN e-Portfolio 運営方針

平成31年2月8日  
令和2年4月1日改定  
文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室

### 1. 名称

高大接続ポータルサイト「JAPAN e-Portfolio」（以下、「JeP」という。）

### 2. 目的

JePは、各大学の入学者選抜において、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針に基づき、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価するために活用すること及び高等学校教育、大学教育の質の確保・向上に向けた取組みに活用されることを目的とする。

### 3. 概要

- (1) JePは、「学力の3要素」の中でも、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」をより適切に評価できるよう、生徒の学びに関するデータであるポートフォリオと大学ネット出願システム等を統合したシステムである。
- (2) JePの利用は各高等学校、大学及び利用者の判断によるものとする。

### 4. 運営主体

JePの運営主体は、文部科学省から運営許可を受けた非営利組織とする。

### 5. 運営方法

運営主体は、本運営方針及び大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議の意見を踏まえた、文部科学省の指導・助言に従うものとする。

### 6. 運営方針

「大学入学者選抜改革推進委託事業（主体性等分野）」において開発したJePの仕様（※1）等を活用し運営を行う。

※1 「JeP 公開仕様<項目一覧等資料>」他を参照。

\*大学入学者選抜改革推進委託事業（主体性等分野：成果報告書より）

URL:[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/senbatsu/1397824.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senbatsu/1397824.htm)

## **7. 実施開始年度**

平成31年度（2019年度）（2020年度入学者選抜）

## **8. 入力情報の利用**

利用者が入力した情報は、当該利用者が同意する範囲において、当該利用者が在籍し、又は在籍していた学校及びその設置者、運営主体並びに国が、教育研究に資する目的に限り利用することができるものとする。

上記以外の利用（例：消費者動向調査、商品開発等）は利用者の同意がある場合であっても認められない。

運営主体は、利用者が入力した情報の利用の一部又は全部を同意しないことをもって、利用者によるJePの利用を妨げてはならない。

## **9. JePの仕様及び内容変更等について**

運営主体は、JePで取り扱う情報の内容や様式等のうち、関係者間の情報の伝達に支障をきたす可能性のある変更を行う場合は、文部科学省に変更申請を行い、許可を得ること。なお、変更が許可された場合は、運営主体はその変更内容をホームページ等において周知すること。

## **10. 利用者入力情報の保持について**

利用者入力情報の保持について、契約期間中の最終入力時より5年間とする。

## **11. その他**

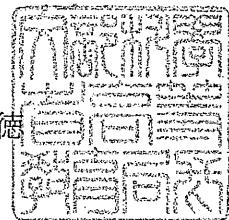
本運営方針に定める事項の他、JePの運営に必要な事項については、文部科学省と協定を締結し、当該協定に従い運営を行うものとする。

元文科高第 1168 号  
令和 2 年 3 月 11 日

一般社団法人教育情報管理機構会長 殿

文部科学省高等教育局長

伯井美徳



### 「JAPAN e-Portfolio」運営許可に係る審査結果について（通知）

令和元年 11 月 1 日付けで提出のあった「JAPAN e-Portfolio の運営許可要件等への対応状況に関する報告書」等の審査結果について、別添のとおり通知します。

許可に当たっては、別添に指摘事項及び留意事項を付しております。条件を満たさない場合は、運営許可を取り消す場合がありますので、ご留意ください。

なお、今後「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」において、志願者本人記載資料の活用及び大学への情報提供の在り方について、検討が行われることを申し添えます。

### 【本件連絡先】

担当：大学振興課大学入試室

専門官 加藤

入試第一係 高木、上田

電話：03-5253-4111（内線4902）

令和2年3月9日

## 「JAPAN e-Portfolio」運営許可に係る審査結果

### ○ 審査対象組織

組織名：一般社団法人教育情報管理機構

### ○ 指摘事項

- ① 財務状況については、利用している会員大学数が少なく、会員数増加に向けた広報活動等の取組等を行っており、その結果も踏まえた確認が必要である。
- ② 個人情報に関するセキュリティ管理体制については、取得に向けた準備が進められているものの、現状、プライバシーマーク等が取得されていない。
- ③ 前回の審査の結果、「許可（条件付き）」とされていたところであるが、上記①及び②を踏まえれば、条件付きを解除できるとまではいえない。

### ○ 審査結果

- ① 運営許可要件第3の3（1）及び（2）の要件に関し、令和元年度決算報告及び事業報告において確認を行う。
- ② 運営許可要件第3の3（3）及び附則2項の要件に関し、いずれかの取得についての確認を行う。
- ③ 今回の審査の結果、本事業の公益性に鑑み、上記①及び②の要件を満たさない場合には、運営許可を取り消す場合があることを前提に、引き続き「許可（条件付き）」とする。

### ○ 留意事項

- ① 高等学校及び大学の利用拡大に関して、引き続き都道府県単位での説明会や各大学団体への説明の機会を追求すること。
- ② 決算報告及び事業報告にあたっては、単価及び数量など収入の内訳を示すこと。
- ③ プライバシーマークの取得等までの期間については、個人情報に関するセキュリティ管理体制の点検を行うこと。
- ④ 民間事業者から借用しているID管理システムは、公益性の観点からできるだけ速やかに独自の管理システムに移行すること。

令和2年5月11日

文部科学省高等教育局長  
伯井美徳殿

一般社団法人教育情報管理機構  
理事長 山崎光悦

### JAPAN e-Portfolioの運営許可に係る決算報告等に関する件（報告）

一般社団法人教育情報管理機構の財務に関する報告等を添付の通り行います。なお決算報告書の内容については5月8日に社員総会において正式に承認されております。

2020年度予算案については、2020年度においてもJAPAN e-Portfolioを生徒、大学が利用できるよう、運営予算の策定を行っております。課題となっていました財源確保策ですが、①高等学校の会費の新設、②民間事業者の会費の値上げにより対応し、健全な運営に努めてまいります。

高等学校の会費の新設ですが、高大接続ポータルサイトJAPAN e-Portfolioは大学入試改革のみならず、高等学校教育改革のためのプラットフォームとして構築されたものであります。大学のユーザーの増加が厳しい状態ではありますが、ポートフォリオとして活用する高等学校は順調に増加しており、ポートフォリオ利用の料金として高等学校からの会費を徴収することと致します。

また、民間事業者の会費の値上げについてですが、民間事業者では各社商品をJAPAN e-Portfolioに連携することにより、収益を上げています。昨年度は300万円の会費を徴収しておりますが、各社の上げている利益に比較しては廉価すぎるため、一般社団法人が民間事業者に利益供与しているとのご指摘を頂いているところでもあります。幸い各社より値上げについてのご承諾を頂きましたので、これを予算化することとなりました。

なお先日、事務局を通じて収入の課題が解消した場合においても、大学の利用が増えない以上、正常な経営と認められないため、運営許可が停止される可能性についてお知らせを頂戴しました。本報告においてとりまとめて改善案によって、運営許可が継続されるものと確信いたしますが、万一、現段階での運用停止になった場合については、大学、民間事業者より補償請求案件になる可能性があり、蓄積された高校生徒のデータの取り扱いについても対応ができません。

何よりもJAPAN e-Portfolioを利用する生徒が17万人おり、民間事業者の連携と合わせますとおよそ150万人の生徒が利用していることから、運用許可の停止においては極めて重大かつ深刻な社会問題となることは必至です。（別紙参照）

私ども一般社団法人教育情報管理機構としては、高大接続ポータルサイトJAPAN e-Portfolioの運用により、これら生徒の利用を継続し、各大学が既に確定した入試制度を実施できることにより、目的とする高校教育改革、大学入試改革、大学教育改革への貢献ができるものと考えております。2020年度についてもJAPAN e-Portfolioの運営継続ができるよう引き続き取り組んでまいります。

このような点もふまえ、JAPAN e-Portfolioの運用許可にあたっては、長期展望に基づき慎重にご審査頂き、我が国の大学入試改革に資する英断を下されますようお願ひいたします。

(添付資料)

- 一 2019年度決算報告書
  - 1) 2019年度収支決算書
  - 2) 2019年度貸借対照表
  - 3) 2019年度損益計算書
  - 4) 2019年度監査報告書
- 二 2019年度事業報告書
- 三 改善案
- 四 参考資料

以上

# 一 2019年度決算報告書

一般社団法人教育情報管理機構

2019年度収支決算

2019年4月1日~2020年3月31日

収入の部				
項目	予算額	決算額	備考	差異
I. 会費				
1. 一般会員会費				
①一般会費	60,000,000	6,800,000	20万円×34法人	▲ 53,200,000
②データ利用料	40,000,000	5,000,000	20万円×25校	▲ 35,000,000
消費税（8%分）		384,000	24校	384,000
消費税（10%分）		20,000	1校	20,000
2. 賛助会員会費				
①特定賛助会費	18,000,000	12,000,000	300万円×4法人	▲ 6,000,000
②指定賛助会費	7,000,000	2,400,000	100万円×1法人	▲ 4,600,000
③賛助会費	17,500,000	1,000,000	50万円×2法人	▲ 16,500,000
④協賛会費	6,500,000	100,000	10万円×1法人	▲ 6,400,000
III. その他収入				
講演収入	60,750	342,900		282,150
連携開発費	0	35,000,000		35,000,000
IV. 借入収入金	3,500,000	3,500,000		0
収入の部 合計	152,560,750	66,546,900		▲ 86,013,850

支出の部				
項目	予算額	決算額	備考	差異
I. システム運用経費*	110,000,000	55,000,000		55,000,000
II. 一般社団法人設立経費	3,500,000	815,670		2,684,330
III. 一般社団法人事務委託経費・事務経費 （内訳）	6,250,000	5,635,880		614,120
業務委託費		4,400,000		
消耗品費		32,873		
旅費交通費		328,780		
印刷費		90,510		
通信費		624,119		
その他手数料		72,494		
租税公課（印紙代）		87,104		
IV. 借入返済	3,500,000	3,500,000		0
支出の部 合計	123,250,000	64,951,550		58,298,450

\* システム運用経費は支払方法の変更契約により2019年度50,000千円、2020年度50,000千円（消費税別）に分割

収支	29,310,750	1,595,350	(単位：円)
----	------------	-----------	--------

## 一般社団法人教育情報管理機構

(貸借対照表)

2020/3/31

金額 (円)

科目	金額	科目	金額
I. 資産の部		II. 負債の部	
流動資産		流動負債	
現金預金	1,595,350	未払金*	55,000,000
未収金	0	未払消費税	404,000
固定資産	0	負債の部合計	55,404,000
繰延資産	0	III. 純資産の部	
		設立時純資産	
		剰余金	-53,808,650
		純資産の部合計	-53,808,650
資産の部合計	1,595,350	負債・純資産合計	1,595,350

\*未払金55,000千円は支払方法の変更契約によるシステム運用経費2020年度支払い分

## 一般社団法人教育情報管理機構

(損益計算書)

2019/4/30-2020/03/31

## 1 経常損益の部

	金額(円)
(1) 経常収益	63,046,900 (ア)
受取会費	27,704,000
一般会員会費	12,204,000
一般会費	6,800,000
データ利用	5,000,000
消費税(8%)分	384,000
消費税(10%)分	20,000
賛助会員会費	15,500,000
特定賛助会費	12,000,000
指定賛助会費	2,400,000
賛助会費	1,000,000
協賛会費	100,000
事業収益	35,342,900
連携開発費	35,000,000
講演収入	342,900
(2) 経常費用	
事業費	116,039,880 (イ)
業務委託費	116,039,880
システム運用経費*	110,000,000
業務委託費	4,400,000
消耗品費	32,873
旅費交通費	328,780
印刷費	90,510
通信費	624,119
その他手数料	72,494
租税公課	87,104
租税公課(未払分合)	404,000
経常利益	△ 52,992,980 (ウ) = (ア) - (イ)
*システム運用経費は支払方法の変更契約により2019年度50,000千円、2020年度50,000千円(消費税別)に分割しており、 2020年度支払い分を含む。	
2 経常外損益の部	
(1) 経常外費用	
設立経費	815,670
経常外損益	815,670 (エ)
当期純利益	△ 53,808,650 (オ) = (ウ) - (エ)

2020年4月29日

一般社団法人教育情報管理機構

理事長 山崎光徳 殿

一般社団法人教育情報管理機構

監事 松岡 知也

### 監査報告書

わたくし、監事は 2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの当法人の事業報告、計算書類、これらの付属明細書、その他の理事の職務執行の監査については以下のとおり報告いたします。

#### 1、監査の方法

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要会議に出席し、理事及び使用人等から財産の状況及び職務の執行について報告をうけ、重要な決算書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方針によって、当該年度に係る事業報告及びその付属明細書を監査しました。

さらに会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及びその付属明細書並びに財産目録について監査しました。

#### 2、監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

##### (2) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は当法人の財産及び正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

## 二 2019年度事業報告書

事業報告	<p>2019年度事業報告</p> <p>(1) 理事会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 2019年3月21日に設立時総会を実施し、4月1日に一般社団法人教育情報管理機構を認可・設立した。</li><li>・ 理事会については、定例理事会を10月15日、2020年3月17日に実施したほか、電磁的方法による理事会を5月13日、6月28日、7月26日、8月26日、9月27日、10月28日、11月22日、12月16日、2020年1月27日、3月6日に開催している。</li><li>・ 生徒利用数については、165,299人となった（2020年3月31日現在）</li></ul> <p>(2) 2019年度決算について</p> <p>1) 収入の部</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 予算策定期段階においては、会員大学数は300法人、データ利用大学数は200校であったが、目標を大きく下回り会員大学数34法人（会費20万円）、データ利用大学25校（利用料20万円）となった。賛助会員については、特定賛助会員4法人（会費300万円）、指定賛助会員4法人（会費100万円*）、賛助会員2法人（会費50万円）、協賛会員1法人（会費10万円）となり、会費合計は27,300,000円となり、予算を下回る結果となった。収入の部の合計は講演収入、連携費と合わせ66,546,900円となった。</li></ul> <p>*事業規模を考慮し会費の減額を理事会で承認した法人がある。</p> <p>なお、大学会費の予算を下回った理由は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 一般社団法人教育情報管理機構の運営許可が3月末となつたことから、各大学の予算策定期間での周知ができなかつたこと。</li><li>② 大学入学者選抜改革が令和2年度に実施する令和3年度入試（2021年度入試）からであること。</li><li>③ 委託事業終了時点では、参画大学数は113大学（高校利用数は3,334校、高等学校生徒利用数は197,241人）となつてゐたが、事業の継承が認められなかつたため、ゼロからの募集となつたこと。</li></ul> <p>2) 支出の部</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ システム運用に関する委託経費は、2019年度55,000,000円（消費税含む）、2020年度55,000,000円（消費税含む）の分割支払いとなつてゐる。</li><li>・ その他の事務委託経費・事務経費を含め、支出総額は64,951,550となつた。</li></ul> <p>3) 収支決算</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 2019年度の収支決算は1,595,350円の収入超過となつた。</li></ul> <p>(3) プライバシーマークの取得に関する取り組み</p> <p>プライバシーマークの取得に向けた調査を実施している。また、JAPAN e-Portfolioシステム運営事業者に対する査察を実施し、個人情報保護のための厳格なセキュリティ体制を構築していることを確認した。</p> <p>(4) 募集活動の実績</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国立大学協会入試委員会において、設立を報告し会員募集を告知（4／17）</li><li>・ 機構ホームページを立ち上げ（5／20）</li><li>・ 6月上旬に大学、民間事業者宛に会員募集案内を送付（6／1）</li><li>・ 公立大学協会入学者選抜に関する協議会にて、会員募集告知（6／6）</li><li>・ 日本私立大学連盟総会において、会員募集を告知（6／25）</li><li>・ 全国の高等学校に向け、教育委員会等を通じ社団法人への移行を案内（6／25）</li><li>・ 民間事業者への賛助・協賛の依頼実施（8／1）</li><li>・ 3月13日付で全国国公私立大学・短大へ利用案内を発送</li></ul>
------	---

### 三 改善案 (JAPAN e-Portfolioの運営許可に係る審査結果への対応について)

運営許可に係る審査結果	<p>○指摘事項</p> <p>① 財務状況については、利用している会員大学数が少なく、会員数増加に向けた広報活動等の取組等を行っており、その結果も踏まえた確認が必要である。</p> <p>② 個人情報に関するセキュリティ管理体制については、取得に向けた準備が進められているものの、現状、プライバシーマーク等が取得されていない。</p> <p>③ 前回の審査の結果、「許可（条件付き）」とされていたところであるが、上記①及び②を踏まえれば、条件付きを解除できるとまではいえない。</p> <p>○審査結果</p> <p>① 運営許可要件第3の3(1)及び(2)の要件に関し、令和元年度決算報告及び事業報告において確認を行う。</p> <p>② 運営許可要件第3の3(3)及び附則2項の要件に関し、いずれかの取得についての確認を行う。</p> <p>③ 今回の審査の結果、本事業の公益性に鑑み、上記①及び②の要件を満たさない場合には、運営許可を取り消す場合があることを前提に、引き続き「許可（条件付き）」とする。</p> <p>○留意事項</p> <p>① 高等学校及び大学の利用拡大に関して、引き続き都道府県単位での説明会や各大学団体への説明の機会を追求すること。</p> <p>② 決算報告及び事業報告にあたっては、単価及び数量など収入の内訳を示すこと。</p> <p>③ プライバシーマークの取得等までの期間については、個人情報に関するセキュリティ管理体制の点検を行うこと。</p> <p>④ 民間事業者から借用しているID管理システムは、公益性の観点からできるだけ速やかに独自の管理システムに移行すること。</p>
改善案	<p>2020年度事業計画（改善案）</p> <p>(1) 社員総会・理事会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020年5月4～8日に社員総会を電磁的方法により開催する。</li> <li>・ 理事会については、定例理事会を10月、3月に開催するとともに、電磁的方法による理事会を適宜開催する予定である。</li> <li>・ 生徒利用数については、2021年3月31日現在で21万人を目標とする。</li> <li>・ 大学利用数については、期中からの募集でもあり2020年度については、新規大学を3大学確保することを目標とする。</li> </ul> <p>(2) 新規事業について（留意事項に関する改善案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>高等学校の利用拡大に関して、都道府県単位での説明の機会を追求し実施する。</u></li> <li>・ <u>大学の利用拡大に関して、各大学団体への説明の機会を追求し実施する。</u></li> <li>・ <u>個人情報に関するセキュリティ管理体制の点検を行うとともにプライバシーマークの取得に取り組む。また、JAPAN e-Portfolioシステム運営事業者に対する査察を2020年2月に実施し、個人情報保護のための厳格なセキュリティ体制を構築していることを確認したが、継続した点検を実施する。</u></li> <li>・ <u>民間事業者から借用しているID管理システムは、公益性の観点から2021年4月1日より公益性をもつ管理システムに移行する。</u></li> </ul> <p>(3) 2020年度予算について</p> <p>1) 収入の部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学会費・データ利用料については合わせて11,800,000円を見込んでいる。</li> <li>・ 特定賛助会員会費については、各社サービスの収益に比して廉価であり、利益供与との批判もあるため、各社サービスの収益に相応する会費に値上げし33,000,000円を見</li> </ul>

	<p>込んでいる。また指定賛助会費4,000,000円、賛助会費1,000,000円、協賛会費100,000円を計上している。また、本年度よりポートフォリオ利用を行っている高等学校より会費を徴収することとし、総額80,000,000円を計上、賛助会費総額118,100,000円を計上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他、講演収入150,000円、連携費として43,529,800円を計上、収入の部総額175,167,566円となっている。</li> </ul> <p>2) 支出の部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支出の部はシステム運営経費165,000,000円、事務委託経費・事務経費6,035,014円、あわせて171,035,014円を見込んでいる。</li> </ul> <p>3) 収支決算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年度の収支決算は4,132,552円を見込んでいる。</li> </ul>
--	---

#### 四 (参考資料1) 2020年度予算案

一般社団法人教育情報管理機構

2020年度予算(案)

(2020年4月1日~2021年3月31日)

収入の部				
項目	単価(円)	数量	予算額(円)	備考
I. 前期繰越			1,087,766	
I. 会費				
1. 一般会員会費				
①一般会費	200,000	34法人	6,800,000	
②データ利用料	200,000	25校	5,000,000	
消費税(10%分)		25件	500,000	
2. 賛助会員会費				
①特定賛助会費				
②指定賛助会費				
③賛助会費	10,000,000	4法人	30,000,000	JSコーポレーションは事業規模から300万円を据え置く
④協賛会費	3,000,000	3法人	3,000,000	
⑤高校会費	1,000,000	1法人	3,000,000	
II. その他収入				
講演収入			4,000,000	
連携開発費			150,000	
合計			43,529,800	
収入の部 合計			175,167,566	
支出の部				
項目			予算額(円)	備考
I. システム運用経費			165,000,000	
II. 一般社団法人事務委託経費・事務経費			6,035,014	
(内訳) 業務委託費			4,400,000	
消耗品費			30,000	
旅費交通費			250,000	
印刷費			90,510	
通信費			607,000	
その他手数料			75,504	
租税公課(印紙代)			82,000	
租税公課(事業税・消費税)			500,000	
支出の部 合計			171,035,014	
収支見込		収支	4,132,552	

(参考資料2) 一般社団法人教育情報管理機構 (2019年度概要)

主たる事務所 : 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

設立年月日 : 平成31年4月1日 (同日登記)

役員(代表理事) : 山崎 光悦

理事 永田 恭介  
理事 上野 淳  
理事 郡 健二郎  
理事 田中 愛治  
理事 村田 治  
監事 松岡 敏

目的等 : この法人は、情報通信技術を利用した学習履歴の情報管理と、教育、入学者選抜等における活用の高度化を図り、もって我が国の教育、学術研究、文化及び産業の発展に寄与することを目的とする。

会費 : 正会員 <法人単位 年額20万円>  
データ利用 <大学単位 年額20万円(税別)>

特定賛助会費 <年額300万円>

※ 当該会員が運営する学習支援システム事業、ポートフォリオ事業、SNS事業、データベース事業等これらに類する事業において取得したデータ又は本機構が運営する高大接続ポータルサイト「JAPAN e-Portfolio」(以下、「JeP」という。)が所有するデータ等、JePに連携し、蓄積した情報を活用して事業を行う会員が支払う会費

指定賛助会費 <年額100万円>

※ 当該会員が運営するインターネット出願サービス事業等で、本機構が運営するJePにより発行するコード等、本機構が運営するJePの大学出願ポータル機能と連携し、出願に関する情報を活用して事業を行う会員が支払う会費

賛助会費 <年額50万円>

※ 当該会員が運営する高校校務システム事業等、本機構が運営するJePに連携し、蓄積した情報を活用して事業を行う会員が支払う会費

協賛会費 <年額10万円>

※ 当該会員が運営する大会、検定、資格等、本機構が運営するJePの名称や商標等を利用して事業を行う会員が支払う会費

## 2020年度期中に運営許可が取消され、 JAPAN e-Portfolio が運用停止となった場合の懸念事項

### 1 社会からの批判

JAPAN e-Portfolio は、現在生徒約 17万人が利用しており、民間ポートフォリオや学習支援システムとの連携を含めますと 150万人（事業者からの申告に基づく推計）が利用しております。

一部メディアの JAPAN e-Portfolio（以下、JeP）への批判的な報道<sup>\*1</sup>もありますが、極めて好意的に利用している生徒、生徒関係者が多数存在していることも事実です。本年より JeP との連携を前提に、民間ポートフォリオの活用を全県で開始した県もあると聞き及んでいますし、JeP のポートフォリオ活用に向けた教育資材開発、年間計画を立てている学校もあります。COVID-19 の感染拡大対策に翻弄されている高等学校に対して、期中の JeP 停止は大きな負担を強いることになります。

万一このような事態になれば、JeP への一定の理解を持ち、これまで沈黙していたメディア、例えば朝日、毎日、読売、産経、日経などの新聞各紙、NHK<sup>\*2</sup>などのTV局も一斉に文部科学省の決定への批判を行うことになると考えられます。

\*1: しんぶん赤旗等や twitter を通じた批判は JeP への誤った認識や無理解によるものです。例えば、民間事業者にデータが流出する。JeP の大学入試利用により高等学校教育が歪められ、大学入試において経済格差、地域格差を生むとの誤解。さらには高等学校教員の負荷が増える（校外活動での承認作業は無い）等の内容です。

\*2: 1月上旬から2月上旬にかけて、新聞各社、NHK からの取材を受けておりますが、上記の批判的な報道に対しての事実の説明について、さらに JeP の趣旨についてご理解を頂いているところです。

### 2 大学からの批判

令和2年度の JeP の運用については、貴職 令和2年3月11日付出状 元文科高第 1168号により運用を開始しております。これにより、各大学は JeP を利用した入試制度の構築を大学内で決定し、大学入試要項、大学入試制度に関する告知物の作成、大学入試出願、大学入試電算処理に関する作業に既に入っています。

大学入試制度に関する告知物については、各大学が大学案内とともに配布する入試ガイドがその役割を為しており、私学の場合は 100万部程度の印刷を行います。既にその印刷の校了時期を越えており、そこで JeP の利用について言及している場所は、当該箇所の変更、訂正が必要です。かつての事例では、訂正費用に1ページあたり350万円かかったとの事を聞いております。また、これだけではなくウェブ等での告知、入試要項の変更など種々、費用が発生する対応が大学に求められます。

さらに、インターネット出願事業者との契約が完了しているケースがあれば、インターネット出願事業者がシステム改修を始めた段階でコストが発生することになります。昨年まで入試利用をしており、システム改修が終了している場合にあっても、JeP 利用をしないシステム仕様への改修費用がかかることがあります。

同様に、判定システムの改修に関わる事業者との契約、改修コストの問題が生じる可能性があり、大学に大きな負担が生じる可能性があります。当然ながら、これらの費用は予算化されていませんから、稼働の負担と合わせて大学から批判の声が上がる事が想定されます。

### 3 JeP に連携する民間事業者からの批判

JeP と連携する学習支援システムやポートフォリオを運営する民間事業者についても、各社商品の利用マニュアル、サービスの紹介リーフレットを既に高等学校に配布しております。各社ユーザーが50万人とも聞き及んでおり、相当数の印刷物が既に高等学校に配布されていることが想像できます。JeP の運用停止により各社の連携に関する教育資材が刷り直しとなれば、かなりの損害額になることが予想されます。

また、JeP との連携開発費にあたっては、各社がシステム改修において300万円～500万円程度の費用を投じておりますので、JeP と連携しないシステムへ戻す再改修費用が発生することになります。

その他、各社ウェブサイトでの広報を行っていることの改修費用、教育資材の再発送費用など、期中における運用停止に対する損害賠償請求の可能性も考えられます。文部科学省と一般社団法人教育情報管理機構の間での協定書においては、文部科学省は一切の責任を負わないと明記されていますが、期中の運用停止にあたっては、文部科学省の責任を問う事態もあり得ると思われます。

### 4 JeP 運用停止後の情報の取り扱い

万一、幣機構が JeP の運用停止となった場合は即日運用停止<sup>\*3</sup>になるものと拝察します。その際、データを蓄積している生徒17万人、民間に蓄積しているデータ150万人分の取り扱いについて、文部科学省とシステム運営委託事業者が別途契約を締結頂き、生徒が蓄積したデータの取扱いについてご指示を行っていただく必要があります。貴省に所有権のあるデータについて、仮に令和3年度入試に活用しないとしても昨年度までにデータ入力した新2、3年生のデータのうち、特に新2年生のデータを令和4年度入試に活用するには、それまでの間データを保存し、維持管理する必要があります。もしこのデータを破棄（無効）した場合には、この段階での生徒・生徒関係者からの批判は相当なものと思われます。

さらに、この種のデータは5年間の保管義務がありますので、データ所有権を有する文部科学省でダウンロードされなかったデータも含め、保管する必要<sup>\*4</sup>が生じます。

\*3:運用停止の決定にあたっては、残務処理等も含めての運用が停止されるものと理解しております。

また、収入計画が見直しとなるため、システム運営委託会社との契約が締結できなくなり、即日運用停止でない場合であっても、JAPAN e-Portfolio の一切の運用ができなくなります。

\*4:委託事業時に蓄積されたデータは、事業継承が認められなかつたため関西学院大学が保管費を負担し、令和5年度末まで保管することになっており、適宜要請に応じてデータを返却する事になっていると聞いております。

### 5. JeP 運用停止の告知

一般社団法人教育情報管理機構は、その設置にあたり公益性のある運営団体によるJePの運用が必要であるとの文部科学省の要請に基づいて設置を計画し、公募案件によってJeP運用主体として認定され、2019年4月1日より運営を行ってきております。

このような社団設置の経緯も踏まえつつ、万一、JePの運用許可停止をする場合は、文部科学省より運用停止に関する告知文の発出を高等学校、大学、民間事業者はじめ関係各方面にお願いしたいと考

えております。

特に幣機構としては 2020 年度についても財務的な課題を解決し、JeP を運用する意思を有しております。報道からの問い合わせに対しても、財務的な課題は解決し 2020 年度の JeP の運用を継続するという強い意志を有している事を示す所存でありますので、運用停止理由についても、先日ご連絡のあった「大学の利用増が見込めないため JeP の運用の見通しが立たない」等、社会的に十分な理解が得られる内容を文部科学省から発出頂くことをお願いします。

以上

全高長第 15 号  
令和 2 年 6 月 4 日

文部科学大臣 殿

全国高等学校長協会  
会長 萩原

### JAPAN e-Portfolio の運営許可に係る決算報告等に関する件について（要望）

日頃より、大学等進学を目指す生徒及び卒業生並びに学校における進路指導に対して、ご指導ご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和 2 年 5 月 11 日付で「JAPAN e-Portfolio の運営許可に係る決算報告等に関する件（報告）」が、一般社団法人教育情報管理機構から文部科学省高等教育局長宛に提出されました。その中で、2020 年度予算案について、財源確保策として利用者の同意を得ないまま、高等学校の会費の新設があげられています。

本協会は、大学入学者選抜における多面的な評価の活用についてはその趣旨を理解しており、e-Portfolio の活用についても否定するものではありません。しかし、大学入学者選抜に JAPAN e-Portfolio を利用しようとする大学の需要が増えないことを理由に、財源確保策として高等学校から会費を徴収しようすることは、受け入れられるものではありません。加えて、これまで無料で蓄積させてきた高校生のデータを質とするような形で会費を新設しようすることは、生徒や保護者はもちろん、社会一般からも到底理解の得られるものではないと考えています。

また、JAPAN e-Portfolio はこれまで大学入学者選抜に活用することを前提に議論されてきました。本協会がこれまで指摘してきたように、高等学校を卒業する生徒の大学進学率は 55% 程度であり、大学入学者選抜に e-Portfolio が必要な生徒は限られているため、これが高等学校教育改革のためのプラットフォームとして構築されたものとは認識していません。

以上のことから、本協会は高等学校の会費の新設には大きな課題があると考えており、高等学校の会費の新設に反対いたします。

このことを踏まえ、JAPAN e-Portfolio の運用許可にあたって適切な判断を下されますようお願いいたします。

# 大学入学者選抜における多面的な評価の 在り方に関する協力者会議（第5回） 議事次第

令和2年7月8日  
15:00～16:30  
文部科学省15F特別会議室

1. 「JAPAN e-Portfolio」の運営許可に係る審査
2. その他

## (配付資料)

- 資料1 「JAPAN e-Portfolio」運営許可要件（平成31年2月8日（令和2年4月1日改定）文部科学省高等教育局）
- 資料2 JAPAN e-Portfolio 運営方針（平成31年2月8日（令和2年4月1日改定）文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室）
- 資料3 「JAPAN e-Portfolio」運営許可に係る審査結果について（令和2年3月11日付高等教育局長通知）
- 資料4 JAPAN e-Portfolioの運営許可に係る決算報告等に関する件（報告）  
【一般社団法人教育情報管理機構より令和2年5月11日付提出】
- 資料5 文科省委託事業（平成28～30年度）及び「JAPAN e-Portfolio」の運営による成果と課題について

## (参考資料)

- 参考資料1 已波委員説明資料
- 参考資料2 「JAPAN e-Portfolio」運営許可に係る審査結果について（平成31年3月29日付高等教育局長通知）
- 参考資料3 「JAPAN e-Portfolio」の運営に関する基本協定書

## 「JAPAN e-Portfolio」運営許可要件

平成 31 年 2 月 8 日

令和 2 年 4 月 1 日改定

文部科学省高等教育局

### 第 1 趣旨

「JAPAN e-Portfolio」の運営許可に必要となる要件については、ここに定めるところによる。

### 第 2 総則

この要件は、文部科学省が「JAPAN e-Portfolio」の運営を許可するに当たって必要となる要件を示すものである。

### 第 3 「JAPAN e-Portfolio」運営主体（以下、「運営主体」という。）の適格性に関する要件

- 1 日本国内の法人格を有する又は有する予定である非営利組織であること。
- 2 文部科学省と連絡及び調整等を行うことができる拠点を日本国内に常設していること。
- 3 繼続性のある組織・経営体制であり、次の（1）（2）（3）を満たしていること。
  - (1) 債務超過でないこと。
  - (2) 事業運営に必要な資力を有していること。
  - (3) 「情報信託機能の認定に係る指針」に基づいた「情報銀行」の認定を受け、又は認定を受ける予定があること。

### 第 4 運営・管理に関する要件

- 1 運営主体は、大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議（以下、「協力者会議」という。）において検討し別に定める「JAPAN e-Portfolio」運営方針及び協力者会議における意見を踏まえた文部科学省の指導・助言に従うこと。
- 2 提供するサービスの手数料について、過度に収入超過とならない水準に設定されること。
- 3 適切な会計を行うこと。（運営主体（及びシステム請負事業者）は「JAPAN e-Portfolio」事業について、会計上、他の事業と区分して適切に処理すること）

- 4 運営管理に関して、次の事項について文部科学省に報告を行うこと。
- (1) 文部科学省から求めがあった事項に関する報告
  - (2) 決算報告及び事業報告（毎事業年度）
  - (3) 情報銀行の認定の更新があった場合の報告（更新の時）
  - (4) 情報銀行の認定の停止・取消があった場合の報告（停止・取消があった時）

第5 事業内容に関する要件

- 1 利用目的を、契約約款において定めていること。
- 2 利用者が他の運営主体が提供する「JAPAN e-Portfolio」へのデータ移行を希望する場合、利用者にとって円滑なデータ移行ができるここと。

第6 その他

- 1 「JAPAN e-Portfolio」の運営に当たっては、文部科学省が別に定める運営方針及び協定書を遵守すること。
- 2 本運営許可要件、運営方針及び別に定める協定書で約する内容が満たされなくなった場合には、改善案を速やかに文部科学省に提出すること。
- 3 文部科学省は、前項の改善案を踏まえて改善状況の確認を行い、改善されない場合は必要に応じ運営許可を取り消すものとする。
- 4 改善状況の確認等必要な手続きについては、別に定める。

附則

- 1 この要件は、平成31年4月1日から施行する。ただし、令和2年4月1日の第4の1の改定規定は、同日から施行する。
- 2 第3の3(3)については、当分の間、「情報銀行」の認定を現に取得しておらず、今後取得する予定がある者については、取得するまでの間、法人として、又は利用者の個人情報を扱う全ての事業単位において、プライバシーマークを取得し、又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001/ISMS)の適合性評価の認証を受けているなど、個人情報に関するセキュリティ管理体制が整備されていることが証明できることをもって足りることとする。

## JAPAN e-Portfolio 運営方針

平成 31 年 2 月 8 日  
令和 2 年 4 月 1 日改定  
文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室

### 1. 名称

高大接続ポータルサイト「JAPAN e-Portfolio」（以下、「JeP」という。）

### 2. 目的

JeP は、各大学の入学者選抜において、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針に基づき、「学力の 3 要素」を多面的・総合的に評価するために活用すること及び高等学校教育、大学教育の質の確保・向上に向けた取組みに活用されることを目的とする。

### 3. 概要

- (1) JeP は、「学力の 3 要素」の中でも、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」をより適切に評価できるよう、生徒の学びに関するデータであるポートフォリオと大学ネット出願システム等を統合したシステムである。
- (2) JeP の利用は各高等学校、大学及び利用者の判断によるものとする。

### 4. 運営主体

JeP の運営主体は、文部科学省から運営許可を受けた非営利組織とする。

### 5. 運営方法

運営主体は、本運営方針及び大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議の意見を踏まえた、文部科学省の指導・助言に従うものとする。

### 6. 運営方針

「大学入学者選抜改革推進委託事業（主体性等分野）」において開発した JeP の仕様（※1）等を活用し運営を行う。

※1 「JeP 公開仕様＜項目一覧等資料＞」他を参照。

\*大学入学者選抜改革推進委託事業（主体性等分野：成果報告書より）

URL: [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/senbatsu/1397824.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senbatsu/1397824.htm)

## **7. 実施開始年度**

平成31年度（2019年度）（2020年度入学者選抜）

## **8. 入力情報の利用**

利用者が入力した情報は、当該利用者が同意する範囲において、当該利用者が在籍し、又は在籍していた学校及びその設置者、運営主体並びに国が、教育研究に資する目的に限り利用することができるものとする。

上記以外の利用（例：消費者動向調査、商品開発等）は利用者の同意がある場合であっても認められない。

運営主体は、利用者が入力した情報の利用の一部又は全部を同意しないことをもって、利用者によるJePの利用を妨げてはならない。

## **9. JePの仕様及び内容変更等について**

運営主体は、JePで取り扱う情報の内容や様式等のうち、関係者間の情報の伝達に支障をきたす可能性のある変更を行う場合は、文部科学省に変更申請を行い、許可を得ること。なお、変更が許可された場合は、運営主体はその変更内容をホームページ等において周知すること。

## **10. 利用者入力情報の保持について**

利用者入力情報の保持について、契約期間中の最終入力時より5年間とする。

## **11. その他**

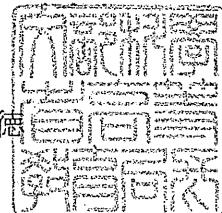
本運営方針に定める事項の他、JePの運営に必要な事項については、文部科学省と協定を締結し、当該協定に従い運営を行うものとする。

元文科高第 1168 号  
令和 2 年 3 月 11 日

一般社団法人教育情報管理機構会長 殿

文部科学省高等教育局長

伯井 美徳



#### 「JAPAN e-Portfolio」運営許可に係る審査結果について（通知）

令和元年 11 月 1 日付けで提出のあった「JAPAN e-Portfolio の運営許可要件等への対応状況に関する報告書」等の審査結果について、別添のとおり通知します。

許可に当たっては、別添に指摘事項及び留意事項を付しております。条件を満たさない場合は、運営許可を取り消す場合がありますので、ご留意ください。

なお、今後「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」において、志願者本人記載資料の活用及び大学への情報提供の在り方について、検討が行われることを申し添えます。

#### 【本件連絡先】

担当：大学振興課大学入試室

専門官 加藤

入試第一係 高木、上田

電話：03-5253-4111（内線4902）

令和2年3月9日

## 「JAPAN e-Portfolio」運営許可に係る審査結果

### ○ 審査対象組織

組織名：一般社団法人教育情報管理機構

### ○ 指摘事項

- ① 財務状況については、利用している会員大学数が少なく、会員数増加に向けた広報活動等の取組等を行っており、その結果も踏まえた確認が必要である。
- ② 個人情報に関するセキュリティ管理体制については、取得に向けた準備が進められているものの、現状、プライバシーマーク等が取得されていない。
- ③ 前回の審査の結果、「許可（条件付き）」とされていたところであるが、上記①及び②を踏まえれば、条件付きを解除できるとまではいえない。

### ○ 審査結果

- ① 運営許可要件第3の3（1）及び（2）の要件に関し、令和元年度決算報告及び事業報告において確認を行う。
- ② 運営許可要件第3の3（3）及び附則2項の要件に関し、いずれかの取得についての確認を行う。
- ③ 今回の審査の結果、本事業の公益性に鑑み、上記①及び②の要件を満たさない場合には、運営許可を取り消す場合があることを前提に、引き続き「許可（条件付き）」とする。

### ○ 留意事項

- ① 高等学校及び大学の利用拡大に関して、引き続き都道府県単位での説明会や各大学団体への説明の機会を追求すること。
- ② 決算報告及び事業報告にあたっては、単価及び数量など収入の内訳を示すこと。
- ③ プライバシーマークの取得等までの期間については、個人情報に関するセキュリティ管理体制の点検を行うこと。
- ④ 民間事業者から借用しているID管理システムは、公益性の観点からできるだけ速やかに独自の管理システムに移行すること。

令和2年5月11日

文部科学省高等教育局長  
伯 井 美 徳 殿

一般社団法人教育情報管理機構  
理事長 山 崎 光 悅

### JAPAN e-Portfolioの運営許可に係る決算報告等に関する件（報告）

一般社団法人教育情報管理機構の財務に関する報告等を添付の通り行います。なお決算報告書の内容については5月8日に社員総会において正式に承認されております。

2020年度予算案については、2020年度においてもJAPAN e-Portfolioを生徒、大学が利用できるよう、運営予算の策定を行っております。課題となっていました財源確保策ですが、①高等学校の会費の新設、②民間事業者の会費の値上げにより対応し、健全な運営に努めてまいります。

高等学校の会費の新設ですが、高大接続ポータルサイトJAPAN e-Portfolioは大学入試改革のみならず、高等学校教育改革のためのプラットフォームとして構築されたものであります。大学のユーザーの増加が厳しい状態でありますが、ポートフォリオとして活用する高等学校は順調に増加しており、ポートフォリオ利用の料金として高等学校からの会費を徴収することと致します。

また、民間事業者の会費の値上げについてですが、民間事業者では各社商品をJAPAN e-Portfolioに連携することにより、収益を上げています。昨年度は300万円の会費を徴収しておりましたが、各社の上げている利益に比較しては廉価すぎるため、一般社団法人が民間事業者に利益供与しているとのご指摘を頂いているところでもあります。幸い各社より値上げについてのご承諾を頂きましたので、これを予算化することとなりました。

なお先日、事務局を通じて収入の課題が解消した場合においても、大学の利用が増えない以上、正常な経営と認められないため、運営許可が停止される可能性についてお知らせを頂戴しました。本報告においてとりまとめて改善案によって、運営許可が継続されるものと確信いたしますが、万一、現段階での運用停止になった場合については、大学、民間事業者より補償請求案件になる可能性があり、蓄積された高校生徒のデータの取り扱いについても対応ができません。

何よりもJAPAN e-Portfolioを利用する生徒が17万人おり、民間事業者の連携と合わせますとおよそ150万人の生徒が利用していることから、運用許可の停止においては極めて重大かつ深刻な社会問題となることは必至です。（別紙参照）

私ども一般社団法人教育情報管理機構としては、高大接続ポータルサイトJAPAN e-Portfolioの運用により、これら生徒の利用を継続し、各大学が既に確定した入試制度を実施できることにより、目的とする高校教育改革、大学入試改革、大学教育改革への貢献ができるものと考えており、2020年度についてもJAPAN e-Portfolioの運営継続ができるよう引き続き取り組んでまいります。

このような点もふまえ、JAPAN e-Portfolioの運用許可にあたっては、長期展望に基づき慎重にご審査頂き、我が国の大学入試改革に資する英断を下されますようお願ひいたします。

(添付資料)

- 一 2019年度決算報告書
  - 1) 2019年度収支決算書
  - 2) 2019年度貸借対照表
  - 3) 2019年度損益計算書
  - 4) 2019年度監査報告書
- 二 2019年度事業報告書
- 三 改善案
- 四 参考資料

以上

# 一 2019年度決算報告書

一般社団法人教育情報管理機構

2019年度収支決算

2019年4月1日~2020年3月31日

収入の部				
項目	予算額	決算額	備考	差異
I. 会費				
1. 一般会員会費				
①一般会費	60,000,000	6,800,000	20万円×34法人	▲ 53,200,000
②データ利用料	40,000,000	5,000,000	20万円×25校	▲ 35,000,000
消費税（8%分）		384,000	24校	384,000
消費税（10%分）		20,000	1校	20,000
2. 賛助会員会費				
①特定賛助会費	18,000,000	12,000,000	300万円×4法人	▲ 6,000,000
②指定賛助会費	7,000,000	2,400,000	100万円×1法人	▲ 4,600,000
③賛助会費	17,500,000	1,000,000	50万円×2法人	▲ 16,500,000
④協賛会費	6,500,000	100,000	10万円×1法人	▲ 6,400,000
II. その他収入				
講演収入	60,750	342,900		282,150
連携開発費	0	35,000,000		35,000,000
III. 借入収入金	3,500,000	3,500,000		0
収入の部 合計	152,560,750	66,546,900		▲ 86,013,850

支出の部				
項目	予算額	決算額	備考	差異
I. システム運用経費*	110,000,000	55,000,000		55,000,000
II. 一般社団法人設立経費	3,500,000	815,670		2,684,330
III. 一般社団法人事務委託経費・事務経費 (内訳) 業務委託費	6,250,000	5,635,880		614,120
消耗品費		4,400,000		
旅費交通費		32,873		
印刷費		328,780		
通信費		90,510		
その他手数料		624,119		
租税公課（印紙代）		72,494		
IV. 借入返済	3,500,000	3,500,000		0
支出の部 合計	123,250,000	64,951,550		58,298,450

\*システム運用経費は支払方法の変更契約により2019年度50,000千円、2020年度50,000千円（消費税別）に分割

収支	29,310,750	1,595,350
----	------------	-----------

(単位：円)

## 一般社団法人教育情報管理機構

## (貸借対照表)

2020/3/31

金額 (円)

科目	金額	科目	金額
I. 資産の部		II. 負債の部	
流動資産		流動負債	
現金預金	1,595,350	未払金*	55,000,000
未収金	0	未払消費税	404,000
固定資産	0	負債の部合計	55,404,000
繰延資産	0	III. 純資産の部	
		設立時純資産	
		剩余金	-53,808,650
		純資産の部合計	-53,808,650
資産の部合計	1,595,350	負債・純資産合計	1,595,350

\*未払金55,000千円は支払方法の変更契約によるシステム運用経費2020年度支払い分

## 一般社団法人教育情報管理機構

(損益計算書)

2019/4/30-2020/03/31

## 1 経常損益の部

	金額（円）
(1) 経常収益	63,046,900 (ア)
受取会費	27,704,000
一般会員会費	12,204,000
一般会費	6,800,000
データ利用	5,000,000
消費税(8%)分	384,000
消費税(10%)分	20,000
賛助会員会費	15,500,000
特定賛助会費	12,000,000
指定賛助会費	2,400,000
賛助会費	1,000,000
協賛会費	100,000
事業収益	35,342,900
連携開発費	35,000,000
講演収入	342,900
(2) 経常費用	
事業費	116,039,880 (イ)
業務委託費	116,039,880
システム運用経費*	110,000,000
業務委託費	4,400,000
消耗品費	32,873
旅費交通費	328,780
印刷費	90,510
通信費	624,119
その他手数料	72,494
租税公課	87,104
租税公課(未払分合)	404,000
経常利益	△ 52,992,980 (ウ) = (ア) - (イ)

\*システム運用経費は支払方法の変更契約により2019年度50,000千円、2020年度50,000千円(消費税別)に分割しており、  
2020年度支払い分を含む。

## 2 経常外損益の部

## (1) 経常外費用

設立経費	815,670
経常外損益	815,670 (エ)

当期純利益	△ 53,808,650 (オ) = (ウ) - (エ)
-------	------------------------------

2020年4月29日

一般社団法人教育情報管理機構

理事長 山崎光亮 殿

一般社団法人教育情報管理機構

監事 松岡政樹

監査報告書

わたくし、監事は2019年4月1日から2020年3月31日までの当法人の事業報告、計算書類、これらの付属明細書、その他の理事の職務執行の監査については以下のとおり報告いたします。

### 1、監査の方法

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要会議に出席し、理事及び使用人等から財産の状況及び職務の執行について報告をうけ、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方針によって、当該年度に係る事業報告及びその付属明細書を監査しました。

さらに会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及びその付属明細書並びに財産目録について監査しました。

### 2、監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は当法人の財産及び正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

## 二 2019年度事業報告書

事業報告	<p><b>2019年度事業報告</b></p> <p>(1) 理事会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2019年3月21日に設立時総会を実施し、4月1日に一般社団法人教育情報管理機構を認可・設立した。</li> <li>・ 理事会については、定例理事会を10月15日、2020年3月17日に実施したほか、電磁的方法による理事会を5月13日、6月28日、7月26日、8月26日、9月27日、10月28日、11月22日、12月16日、2020年1月27日、3月6日に開催している。</li> <li>・ 生徒利用数については、165,299人となった（2020年3月31日現在）</li> </ul> <p>(2) 2019年度決算について</p> <p>1) 収入の部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算策定期階においては、会員大学数は300法人、データ利用大学数は200校であったが、目標を大きく下回り会員大学数34法人（会費20万円）、データ利用大学25校（利用料20万円）となった。賛助会員については、特定賛助会員4法人（会費300万円）、指定賛助会員4法人（会費100万円*）、賛助会員2法人（会費50万円）、協賛会員1法人（会費10万円）となり、会費合計は27,300,000円となり、予算を下回る結果となった。収入の部の合計は講演収入、連携費と合わせ66,546,900円となった。</li> </ul> <p>*事業規模を考慮し会費の減額を理事会で承認した法人がある。</p> <p>なお、大学会費の予算を下回った理由は以下の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 一般社団法人教育情報管理機構の運営許可が3月末となったことから、各大学の予算策定期間での周知ができなかったこと。</li> <li>② 大学入学者選抜改革が令和2年度に実施する令和3年度入試（2021年度入試）からであること。</li> <li>③ 委託事業終了時点では、参画大学数は113大学（高校利用数は3,334校、高等学校生徒利用数は197,241人）となっていたが、事業の継承が認められなかつたため、ゼロからの募集となったこと。</li> </ol> <p>2) 支出の部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ システム運用に関する委託経費は、2019年度55,000,000円（消費税含む）、2020年度55,000,000円（消費税含む）の分割支払いとなっている。</li> <li>・ その他の事務委託経費・事務経費を含め、支出総額は64,951,550となった。</li> </ul> <p>3) 収支決算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2019年度の収支決算は1,595,350円の収入超過となった。</li> </ul> <p>(3) プライバシーマークの取得に関する取り組み</p> <p>プライバシーマークの取得に向けた調査を実施している。また、JAPAN e-Portfolioシステム運営事業者に対する査察を実施し、個人情報保護のための厳格なセキュリティ体制を構築していることを確認した。</p> <p>(4) 募集活動の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立大学協会入試委員会において、設立を報告し会員募集を告知（4／17）</li> <li>・ 機構ホームページを立ち上げ（5／20）</li> <li>・ 6月上旬に大学、民間事業者宛に会員募集案内を送付（6／1）</li> <li>・ 公立大学協会入学者選抜に関する協議会にて、会員募集告知（6／6）</li> <li>・ 日本私立大学連盟総会において、会員募集を告知（6／25）</li> <li>・ 全国の高等学校に向け、教育委員会等を通じ社団法人への移行を案内（6／25）</li> <li>・ 民間事業者への賛助・協賛の依頼実施（8／1）</li> <li>・ 3月13日付で全国国公私立大学・短大へ利用案内を発送</li> </ul>
------	---

### 三 改善案 (JAPAN e-Portfolioの運営許可に係る審査結果への対応について)

運営許可に係る審査結果	<p>○指摘事項</p> <p>① 財務状況については、利用している会員大学数が少なく、会員数増加に向けた広報活動等の取組等を行っており、その結果も踏まえた確認が必要である。</p> <p>② 個人情報に関するセキュリティ管理体制については、取得に向けた準備が進められているものの、現状、プライバシーマーク等が取得されていない。</p> <p>③ 前回の審査の結果、「許可（条件付き）」とされていたところであるが、上記①及び②を踏まえれば、条件付きを解除できるとまではいえない。</p> <p>○審査結果</p> <p>① 運営許可要件第3の3(1)及び(2)の要件に関し、令和元年度決算報告及び事業報告において確認を行う。</p> <p>② 運営許可要件第3の3(3)及び附則2項の要件に関し、いずれかの取得についての確認を行う。</p> <p>③ 今回の審査の結果、本事業の公益性に鑑み、上記①及び②の要件を満たさない場合には、運営許可を取り消す場合があることを前提に、引き続き「許可（条件付き）」とする。</p> <p>○留意事項</p> <p>① 高等学校及び大学の利用拡大に関して、引き続き都道府県単位での説明会や各大学団体への説明の機会を追求すること。</p> <p>② 決算報告及び事業報告にあたっては、単価及び数量など収入の内訳を示すこと。</p> <p>③ プライバシーマークの取得等までの期間については、個人情報に関するセキュリティ管理体制の点検を行うこと。</p> <p>④ 民間事業者から借用しているID管理システムは、公益性の観点からできるだけ速やかに独自の管理システムに移行すること。</p>
改善案	<p>2020年度事業計画（改善案）</p> <p>(1) 社員総会・理事会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年5月4～8日に社員総会を電磁的方法により開催する。</li> <li>理事会については、定例理事会を10月、3月に開催するとともに、電磁的方法による理事会を適宜開催する予定である。</li> <li>生徒利用数については、2021年3月31日現在で21万人を目標とする。</li> <li>大学利用数については、期中からの募集でもあり2020年度については、新規大学を3大学確保することを目標とする。</li> </ul> <p>(2) 新規事業について（留意事項に関する改善案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校の利用拡大に関して、都道府県単位での説明の機会を追求し実施する。</li> <li>大学の利用拡大に関して、各大学団体への説明の機会を追求し実施する。</li> <li>個人情報に関するセキュリティ管理体制の点検を行うとともにプライバシーマークの取得に取り組む。また、JAPAN e-Portfolioシステム運営事業者に対する査察を2020年2月に実施し、個人情報保護のための厳格なセキュリティ体制を構築していることを確認したが、継続した点検を実施する。</li> <li>民間事業者から借用しているID管理システムは、公益性の観点から2021年4月1日より公益性をもつ管理システムに移行する。</li> </ul> <p>(3) 2020年度予算について</p> <p>1) 収入の部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学会費・データ利用料については合わせて11,800,000円を見込んでいる。</li> <li>特定賛助会員会費については、各社サービスの収益に比して廉価であり、利益供与との批判もあるため、各社サービスの収益に相応する会費に値上げし33,000,000円を見</li> </ul>

	<p>込んでいる。また指定賛助会費4,000,000円、賛助会費1,000,000円、協賛会費100,000円を計上している。また、本年度よりポートフォリオ利用を行っている高等学校より会費を徴収することとし、総額80,000,000円を計上、賛助会費総額118,100,000円を計上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他、講演収入150,000円、連携費として43,529,800円を計上、収入の部総額175,167,566円となっている。</li> </ul> <p>2) 支出の部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支出の部はシステム運営経費165,000,000円、事務委託経費・事務経費6,035,014円、あわせて171,035,014円を見込んでいる。</li> </ul> <p>3) 収支決算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年度の収支決算は4,132,552円を見込んでいる。</li> </ul>
--	---

#### 四 (参考資料1) 2020年度予算案

一般社団法人教育情報管理機構

2020年度予算(案)

(2020年4月1日~2021年3月31日)

収入の部				
項目	単価(円)	数量	予算額(円)	備考
I. 前期繰越			1,087,766	
I. 会費				
1. 一般会員会費				
①一般会費	200,000	34法人	6,800,000	
②データ利用料	200,000	25校	5,000,000	
消費税(10%分)		25件	500,000	
2. 賛助会員会費				
①特定賛助会費				
②指定賛助会費				
③賛助会費	10,000,000	4法人	30,000,000	
④協賛会費	3,000,000	3法人	3,000,000	
⑤高校会費	1,000,000	1法人	3,000,000	JSコーポレーションは事業規模から300万円を据え置く
II. その他収入				
講演収入				
連携開発費			43,529,800	
合計			175,167,566	
支出の部				
項目			予算額(円)	備考
I. システム運用経費			165,000,000	
II. 一般社団法人事務委託経費・事務経費			6,035,014	
(内訳) 業務委託費			4,400,000	
消耗品費			30,000	
旅費交通費			250,000	
印刷費			90,510	
通信費			607,000	
その他手数料			75,504	
租税公課(印紙代)			82,000	
租税公課(事業税・消費税)			500,000	
合計			171,035,014	
収支見込		収支	4,132,552	

(参考資料2) 一般社団法人教育情報管理機構（2019年度概要）

主たる事務所：東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

設立年月日：平成31年4月1日（同日登記）

役員(代表理事)：山崎 光悦

理事 永田 恭介

理事 上野 淳

理事 郡 健二郎

理事 田中 愛治

理事 村田 治

監事 松岡 敬

目的等：この法人は、情報通信技術を利用した学習履歴の情報管理と、教育、入学者選抜等における活用の高度化を図り、もって我が国の教育、学術研究、文化及び産業の発展に寄与することを目的とする。

会費：正会員 <法人単位 年額20万円>  
データ利用 <大学単位 年額20万円(税別)>

特定賛助会費 <年額300万円>

※ 当該会員が運営する学習支援システム事業、ポートフォリオ事業、SNS事業、データベース事業等これらに類する事業において取得したデータ又は本機構が運営する高大接続ポータルサイト「JAPAN e-Portfolio」(以下、「JeP」という。)が所有するデータ等、JePに連携し、蓄積した情報を活用して事業を行う会員が支払う会費

指定賛助会費 <年額100万円>

※ 当該会員が運営するインターネット出願サービス事業等で、本機構が運営するJePにより発行するコード等、本機構が運営するJePの大学出願ポータル機能と連携し、出願に関する情報を活用して事業を行う会員が支払う会費

賛助会費 <年額50万円>

※ 当該会員が運営する高校校務システム事業等、本機構が運営するJePに連携し、蓄積した情報を活用して事業を行う会員が支払う会費

協賛会費 <年額10万円>

※ 当該会員が運営する大会、検定、資格等、本機構が運営するJePの名称や商標等を利用して事業を行う会員が支払う会費

## 2020 年度期中に運営許可が取消され、 JAPAN e-Portfolio が運用停止となった場合の懸念事項

### 1 社会からの批判

JAPAN e-Portfolio は、現在生徒約 17 万人が利用しており、民間ポートフォリオや学習支援システムとの連携を含めますと 150 万人（事業者からの申告に基づく推計）が利用しております。

一部メディアの JAPAN e-Portfolio（以下、JeP）への批判的な報道<sup>\*1</sup>もありますが、極めて好意的に利用している生徒、生徒関係者が多数存在していることも事実です。本年より JeP との連携を前提に、民間ポートフォリオの活用を全県で開始した県もあると聞き及んでいますし、JeP のポートフォリオ活用に向けた教育資材開発、年間計画を立てている学校もあります。COVID-19 の感染拡大対策に翻弄されている高等学校に対して、期中の JeP 停止は大きな負担を強いることになります。

万一このような事態になれば、JeP への一定の理解を持ち、これまで沈黙していたメディア、例えば朝日、毎日、読売、産経、日経などの新聞各紙、NHK<sup>\*2</sup>などの TV 局も一斉に文部科学省の決定への批判を行うことになると考えられます。

\*1: しんぶん赤旗等や twitter を通じた批判は JeP への誤った認識や無理解によるものです。例えば、民間事業者にデータが流出する。JeP の大学入試利用により高等学校教育が歪められ、大学入試において経済格差、地域格差を生むとの誤解。さらには高等学校教員の負荷が増える（校外活動での承認作業は無い）等の内容です。

\*2: 1 月上旬から 2 月上旬にかけて、新聞各社、NHK からの取材を受けておりますが、上記の批判的な報道に対しての事実の説明について、さらに JeP の趣旨についてご理解を頂いているところです。

### 2 大学からの批判

令和 2 年度の JeP の運用については、貴職 令和 2 年 3 月 11 日付出席状 元文科高第 1168 号により運用を開始しております。これにより、各大学は JeP を利用した入試制度の構築を大学内で決定し、大学入試要項、大学入試制度に関する告知物の作成、大学入試出願、大学入試電算処理に関する作業に既に入っています。

大学入試制度に関する告知物については、各大学が大学案内とともに配布する入試ガイドがその役割を果しており、私学の場合は 100 万部程度の印刷を行います。既にその印刷の校了時期を迎えており、そこで JeP の利用について言及している場所は、当該箇所の変更、訂正が必要です。かつての事例では、訂正費用に 1 ページあたり 350 万円かかったとの事を聞いております。また、これだけではなくウェブ等での告知、入試要項の変更など種々、費用が発生する対応が大学に求められます。

さらに、インターネット出願事業者との契約が完了しているケースがあれば、インターネット出願事業者がシステム改修を始めた段階でコストが発生することになります。昨年まで入試利用をしており、システム改修が終了している場合にあっても、JeP 利用をしないシステム仕様への改修費用がかかることがあります。

同様に、判定システムの改修に関わる事業者との契約、改修コストの問題が生じる可能性があり、大学に大きな負担が生じる可能性があります。当然ながら、これらの費用は予算化されていませんから、稼働の負担と合わせて大学から批判の声が上がる事が想定されます。

### 3 JeP に連携する民間事業者からの批判

JeP と連携する学習支援システムやポートフォリオを運営する民間事業者についても、各社商品の利用マニュアル、サービスの紹介リーフレットを既に高等学校に配布しております。各社ユーザーが50万人とも聞き及んでおり、相当数の印刷物が既に高等学校に配布されていることが想像できます。JeP の運用停止により各社の連携に関する教育資材が刷り直しとなれば、かなりの損害額になることが予想されます。

また、JeP との連携開発費にあたっては、各社がシステム改修において300万円～500万円程度の費用を投じておりますので、JeP と連携しないシステムへ戻す再改修費用が発生することになります。

その他、各社ウェブサイトでの広報を行っていることの改修費用、教育資材の再発送費用など、期中における運用停止に対する損害賠償請求の可能性も考えられます。文部科学省と一般社団法人教育情報管理機構の間での協定書においては、文部科学省は一切の責任を負わないと明記されていますが、期中の運用停止にあたっては、文部科学省の責任を問う事態もあり得ると思われます。

### 4 JeP 運用停止後の情報の取り扱い

万一、幣機構が JeP の運用停止となった場合は即日運用停止<sup>\*3</sup>になるものと拝察します。その際、データを蓄積している生徒 17万人、民間に蓄積しているデータ 150万人分の取り扱いについて、文部科学省とシステム運営委託事業者が別途契約を締結頂き、生徒が蓄積したデータの取扱いについてご指示を行っていただく必要があります。貴省に所有権のあるデータについて、仮に令和 3 年度入試に活用しないとしても昨年度までにデータ入力した新2、3 年生のデータのうち、特に新2年生のデータを令和 4 年度入試に活用するには、それまでの間データを保存し、維持管理する必要があります。もしこのデータを破棄（無効）した場合には、この段階での生徒・生徒関係者からの批判は相当なものと思われます。

さらに、この種のデータは 5 年間の保管義務がありますので、データ所有権を有する文部科学省でダウンロードされなかったデータも含め、保管する必要<sup>\*4</sup>が生じます。

\*3:運用停止の決定にあたっては、残務処理等も含めての運用が停止されるものと理解しております。

また、収入計画が見直しとなるため、システム運営委託会社との契約が締結できなくなり、即日運用停止でない場合であっても、JAPAN e-Portfolio の一切の運用ができなくなります。

\*4:委託事業時に蓄積されたデータは、事業継承が認められなかつたため関西学院大学が保管費を負担し、令和5年度末まで保管することになっており、適宜要請に応じてデータを返却する事になっていると聞いております。

### 5. JeP 運用停止の告知

一般社団法人教育情報管理機構は、その設置にあたり公益性のある運営団体による JeP の運用が必要であるとの文部科学省の要請に基づいて設置を計画し、公募案件によって JeP 運用主体として認定され、2019年4月1日より運営を行ってきております。

このような社団設置の経緯も踏まえつつ、万一、JeP の運用許可停止をする場合は、文部科学省より運用停止に関する告知文の発出を高等学校、大学、民間事業者はじめ関係各方面にお願いしたいと考

えております。

特に幣機構としては 2020 年度についても財務的な課題を解決し、JeP を運用する意思を有しております。報道からの問い合わせに対しても、財務的な課題は解決し 2020 年度の JeP の運用を継続するという強い意志を有している事を示す所存でありますので、運用停止理由についても、先日ご連絡のあった「大学の利用増が見込めないため JeP の運用の見通しが立たない」等、社会的に十分な理解が得られる内容を文部科学省から発出頂くことをお願いします。

以上

## これまでの主な成果

## 委託事業

- ・ICTを活用し「主体性等」を評価する入試モデルとして、高大接続ポータルサイト「JAPAN e-Portfolio」(JeP)を開発。①高校eポートフォリオ機能と、②大学出願ポータル機能を有する。
- ・「主体性等」の評価尺度・基準を調査し、JePに入力する各種項目を策定（データ項目の標準化）。
- ・学びの成果のデジタル化により短期間での評価が可能。
- ・平成30年度には、参画大学がJePに蓄積された生徒の情報を活用しての選抜を試行実施。
- ・一般選抜における「主体性等」を評価するためのJePの学びのデータの活用方法（①出願資格として活用、②得点化して活用、③合否参考として活用）のモデルを提示。
- ・さらに、モデルを踏まえた一般選抜における具体的な評価方法の検討。具体的には、主体性等の評価にどの程度重みを付けるか、どの項目を評価の対象とするか等を検討し、入学者選抜方法の事例を提示。
- ・総合型選抜におけるJePを活用したプロセス評価型入試の事例を提示。
- ・参画大学113大学、高校生徒利用数20万人。

## 機構

- こうした委託事業の成果を継承しつつ、機構はJePを運営することを通じて以下の取組に寄与。
- ・高等学校教育において、生徒は自らの「学びのデータ」を記録し振り返り、今後どのような学び・成果につなげていくかの参考として、継続的な「主体的な学び」を促進。
  - ・大学入学者選抜において、調査書だけでは評価できない、生徒の学びのプロセスを記録するポートフォリオを活用することによって、より多面的・総合的な評価を促進。

## 課題

- ①各大学においてJePを活用した取組がなかなか浸透していない中で、「主体性等」を入試で評価することの意義を改めて考えることが必要。その際、委託事業により提示されたモデルや事例も参考にしつつ、一般、総合型、学校推薦型のそれぞれの選抜区分ごとに求められる多面的な評価の在り方や、高校や保護者が期待する多面的な評価などを検討することが必要。
- ②生徒の学びや活動成果等のデータの蓄積や管理の方法等について、運営面での工夫を検討することが必要。
- ③大学（電子出願システム）や高校（統合型校務支援システム）におけるICT活用環境の基盤整備が必要。

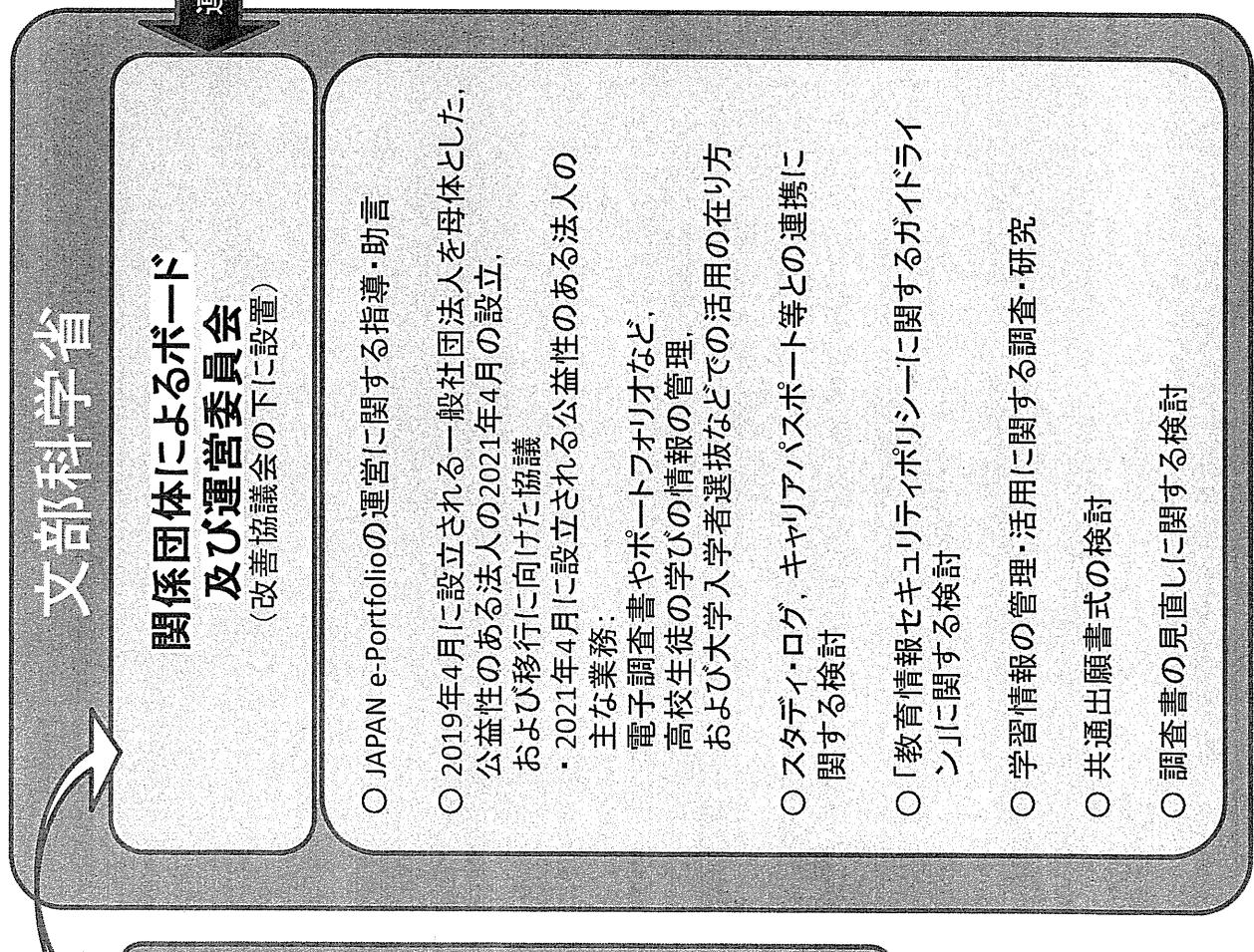
## 資料5

# JAPAN e-Portfolio の今後の運営について（案）（1）

2019年4月～2021年3月

取扱注意

参考資料1



# JAPAN e-Portfolio の今後の運営について（案）（2）

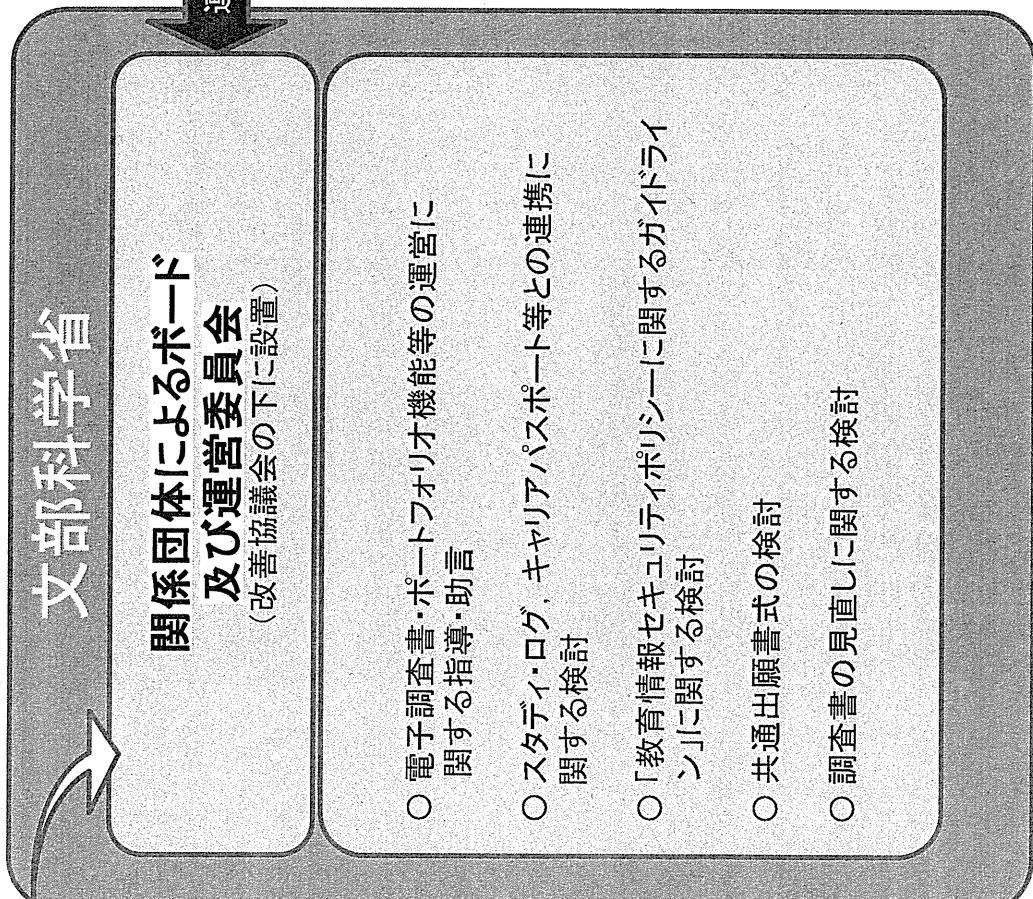
2021年4月以降

## 文部科学省

### 関係団体によるボード 及び運営委員会 (改善協議会の下に設置)

- 電子調査書・ポートフォリオ機能等の運営に関する指導・助言
- スタディ・ログ、キャリアパスポート等との連携に関する検討
- 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に関する検討
- 共通出願書式の検討
- 調査書の見直しに関する検討

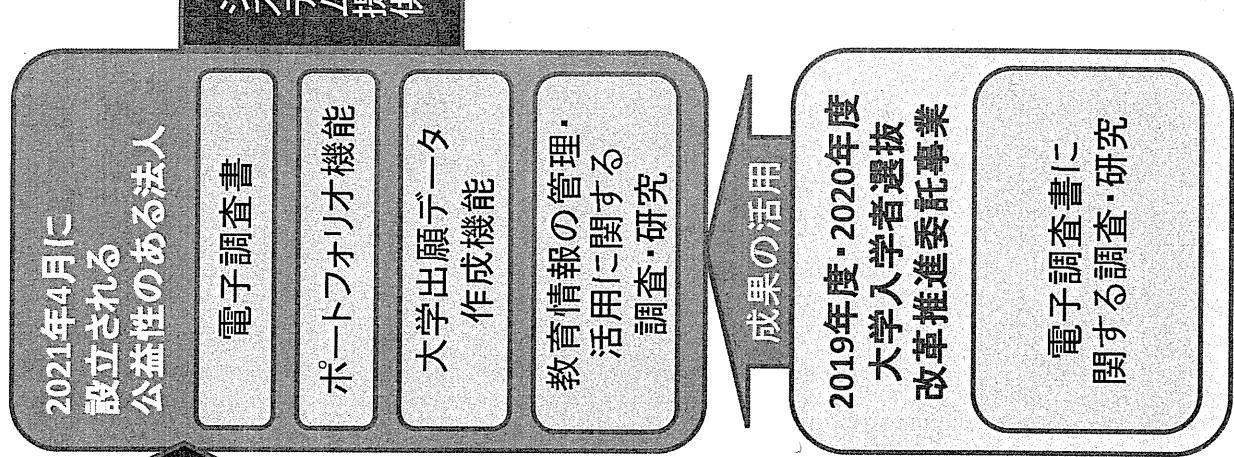
### 関係団体 入学者選抜に関する 調査・研究



# JAPAN e-Portfolio の今後の運営について（案）（2）

取扱注意

## 大学・高等学校・教育委員会

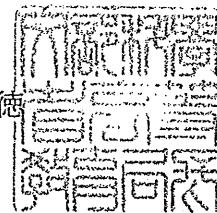


30文科高第1334号

平成31年3月29日

一般社団法人 教育情報管理機構  
(平成31年4月1日登記予定)  
村田 治 殿

文部科学省高等教育局長  
伯井 美徳



「JAPAN e-Portfolio」運営許可に係る審査結果について（通知）

平成31年2月15日付けで申請のあった、一般社団法人 教育情報管理機構における「JAPAN e-Portfolio」運営許可に係る審査結果について、別添のとおり通知する。

なお、許可にあたっては、別添に指摘事項及び留意事項を付しております。条件を満たさない場合は、運営許可を取消す場合がありますので、御留意ください。

おつて、「JAPAN e-Portfolio」の名称については、今後、変更する場合があることを申し添えます。

【本件連絡先】

担当：文部科学省 高等教育局  
大学振興課大学入試室  
入試二係 河原、金子  
電話：03-5253-4111（内線2495）

平成31年3月29日  
文部科学省 高等教育局

### 「JAPAN e-Portfolio」運営許可に係る審査結果

#### ○ 申請組織

組織名：「一般社団法人教育情報管理機構」（平成31年4月1日登記予定）

#### ○ 運営許可要件の確認結果

##### ・「許可（条件付き）」

当該組織は、平成31年4月1日に登記予定であるため、「JAPAN e-Portfolio」運営許可要件、第3条2項「文部科学省と連絡及び調整等を行うことができる拠点を日本国内に常設していること。」が現時点では確認できていない。そのため、第3条2項を証明する証憑が確認できた時点で許可を行う。

##### ・「取消要件」

下記の指摘事項に誠実に対応していただき、半年後に「JAPAN e-Portfolio」運営許可要件、第3条3項（2）「事業運営に必要な資力を有していること。」の確認を行い、条件を満たさない場合には「運営許可」を取り消す場合があることを前提として、「可」とする。

#### ○ 指摘事項

運営許可から半年後に提出する「事業運営に必要な資力を有していること。」の証憑には、単価、数量など収入の内訳明細を示すこと。（例えば、研修会費、JeP登録料などについて）

#### ○ 留意事項

「プライバシーマークの取得、又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISO07001/ISMS）の適合性評価の認証など、個人情報に関するセキュリティ管理体制」の要件については、法人設立後に取得等の準備を進める必要がある。そのため、同事項の要件確認については、「JAPAN e-Portfolio 運営許可要件申請書」において取得準備のあることが確認できることに代えることとし、取得次第、証憑書類の提出を求ることとする。

以上

### 「JAPAN e-Portfolio」の運営に関する基本協定書

文部科学省高等教育局（以下「甲」という。）と一般社団法人教育情報管理機構（以下「乙」という。）は、「JAPAN e-Portfolio」の運営に関し、次の条項により基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

#### （本協定の目的）

第1条 本協定は、各大学の入学者選抜において、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針に基づき、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価するために活用すること並びに高等学校教育及び大学教育の質の確保・向上に向けた取組に活用されることを目的とした「JAPAN e-Portfolio」を、甲と乙とが相互に協力し、適正かつ円滑に運営するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

#### （信義誠実等の義務）

第2条 甲乙両者は、信義を重んじ別に定める「JAPAN e-Portfolio運営方針」、「JAPAN e-Portfolio運営許可要件」及び本協定を誠実に履行しなければならない。

#### （データの利用）

第3条 甲は、「JAPAN e-Portfolio」のデータについて、個人や学校等が特定されないよう匿名化の処理を施した上で、大学入学者選抜並びに高等学校教育及び大学教育の改善のための調査・研究資料として利用することができるものとする。

#### （知的財産権の帰属等）

第4条 「JAPAN e-Portfolio」の運用等により得られた「JAPAN e-Portfolio」で扱う情報の内容及び様式並びに仕様等は、甲に帰属するものとする。

#### （運営許可申請提出書類の記載内容の変更）

第5条 乙は、法人の名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名等、「JAPAN e-Portfolio」運営許可の申請の際に甲に提出した運営許可申請書類の記載内容に変更が生じる場合又は生じた場合は、甲に対し、遅滞なく書面によりその旨を申し出るものとする。

2 甲は、前項の申出を受けた場合には、必要に応じ「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」におけるワーキンググループの意見を聴いた上で、申出の内容が「JAPAN e-Portfolio」運営許可要件を満たしていることの確認に影響を及ぼすものでないか否かを確認し、その結果を速やかに乙に対し通知するものとする。

(実施状況の報告)

第6条 乙は、甲に対し、毎年度の決算報告及び事業報告を、原則として翌年度の5月中に、書面により甲に報告するものとする。

2 甲は、前項により乙から受けた報告について、ワーキンググループの意見を聴いた上で、状況を確認するものとする。

(改善案の提出)

第7条 甲は、乙の運営体制及び乙の運営する「JAPAN e-Portfolio」が、「JAPAN e-Portfolio」運営方針、「JAPAN e-Portfolio」運営許可要件及び本協定等で約する内容を満たしていない、又はその可能性が高いと認める場合は、乙に対し、期限を定めて改善案及び改善状況の報告を求めるものとする。

2 乙は、前項の改善案及び改善状況の報告を求められた場合には、速やかにこれに応じるものとする。

(重大な事故等の報告)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を甲に申し出るものとする。

- 一 「JAPAN e-Portfolio」運営方針に支障をきたす問題が発生した、又はその可能性が高いと考えられるとき
- 二 情報流出等の重大な事故が発生した、又はその可能性が高いと考えられるとき
- 三 前各号に掲げる場合のほか、「JAPAN e-Portfolio」の運営等における重大な事故等が発生したとき

(運営の取り止め)

第9条 乙は、「JAPAN e-Portfolio」の運営を取り止めようとする場合は、甲に対し、原則として前々年度の6月末までに書面により申し出るものとする。その後に運営を取り止めこととなった場合は、直ちに甲に対し書面により申し出るものとする。

- 2 甲は、前項の申出を受けた場合には、内容を確認し、必要がある場合には乙に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることができるものとする。
- 3 甲乙両者は、乙の「JAPAN e-Portfolio」の運営の取り止めが決定した場合には、遅滞なくその旨を公表するものとする。
- 4 乙は、前三項に規定する手続きを踏むことなく「JAPAN e-Portfolio」の運営を取り止めることはできない。

(事業の継続が困難となった場合の申出等)

第10条 乙は、前条第1項の場合の他、「JAPAN e-Portfolio」の運営主体としての事業の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合は、甲に対し、直ちにその旨申し出るものとする。

- 2 甲は、前項の申出を受けた場合、又は前項に規定する状況が生じていると思料する場合には、必要に応じ、乙に対し報告を求め、又は期間を定めて業務の改善若しくは改善案の提出を求めることができる。
- 3 乙は、前項に規定する報告、業務の改善又は改善案の提出等を求められた場合は、速やかにこれに応じるものとする。

(運営許可の取り消し)

- 第11条 甲は、乙又は乙が運営する「JAPAN e-Portfolio」が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、乙に対し、「JAPAN e-Portfolio」の運営許可を取り消し、又は「JAPAN e-Portfolio」の運営に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき
  - 二 組織的な違法行為が行われる等、「JAPAN e-Portfolio」の運営を行わせておくことが社会通念上不適当であると認められるとき
  - 三 前各号に掲げる場合のほか、乙において「JAPAN e-Portfolio」の運営に係る業務を継続することが適当でないと認められるとき
- 2 前項に規定する場合において、「JAPAN e-Portfolio」の運営許可の取り消し、又は「JAPAN e-Portfolio」の運営の全部若しくは一部の停止により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(暴力団排除措置による参加の取消し等)

- 第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、乙に対し、「JAPAN e-Portfolio」の運営許可を取り消し、又は期間を定めて「JAPAN e-Portfolio」の運営に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 法人等（法人又は団体をいう。）又はその役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - 二 法人等又はその役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - 三 法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - 四 法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不

当に利用するなどしているとき

五 法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 前条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。

(権利義務譲渡等の禁止)

第13条 乙は、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。但し、予め書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託等の制限)

第14条 乙は、「JAPAN e-Portfolio」の運営の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、「JAPAN e-Portfolio」の運営の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、事前に書面により甲の承諾を得ることを必要とするものとする。

3 甲は、乙に対し、乙が前項により第三者に委託し、又は請け負わせた業務の内容及び状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

4 乙が、「JAPAN e-Portfolio」の運営の一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合には、当該第三者の行為により甲に生じた損害及び増加費用については、全て乙が負担するものとする。

(個人情報の取扱い)

第15条 乙は、「JAPAN e-Portfolio」の運営に係る個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(秘密保持)

第16条 甲及び乙は、本協定の履行に関し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第17条 乙は、本協定に定める義務を履行しないために甲に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

2 「JAPAN e-Portfolio」の運営に係る業務の実施に当たり、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、乙は、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、前項の規定により乙が負担すべき損害を第三者に対し賠償した場合には、乙に対し、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(協定の変更)

第18条 甲乙両者は、本協定の内容を変更する必要が生じた場合又は経済情勢の変動、不可抗力その他予期することのできない事由により本協定に定める条件が不適当となった場合は、協議して本協定を変更することができる。

(「JAPAN e-Portfolio」の運営に関する協議)

第19条 「JAPAN e-Portfolio」の適切な運営のために必要が生じた場合には、甲乙両者で協議を行うものとする。

(裁判管轄)

第20条 本協定に関し生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協定の有効期間)

第21条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年が経過した日の属する年度の末日とし、期間満了時に協定書の内容を見直す。

- 2 本協定終了後も本協定を終了する日が属する日の次年度末日までは第6条の義務は存続する。
- 3 協定終了後も第8条、第15条及び第16条の義務は存続する。

上記本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年3月9日

(甲) 東京都千代田区霞が関3-2-2

支出負担行為担当官

文部科学省高等教育局長

伯井 美徳 印

(乙) 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー10階

一般社団法人教育情報管理機構 会長 山崎 光悦 印

## 【別記 個人情報取扱特記事項】

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができると認められるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本協定による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、本協定による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。  
「JAPAN e-Portfolio」の運営を取り止め、又は取り消された後においても同様とする。

### (収集の制限)

第3 乙は、本協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (適正管理)

第4 乙は、本協定による業務に関し知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、本協定による業務に関して知り得た個人情報を、協定の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (再委託の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、本協定による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

### (従事者への周知)

第7 乙は、本協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

### (調査)

第8 甲は、乙が本協定による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況に

ついて、隨時調査することができる。

(事故報告)

第9 乙は、本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

30文科高第1334号

平成31年3月29日

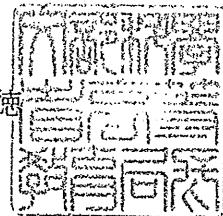
一般社団法人 教育情報管理機構

(平成31年4月1日登記予定)

村田 治 殿

文部科学省高等教育局長

伯井 美徳



「JAPAN e-Portfolio」運営許可に係る審査結果について（通知）

平成31年2月15日付けで申請のあった、一般社団法人 教育情報管理機構における「JAPAN e-Portfolio」運営許可に係る審査結果について、別添のとおり通知する。

なお、許可にあたっては、別添に指摘事項及び留意事項を付しております。条件を満たさない場合は、運営許可を取消す場合がありますので、御留意ください。

おって、「JAPAN e-Portfolio」の名称については、今後、変更する場合があることを申し添えます。

【本件連絡先】

担当：文部科学省 高等教育局  
大学振興課大学入試室  
入試二係 河原、金子  
電話：03-5253-4111（内線2495）

平成31年3月29日  
文部科学省 高等教育局

### 「JAPAN e-Portfolio」運営許可に係る審査結果

#### ○ 申請組織

組織名：「一般社団法人教育情報管理機構」（平成31年4月1日登記予定）

#### ○ 運営許可要件の確認結果

##### ・「許可（条件付き）」

当該組織は、平成31年4月1日に登記予定であるため、「JAPAN e-Portfolio」運営許可要件、第3条2項「文部科学省と連絡及び調整等を行うことができる拠点を日本国内に常設していること。」が現時点で確認できていない。そのため、第3条2項を証明する証憑が確認できた時点で許可を行う。

##### ・「取消要件」

下記の指摘事項に誠実に対応していただき、半年後に「JAPAN e-Portfolio」運営許可要件、第3条3項（2）「事業運営に必要な資力を有していること。」の確認を行い、条件を満たさない場合には「運営許可」を取り消す場合があることを前提として、「可」とする。

#### ○ 指摘事項

運営許可から半年後に提出する「事業運営に必要な資力を有していること。」の証憑には、単価、数量など収入の内訳明細を示すこと。（例えば、研修会費、JeP登録料などについて）

#### ○ 留意事項

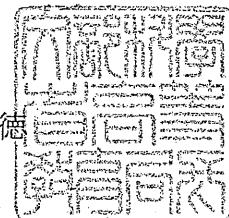
「プライバシーマークの取得、又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISO07001/ISMS）の適合性評価の認証など、個人情報に関するセキュリティ管理体制」の要件については、法人設立後に取得等の準備を進める必要がある。そのため、同事項の要件確認については、「JAPAN e-Portfolio 運営許可要件申請書」において取得準備のあることが確認できることに代えることとし、取得次第、証憑書類の提出を求ることとする。

以 上

元文科高第 1168 号  
令和 2 年 3 月 11 日

一般社団法人教育情報管理機構会長 殿

文部科学省高等教育局長  
伯井美徳



#### 「JAPAN e-Portfolio」運営許可に係る審査結果について（通知）

令和元年 11 月 1 日付けで提出のあった「JAPAN e-Portfolio の運営許可要件等への対応状況に関する報告書」等の審査結果について、別添のとおり通知します。

許可に当たっては、別添に指摘事項及び留意事項を付しております。条件を満たさない場合は、運営許可を取り消す場合がありますので、ご留意ください。

なお、今後「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」において、志願者本人記載資料の活用及び大学への情報提供の在り方について、検討が行われることを申し添えます。

#### 【本件連絡先】

担当：大学振興課大学入試室

専門官 加藤

入試第一係 高木、上田

電話：03-5253-4111（内線4902）

令和2年3月9日

## 「JAPAN e-Portfolio」運営許可に係る審査結果

### ○ 審査対象組織

組織名：一般社団法人教育情報管理機構

### ○ 指摘事項

- ① 財務状況については、利用している会員大学数が少なく、会員数増加に向けた広報活動等の取組等を行っており、その結果も踏まえた確認が必要である。
- ② 個人情報に関するセキュリティ管理体制については、取得に向けた準備が進められているものの、現状、プライバシーマーク等が取得されていない。
- ③ 前回の審査の結果、「許可（条件付き）」とされていたところであるが、上記①及び②を踏まえれば、条件付きを解除できるとまではいえない。

### ○ 審査結果

- ① 運営許可要件第3の3（1）及び（2）の要件に関し、令和元年度決算報告及び事業報告において確認を行う。
- ② 運営許可要件第3の3（3）及び附則2項の要件に関し、いずれかの取得についての確認を行う。
- ③ 今回の審査の結果、本事業の公益性に鑑み、上記①及び②の要件を満たさない場合には、運営許可を取り消す場合があることを前提に、引き続き「許可（条件付き）」とする。

### ○ 留意事項

- ① 高等学校及び大学の利用拡大に関して、引き続き都道府県単位での説明会や各大学団体への説明の機会を追求すること。
- ② 決算報告及び事業報告にあたっては、単価及び数量など収入の内訳を示すこと。
- ③ プライバシーマークの取得等までの期間については、個人情報に関するセキュリティ管理体制の点検を行うこと。
- ④ 民間事業者から借用しているID管理システムは、公益性の観点からできるだけ速やかに独自の管理システムに移行すること。

「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」における

ワーキンググループ（第6回）

議事次第

日 時：平成31年2月22日（金） 15：00～17：00

場 所：文部科学省東館15F特別会議室

議 事

1. 開 会

2. 議 題

(1) 「JAPAN e-Portfolio」運用許可に係る審査

(2) 調査書電子化に関する大学入学者選抜実施要項の改正案

(3) 新指導要録・調査書の検討スケジュール及び電子調査書に係るスケジュール  
に関する高等学校・教育委員会・大学等への説明について

(4) その他

3. 閉 会

《配布資料》

資料1-1 「JAPAN e-Portfolio」運営許可の審査にあたって

資料1-2 「JAPAN e-Portfolio」運営許可要件確認一覧

資料1-3 「JAPAN e-Portfolio」運営許可申請書

資料1-4 「利用規約」（案）

資料2 調査書電子化に関する大学入学者選抜実施要項（改正案）

資料3-1 高大接続に關わる指導要録及び調査書のスケジュール（予定）

資料3-2 指導要録と調査書のスケジュールについて教育委員会等に対する当面の説明の  
機会

参考資料1-1 「一般社団法人 教育情報管理機構」定款（案）

参考資料1-2 「JAPAN e-Portfolio」運用許可要件

参考資料1-3 「JAPAN e-Portfolio」運営方針

## 「JAPAN e-Portfolio」運営許可の審査にあたって

「JAPAN e-Portfolio」の運営許可について、平成31年3月に登記予定である「一般社団法人教育情報管理機構」から申請があった。

本法人は現時点では設立しておらず確認できない項目があるため、現時点においては確認できる項目のみ審査を行い、確認できない以下の項目については法人設立後に改めて審査を行う。

その結果、全ての要件を満たした場合に運営を許可することとする。

### ○ 項目

#### 第3 適格性

- 2 文部科学省と連絡及び調整等を行うことができる拠点を日本国内に常設していること。
- 3 (1) 債務超過でないこと。  
(2) 事業運営に必要な資力を有していること。

#### 第4 運営・管理

- 2 提供するサービスの手数料について、過度に収入超過とならない水準に設定されること。
- 3 適切な会計を行うこと。（運営主体（及びシステム請負事業者）は「JAPAN e-Portfolio」事業について、会計上、他の事業と区分して適切に処理すること）

#### 第5 事業内容

- 1 利用目的を、契約約款において定めていること。
- 2 利用者が他の運営主体が提供する「JAPAN e-Portfolio」へのデータ移行を希望する場合、利用者にとって円滑なデータ移行ができること。

## 「JAPAN e-Portfolio」運営許可要件確認票

法人名	一般社団法人 教育情報管理機構		根拠書類等	
運営許可要件		現時点確認	法人設立後確認	
<b>第3 適格性</b>				
1 日本国内の法人格を有する又は有する予定である非営利組織であること。		申請書 【1及び2(1)】		
2 文部科学省と連絡及び調整等を行うことができる拠点を日本国内に常設していること。			登記に関する証明書	
3 繼続性のある組織・経営体制であり、次の(1)(2)(3)を満たしていること。				
(1)債務超過でないこと。			事業・収支計画書等	
(2)事業運営に必要な資力を有していること。			事業・収支計画書等	
(3)「情報信託機能の認定に係る指針」に基づいた「情報銀行」の認定を受け、又は認定を受ける予定があること。		申請書 【2(4)】	証憑書類(※)	
<b>第4 運営・管理</b>				
1 運営主体は、「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」におけるワーキンググループ(以下、「ワーキンググループ」という。)において検討し別に定める「JAPAN e-Portfolio」運営方針及びワーキンググループにおける意見を踏まえた文部科学省の指導・助言に従うこと。		申請書 【3】		
2 提供するサービスの手数料について、過度に収入超過とならない水準に設定されること。			事業・収支計画書等	
3 適切な会計を行うこと。(運営主体(及びシステム請負事業者)は「JAPAN e-Portfolio」事業について、会計上、他の事業と区分して適切に処理すること)			予算書等	
4 運営管理に関して、次の事項について文部科学省に報告を行うこと。				
(1)文部科学省から求めがあった事項に関する報告		申請書 【3】		
(2)決算報告及び事業報告(毎事業年度)		申請書 【3】		
(3)情報銀行の認定の更新があった場合の報告(更新の時)		申請書 【3】		
(4)情報銀行の認定の停止・取消があった場合の報告(停止・取消があつた時)		申請書 【3】		
<b>第5 事業内容</b>				
1 利用目的を、契約約款において定めていること。		利用規約(案)【はじめに「JAPAN e-Portfolio」について】	利用規約	
2 利用者が他の運営主体が提供する「JAPAN e-Portfolio」へのデータ移行を希望する場合、利用者にとって円滑なデータ移行ができるること。		利用規約(案)【第2条(6)】	利用規約	
<b>第6 その他</b>				
1 「JAPAN e-Portfolio」の運営に当たっては、文部科学省が別に定める運営方針及び協定書を遵守すること。		申請書 【3】		
2 本運営許可要件、運営方針及び別に定める協定書で約する内容が満たされなくなった場合には、改善案を速やかに文部科学省に提出すること。		申請書 【3】		
3 文部科学省は、前項の改善案を踏まえて改善状況の確認を行い、改善されない場合は必要に応じ運営許可を取り消すものとする。		申請書 【3】		
4 改善状況の確認等必要な手続きについては、別に定める。		申請書 【3】		

※ プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001／ISMS)を取得次第、証憑書類を文科省へ提出するもの  
<留意事項>

同要件は、法人設立後に取得等の準備を進める必要がある。そのため、同事項の要件確認については、「JAPAN e-Portfolio運営許可要件申請書」において取得準備のあることが確認できることに代えることとし、取得次第、証憑書類の提出を求める。

(様式)

教情機構準 第1-1

平成31年2月15日

## JAPAN e-Portfolio 運営許可申請書

文部科学省高等教育局長 殿

所在地(予定) 東京都千代田区丸の内1丁目7-12

名 称 一般社団法人 教育情報管理機構

(2019年3月設立・登記予定)

設立時社員 村 田 治

(関西学院大学 学長)

## JAPAN e-Portfolio 運営許可申請書の提出について

標記の件について以下の通り利用申請いたします。

## 1. 運営主体・拠点・事務連絡先

運営主体 : 一般社団法人 教育情報管理機構

(2019年3月設立・登記予定)

代表者名 : 未定 (設立時社員が就任予定)

本部所在地 : 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目7-12(予定)

事務担当者 : 尾木義久 (関西学院大学高大接続センター)

連絡先 : 〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155

電話番号 : 0798(54)6138 FAX番号 0798(51)0915

E-mail :

## 2. 組織・経営体制

なお、2019年3月に設立・登記予定の一般社団法人教育情報管理機構は継続性のある組織・経営体制であり、以下の要件を満たすことを保証いたします。

- (1) 非営利組織であること。
- (2) 債務超過にならないこと。
- (3) 事業運営に必要な資力を有する予定であること。
- (4) 一般社団法人日本IT団体連盟による「情報銀行（情報利用信用銀行）」の認定については、今後の動向をふまえ認定を受ける予定がある。また、プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001／ISMS)を取得する準備をする。なお、起用予定のシステム請負事業者はプライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001／ISMS)を取得済みである。

## 3. 運営・管理等について

「『JAPAN e-Portfolio』運営許可要件」(文部科学省高等教育局 平成31年2月8日付け)、「『JAPAN e-Portfolio』運営方針」(文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室 平成31年2月8日付け)及び協定書に記載された要件を遵守いたします。

添付資料 「利用に関する注意事項(生徒向け利用規約)(案)」

参考資料 「一般社団法人教育情報管理機構定款(案)」

以上

【運営主体・拠点住所】

機関名：一般社団法人 教育情報管理機構（2019年3月設立・登記予定）

ふりがな			
代表者名	未定（設立時社員が就任予定）		
本部所在地 (予定)	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目7-12		
ふりがな	おぎよしひさ	所属部署 名 及び職名	関西学院大学高大接続 センター次長
事務担当者	尾木義久		
勤務地	〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155		
電話番号	0798(54)6138	FAX 番号	0798(51)0915
E-mail			



## JAPAN e-Portfolioをご利用いただく生徒のみなさん

JAPAN e-Portfolioのご利用にあたっては、以下の利用に関する注意事項をよく読んでからお使いください。

### 利用に関する注意事項

高校生のみなさんへ

「JAPAN e-Portfolio」（以下、「本サービス」といいます）のご利用にあたり、以下の注意事項と利用規約は、本サービスを利用する上での条件となりますのでよく読んでからお使いください。

#### ■ 注意事項

##### 運営団体の変更について

2019年4月1日より、JAPAN e-Portfolioの運営団体が一般社団法人教育情報管理機構（以下、「当機構」といいます）に変更になります。2019年3月31日までに、JAPAN e-Portfolioをご利用いただいている方については、本「利用に関する注意事項」に同意いただくことにより、引き続きサービスを利用することができます。

運営団体の変更に関するお問合せは、関西学院大学までお問合せください。

##### 「JAPAN e-Portfolio」について

「JAPAN e-Portfolio」は、各大学の入学者選抜において、卒業認定・学位授与の方針・教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針に基づき、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価するために活用すること及び高等学校教育、大学教育の質の確保・向上に向けた取組みに活用されることを目的としています。高校生のみなさんが高校生活における学校の授業や行事、部活動、取得した資格・検定や学校以外での活動成果を記録し、今後の学び・成果につなげていくためのふりかえりと、蓄積した「学びのデータ」を個別大学の出願等に利用することができるサービス（当機構が提供）です。ぜひみなさん積極的な活用をお願いします。

##### 「JAPAN e-Portfolio会員」について

- ・本サービスは、大学入学者選抜において活用されるサービスで、本サービスを利用する高校生のみなさんを、「JAPAN e-Portfolio会員」と呼びます。
- ・JAPAN e-Portfolio会員となるみなさんは、本サービス利用のため、学校からIDおよびパスワードが付与されます。
- ・みなさんが利用するID・パスワードは、学校で発行・管理・運用されています。ID・パスワードを忘れてしまった場合は、学校の先生に確認してください（画面上での照会は行えません）。
- ・JAPAN e-Portfolio会員のIDは、変更できません。パスワードは、「パスワード変更」から随時変更することができます。自分自身の学びのデータを登録・閲覧できるID・パスワードになりますので、他人に知られることがないよう、取り扱いには十分に注意してください。また、ID・パスワードが第三者によって不正に利用されていることが判明した場合は、学校の先生に速やかに届け出てください。
- ・本サービスの利用・利用停止は学校の意思に基づき行われます。

#### 利用推奨環境

本サービスの利用における推奨環境は、下記になります。

##### ◆パソコンで閲覧する場合（OS／ブラウザ）

- Windows7 / Internet Explorer11、Google Chrome
- Windows8 / Internet Explorer11、Google Chrome
- Windows10 / Internet Explorer11、Edge、Google Chrome

## 生徒向け利用規約（案）

### ◆スマートフォンで閲覧する場合（OS／ブラウザ）

Android6.0～8.0／Google Chrome

iOS10～11／Safari

端末に搭載されている標準ブラウザのご利用をお薦めしております。

### ◆タブレットで閲覧する場合（OS／ブラウザ）

Android6.0～7.0／Google Chrome

iOS10～11／Safari

端末に搭載されている標準ブラウザのご利用をお薦めしております。

※ブラウザの設定においては、「JavaScript」と「Cookie」を有効にする必要があります。

※一部端末の場合、デザインが崩れるなど、一部不具合が生じる可能性があります。

※携帯電話（フィーチャーフォン）には対応しておりません。

### 個人情報の取り扱いについて

当機構は、みなさんが登録した個人情報・入力した学びの記録を、みなさんが同意する範囲において、入学者選抜や教育研究に資する目的に限り、以下のように利用します。

(1)みなさんが在籍している、又は在籍していた高等学校の教職員が閲覧し、主体的な学びの指導や調査書作成・出願書類の確認等に利用します。

(2)みなさんが本サービスを使って出願した本サービスを利用する大学において、入学者選抜や入学後の教育及び調査研究等で利用されます。なお、各大学の利用方法は、入学試験要項等に明記されます。

本サービスの利用を表明した大学については、JAPAN e-Portfolio のサービス TOP からご確認頂けます。

(3)みなさんが本サービスに登録した個人情報を、本サービスの提供（個人の管理、問い合わせ対応、システムの保守やバックアップ等）のために利用します。

(4)みなさんが本サービスに登録した個人情報、入力した学びの記録、本サービスへのアクセスログ（本サービスの何をいつご利用になったか等の閲覧履歴、パソコン等を識別するドメイン名・IPアドレス・ブラウザの種類等の情報等）を、当機構は取得することができます。

(5)みなさんが在籍している、又は在籍していた高等学校及びその設置者並びに国から申し出があった場合、当機構は、調査研究の目的に限り個人が識別できない形式にした上で提供します。

### ■JAPAN e-Portfolio 利用規約（生徒様向け）

貴校より申込みいただいた一般社団法人教育情報管理機構（以下、「当機構」といいます）の研究に基づき、当機構が提供する「JAPAN e-Portfolio」（以下、「本サービス」といいます）をご利用いただくには、以下の利用規約への同意が必要です。十分お読みの上、同意いただいた上で、ご利用ください。詳しい本サービスの仕組み、利用方法については、別途当機構より提供する利用ガイドをご参照ください。

### 第1条 利用規約の適用

(1)本規約は、本サービスを利用する高等学校の教職員および高校生（以下総称して「利用者」といいます）と当機構との関係について適用されます。高等学校の教職員は、自校に所属し、かつ本サービスを利用する生徒全員に対し、本規約を守らせる責任を負うものとします。利用者は、自校と当機構との契約に基づいて本サービスを利用し、JAPAN e-Portfolio 利用規約（学校様向け）の定めを遵守するものとします。

(2)当機構は、本規約および本規約を具体化し、または補足するための規則（以下「マニュアル類」といいます）を以下の手順により定め、また改定することができます。本規約の改定およびマニュアル類の制定または改定は、当機構が事前に、制定または改定の発効日を明示した上で、制定または改定内容を Web ページ上で公表することで、当該制定または改定期が到来した時点より、本規約の一部を構成し効力を持ちます。

### 第2条 ID、パスワードおよび登録情報の管理

(1)利用者は、責任をもって ID およびパスワードを管理、使用します。

(2)本サービスのご利用については、当該 ID を登録された利用者による利用とみなします。

## 生徒向け利用規約（案）

- (3)利用者は、IDを特定するための登録内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容の変更を行うものとします。
- (4)IDおよびパスワードが第三者によって不正に利用されていることが判明した場合は、直ちに当機構に届け出ると共に、当機構の指示に従うものとします。
- (5)利用者の故意または過失によりIDおよびパスワードが第三者に使用される等の損害については、利用者が責任を負うものとし、当機構は一切の責任を負わないものとします。
- (6)利用者は、当機構に対し、当機構の所定の方法で申請をすることで、自身の登録情報を取得することができるものとします。
- (7)当機構は、利用者が登録した情報を、最終ログインから5年間保管します。ただし、期間内であっても、学校の判断により、IDの利用停止・情報の閲覧を制限される場合があります。
- (8)第7号の定めに関わらず、当機構は、当該年度の入試業務が完了した際、事前に削除日と削除内容を告知することで、当該削除日に大学提出用に登録したデータ等を削除することができるものとします。

## 第3条 本サービスの利用停止、登録情報の削除について

利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合、当機構は事前の通知、承諾なしに、本サービスの提供の停止、または登録情報を抹消することができるものとします。また当機構が前述の措置を行ったことによって利用者または第三者に生じた損害について、当機構は一切の責任を負わないものとします。

- (1)本規約、ガイドラインその他当機構が定める規定に違反した場合
- (2)登録内容に虚偽があったことが判明した場合
- (3)IDおよびパスワードを不正利用した場合、または第三者に不正使用させた場合
- (4)過去に本サービスの提供停止または登録情報の抹消の措置を受けていることが判明した場合
- (5)利用者との連絡が取れなくなった場合
- (6)その他、上記各号に準じて当機構が不適切と判断した場合

## 第4条 禁止事項

利用者は、本サービスを利用するにあたって次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1)本サービスを利用する高等学校が保有し管理するパソコンについて、データ漏洩を起こす可能性のあるファイル共有設定等の行為
- (2)第三者（他の利用者を含む、以下同じ）または当機構の通信の秘密、財産、プライバシー、肖像権、名誉、信用を侵害する行為
- (3)第三者または当機構の著作権・商標権等の知的財産権その他一切の権利を侵害する、またはそのおそれがある行為
- (4)本サービスのシステム、または本サービスを通じて他のネットワーク上のシステムに、権限なくしてアクセスする行為または有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (5)本サービス上の情報を無断で改ざん、消去する行為
- (6)承諾を得ないで、第三者の個人情報を収集・蓄積したり、個人を特定したり、本サービス外で接触しようとする行為
- (7)本サービスに関して生じた権利・義務の譲渡・引受・承継・貸与・担保供与等の行為
- (8)法令、本規約、ガイドラインまたは当機構からの指示に反する行為
- (9)社会規範・公序良俗に反するものや、他人の権利を侵害し、または他人の迷惑となるような行為
- (10)本サービスの運営に支障を与える、または第三者・当機構の権利・利益を害する一切の行為
- (11)その他当機構が不適切と判断する行為

以上

2019年4月1日 制定

[ 同意して次へ ]

同意されない方は、ブラウザを閉じてください。

## 一般社団法人教育情報管理機構 定款（案）

### 第1章 総則

#### （名称）

第1条 この法人は、一般社団法人教育情報管理機構と称し、英文では、Educational Information Management Organizationと表示する。

#### （事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### 第2章 目的及び事業

#### （目的）

第3条 この法人は、会員間の相互連携・協働を通じて、情報通信技術を利用した学習者の情報の管理と、教育、入学者選抜等における活用の高度化を図り、もって我が国の教育、学術研究、文化及び産業の発展に寄与することを目的とする。

#### （事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 情報通信技術を利用した学習者情報の管理
2. 情報通信技術を利用した学習者情報の教育での活用促進
3. 情報通信技術を利用した学習者情報の入学者選抜等での活用促進
4. 学習者情報の評価の在り方に関する調査及び研究
5. 学習者情報の管理・活用の高度化に関する調査及び研究
6. 情報通信技術を活用した学習者情報の管理・活用に関する政策提言
7. 学習者情報の活用に関する教育及び普及啓発と研究発表会及び講習会などの開催
8. 情報通信技術を活用した学習者情報の管理・活用を行う国内外の機関等との連携
9. 情報通信技術を活用した学習者情報の管理・活用のための標準化及び共通化の推進
10. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した大学、短期大学、短期大学部、専門職大学、専門職大学短期大学及び国もしくは独立行政法人により設置された大学校を有する法人

(2) 賛助会員 この法人の目的事業を賛助する法人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員（以下「社員」という。）とする。

(代表者の届出)

第6条 正会員及び賛助会員は、この法人に対し代表者1名を定め、この法人に届け出なければならない。

2 前項の規定は、正会員及び賛助会員が前項の代表者を変更する場合にもこれを適用する。

(正会員等の資格の取得)

第7条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

2 入会は、社員総会において定める入会及び退会に関する規則に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

3 入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、会員は、当該変更の後4週間以内にその内容を会長に届け出なければならない。

(会費)

第8条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において定める会費等に関する規則に基づき会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会費等に関する規則に基づき賛助会費を支払わなければならない。

3 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(任意退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款又はその他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなけれ

ばならない。

(会員資格の喪失)

第1 1条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき。
- (2)第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (3)総正会員が同意したとき。
- (4)会員である団体が解散したとき。
- (5)除名されたとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第1 2条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第1 3条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額
- (4)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5)定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)不可欠特定財産の処分又は除外の承認
- (8)その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第1 4条 社員総会は、定期社員総会として毎事業年度終了後2ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第1 5条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。この場合、

会長は、請求のあった日から 1 カ月以内に、臨時総会を招集しなければならない。

- 3 社員総会を招集するには、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、社員総会の日の 1 週間前までに、正会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権行使することができるところとするときは、2 週間前までに、正会員に対して通知を発しなければならない。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員 1 人につき 1 個とする。

- 2 正会員は、第 15 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は電磁的方法によって議決権行使することができる。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の三分の二以上に当たる多数をもって行う。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の解任
- (3)役員等の責任の一部免除
- (4)定款の変更
- (5)解散
- (6)不可欠特定財産の処分
- (7)その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(社員総会の決議の省略)

第 19 条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第 20 条 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合におい

て、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

(社員総会運営規則)

第22条 社員総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則によるものとする。

## 第5章 役員

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 4人以上20人以内
  - (2)監事 2人以内
- 2 理事のうち1人を会長とし、2人以内を副会長、3人以内を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 役員の選任に関する規程は、理事会の決議を経て別に定める。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名と次の各号で定める特殊の関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
  - (1)当該理事の配偶者
  - (2)当該理事の三親等以内の親族
  - (3)当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - (4)当該理事の使用人
  - (5)前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
  - (6)前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族
- 5 理事会は、会長、副会長及び常務理事を選任又は解職する。この場合において、理事会

は、社員総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。

- 6 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

#### (理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定める職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 その他、監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

#### (役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 補欠又は増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

#### (役員の解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

#### (役員の費用弁償)

第29条 役員は、その職務に対して報酬を受けない。ただし、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

- 2 費用弁償の額及び支給方法は、理事会の決議を経て会長が定める。

#### (取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1)自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2)自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3)この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項各号の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

#### (役員等の責任の一部免除又は限定)

第31条 この法人は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、非業務執行理事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

### 第6章 理事会

#### (構成)

第32条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べなければならぬ。

#### (権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)会長、副会長、常務理事の選定及び解職

#### (種類及び開催)

第34条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に招集する。
  - (1)会長が必要と認めたとき。

- (2)会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3)前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4)法人法第101条第2項又は第3項に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号後段による場合は監事が、理事会を招集する。
- 4 会長は、前条第3項第2号及び第4号前段による場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることができない。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

- 第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第25条第5項の規定による報告には、適用しない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

- 第41条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

## 第7章 委員会

(委員会)

- 第42条 この法人の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

## 第8章 財産及び会計

(財産の種別)

- 第43条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第44条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を受けなければならない。ただし、基本財産である不可欠特定財産にあっては、社員総会の承認を受けなければならない。

(財産の管理及び運用)

第45条 この法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
- (2)事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6)財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1)監査報告
- (2)理事及び監事の名簿
- (3)理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第49条 会長は、公益法人認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(剩余金の処分制限)

第50条 この法人は、剩余金の分配をすることができない。

## 第9章 基金

(基金の募集)

第51条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第52条 基金の募集、割当て、拠出等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第53条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還)

第54条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第55条 基金の返還を行うときは、返還をする基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取崩しを行わないものとする。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第56条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第57条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の三分の二以上に当たる多数により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第58条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第59条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。ただし、その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。

(残余財産の帰属)

第60条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 事務局

(事務局)

第61条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。事務局長及び職員は有給とすることができる。
- 3 事務局長、部長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第62条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規則によるものとする。

(個人情報の保護)

第63条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第13章 公告の方法

### (公告の方法)

第64条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第14章 補則

### (委任)

第65条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (最初の事業年度)

第66条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の設立の日から平成32年3月31日までとする。

### (設立時社員)

第67条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 ○○県○○市○○町○番○号

氏名 永田 恒介

住所 ○○県○○市○○町○番○号

氏名 上野 淳

住所 ○○県○○市○○町○番○号

氏名 田中 愛治

住所 ○○県○○市○○町○番○号

氏名 松岡 敬

住所 ○○県○○市○○町○番○号

氏名 村田 治

## 附 則

1 この法人の設立時役員は次のとおりである。

設立時理事 永田 恭介

設立時理事 上野 淳

設立時理事 田中 愛治

設立時理事 松岡 敬

設立時理事 村田 治

設立時会長 ○○ ○○

(住所 ○○県○○市○○町○番○号)

設立時監事 ○○ ○○

2 この法人の最初の事業年度は、設立の日から平成32年3月31日までとする。

3 この法人の設立時の役員の任期は、平成33年度の通常総会により選任された役員の任期の開始日の前日までとする。

以上、一般社団法人教育情報管理機構設立のため、設立時社員は、この定款を作成し、記名押印する。

平成31年3月○○日

住所 ○○県○○市○○町○番○号

氏名 永田 恭介

住所 ○○県○○市○○町○番○号

氏名 上野 淳

住所 ○○県○○市○○町○番○号

氏名 田中 愛治

住所 ○○県○○市○○町○番○号

氏名 松岡 敬

住所 ○○県○○市○○町○番○号

氏名 村田 治

## 「JAPAN e-Portfolio」運営許可要件

平成 31 年 2 月 8 日

大

文部科学省高等教育局

### 第 1 趣旨

「JAPAN e-Portfolio」の運営許可に必要となる要件については、ここに定めるところによる。

### 第 2 総則

この要件は、文部科学省が「JAPAN e-Portfolio」の運営を許可するに当たって必要となる要件を示すものである。

### 第 3 「JAPAN e-Portfolio」運営主体（以下、「運営主体」という。）の適格性に関する要件

- 1 日本国内の法人格を有する又は有する予定である非営利組織であること。
- 2 文部科学省と連絡及び調整等を行うことができる拠点を日本国内に常設していること。
- 3 繼続性のある組織・経営体制であり、次の（1）（2）（3）を満たしていること。
  - （1）債務超過でないこと。
  - （2）事業運営に必要な資力を有していること。
  - （3）「情報信託機能の認定に係る指針」に基づいた「情報銀行」の認定を受け、又は認定を受ける予定があること。

### 第 4 運営・管理に関する要件

- 1 運営主体は、「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」におけるワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）において検討し別に定める「JAPAN e-Portfolio」運営方針及びワーキンググループにおける意見を踏まえた文部科学省の指導・助言に従うこと。
- 2 提供するサービスの手数料について、過度に収入超過とならない水準に設定されること。
- 3 適切な会計を行うこと。（運営主体（及びシステム請負事業者）は「JAPAN e-Portfolio」事業について、会計上、他の事業と区分して適切に処理すること）

- 4 運営管理に関して、次の事項について文部科学省に報告を行うこと。
  - (1) 文部科学省から求めがあった事項に関する報告
  - (2) 決算報告及び事業報告（毎事業年度）
  - (3) 情報銀行の認定の更新があった場合の報告（更新の時）
  - (4) 情報銀行の認定の停止・取消があった場合の報告（停止・取消があった時）

#### 第5 事業内容に関する要件

- 1 利用目的を、契約約款において定めていること。
- 2 利用者が他の運営主体が提供する「JAPAN e-Portfolio」へのデータ移行を希望する場合、利用者にとって円滑なデータ移行ができるこ。

#### 第6 その他

- 1 「JAPAN e-Portfolio」の運営に当たっては、文部科学省が別に定める運営方針及び協定書を遵守すること。
- 2 本運営許可要件、運営方針及び別に定める協定書で約する内容が満たされなくなった場合には、改善案を速やかに文部科学省に提出すること。
- 3 文部科学省は、前項の改善案を踏まえて改善状況の確認を行い、改善されない場合は必要に応じ運営許可を取り消すものとする。
- 4 改善状況の確認等必要な手続きについては、別に定める。

#### 附則

- 1 この要件は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第3の3(3)については、当分の間、「情報銀行」の認定を現に取得しておらず、今後取得する予定がある者については、取得するまでの間、法人として、又は利用者の個人情報を扱う全ての事業単位において、プライバシーマークを取得し、又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001/ISMS)の適合性評価の認証を受けているなど、個人情報に関するセキュリティ管理体制が整備されていることが証明できることをもって足りることとする。

## JAPAN e-Portfolio 運営方針

平成 31 年 2 月 8 日

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室

### 1. 名称

高大接続ポータルサイト「JAPAN e-Portfolio」(以下、「JeP」という。)

### 2. 目的

JeP は、各大学の入学者選抜において、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針に基づき、「学力の 3 要素」を多面的・総合的に評価するために活用すること及び高等学校教育、大学教育の質の確保・向上に向けた取組みに活用されることを目的とする。

### 3. 概要

(1) JeP は、「学力の 3 要素」の中でも、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」をより適切に評価できるよう、生徒の学びに関するデータであるポートフォリオと大学ネット出願システム等を統合したシステムである。

(2) JeP の利用は各高等学校、大学及び利用者の判断によるものとする。

### 4. 運営主体

JeP の運営主体は、文部科学省から運営許可を受けた非営利組織とする。

### 5. 運営方法

運営主体は、本運営方針及び「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」におけるワーキンググループの意見を踏まえた、文部科学省の指導・助言に従うものとする。

### 6. 運営方針

「大学入学者選抜改革推進委託事業（主体性等分野）」において開発した JeP の仕様（※1）等を活用し運営を行う。

※1 「JeP 公開仕様<項目一覧等資料>」他を参照。

\*大学入学者選抜改革推進委託事業（主体性等分野：成果報告書より）

URL : [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/senbatsu/1397824.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senbatsu/1397824.htm)

## **7. 実施開始年度**

平成31年度（2019年度）（2020年度入学者選抜）

## **8. 入力情報の利用**

利用者が入力した情報は、当該利用者が同意する範囲において、当該利用者が在籍し、又は在籍していた学校及びその設置者、運営主体並びに国が、教育研究に資する目的に限り利用することができるものとする。

上記以外の利用（例：消費者動向調査、商品開発等）は利用者の同意がある場合であっても認められない。

運営主体は、利用者が入力した情報の利用の一部又は全部を同意しないことをもって、利用者によるJePの利用を妨げてはならない。

## **9. JePの仕様及び内容変更等について**

運営主体は、JePで取り扱う情報の内容や様式等のうち、関係者間の情報の伝達に支障をきたす可能性のある変更を行う場合は、文部科学省に変更申請を行い、許可を得ること。なお、変更が許可された場合は、運営主体はその変更内容をホームページ等において周知すること。

## **10. 利用者入力情報の保持について**

利用者入力情報の保持について、契約期間中の最終入力時より5年間とする。

## **11. その他**

本運営方針に定める事項の他、JePの運営に必要な事項については、文部科学省と協定を締結し、当該協定に従い運営を行うものとする。

## 「JAPAN e-Portfolio」運営許可の審査にあたって

「JAPAN e-Portfolio」の運営許可について、平成31年2月15日付けで「一般社団法人教育情報管理機構」（平成31年4月1日に登記予定）から申請があったもので、未確認であった次の項目に対して、必要な追加証憑が提出されたため、2回目の審査を行う。

なお、同機構の登記予定は、平成31年4月1日であり、運営許可要件、第3条第2項「文部科学省と連絡及び調整等を行うことができる拠点を日本国内に常設していること」を証明する「登記に関する証明書」が登記後でなければ確認できない。

そのため、第3条第2項を満たす「登記に関する証明書」が文部科学省に提出され次第、運営を許可する「運営許可（条件付き）」としたい。

### ○ 項目

#### 第3 適格性

- 2 文部科学省と連絡及び調整等を行うことができる拠点を日本国内に常設していること。
- 3 繙続性のある組織・経営体制であり、次の（1）（2）（3）を満たしていること。
  - （1）債務超過でないこと。
  - （2）事業運営に必要な資力を有していること。

#### 第4 運営・管理

- 2 提供するサービスの手数料について、過度に収入超過とならない水準に設定されること。
- 3 適切な会計を行うこと。（運営主体（及びシステム請負事業者）は「JAPAN e-Portfolio」事業について、会計上、他の事業と区分して適切に処理すること）

#### 第5 事業内容

- 1 利用目的を、契約約款において定めていること。
- 2 利用者が他の運営主体が提供する「JAPAN e-Portfolio」へのデータ移行を希望する場合、利用者にとって円滑なデータ移行ができること。

## 「JAPAN e-Portfolio」運営許可要件確認票

法人名	一般社団法人 教育情報管理機構		
運営許可要件		根拠書類等	
		前回確認(2/22)	今回確認
<b>第3 適格性</b>			
1 日本国内の法人格を有する又は有する予定である非営利組織であること。	申請書 【1及び2(1)】		
2 文部科学省と連絡及び調整等を行うことができる拠点を日本国内に常設していること。			(登記に関する証明書) *登記後提出(4/1予定)
3 繼続性のある組織・経営体制であり、次の(1)(2)(3)を満たしていること。			
(1)債務超過でないこと。			事業計画書
(2)事業運営に必要な資力を有していること。			事業計画書
(3)「情報信託機能の認定に係る指針」に基づいた「情報銀行」の認定を受け、又は認定を受ける予定があること。	申請書【2(4)】		証憑書類(※)
<b>第4 運営・管理</b>			
1 運営主体は、「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」におけるワーキンググループ(以下、「ワーキンググループ」という。)において検討し別に定める「JAPAN e-Portfolio」運営方針及びワーキンググループにおける意見を踏まえた文部科学省の指導・助言に従うこと。	申請書【3】		
2 提供するサービスの手数料について、過度に収入超過とならない水準に設定されること。			事業計画書
3 適切な会計を行うこと。(運営主体(及びシステム請負事業者)は「JAPAN e-Portfolio」事業について、会計上、他の事業と区分して適切に処理すること)			事業計画書
4 運営管理に関して、次の事項について文部科学省に報告を行うこと。			
(1)文部科学省から求めがあった事項に関する報告	申請書【3】		
(2)決算報告及び事業報告(毎事業年度)	申請書【3】		
(3)情報銀行の認定の更新があった場合の報告(更新の時)	申請書【3】		
(4)情報銀行の認定の停止・取消があった場合の報告(停止・取消があった時)	申請書【3】		
<b>第5 事業内容</b>			
1 利用目的を、契約約款において定めていること。	利用規約(案)【はじめに「JAPAN e-Portfolio」について】		利用規約
2 利用者が他の運営主体が提供する「JAPAN e-Portfolio」へのデータ移行を希望する場合、利用者にとって円滑なデータ移行ができること。	利用規約(案)【第2条(6)】		利用規約
<b>第6 その他</b>			
1 「JAPAN e-Portfolio」の運営に当たっては、文部科学省が別に定める運営方針及び協定書を遵守すること。	申請書【3】		
2 本運営許可要件、運営方針及び別に定める協定書で約する内容が満たされなくなった場合には、改善案を速やかに文部科学省に提出すること。	申請書【3】		
3 文部科学省は、前項の改善案を踏まえて改善状況の確認を行い、改善されない場合は必要に応じ運営許可を取り消すものとする。	申請書【3】		
4 改善状況の確認等必要な手続きについては、別に定める。	申請書【3】		

※ プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001/ISMS)を取得次第、証憑書類を文科省へ提出するもの  
<留意事項>

同要件は、法人設立後に取得等の準備を進める必要がある。そのため、同事項の要件確認については、「JAPAN e-Portfolio運営許可要件申請書」において取得準備のあることが確認できることに代えることとし、取得次第、証憑書類の提出を求める。

- I) 事業内容
  1. 情報通信技術を利用した学習者情報の管理
  2. 情報通信技術を利用した学習者情報の教育での活用促進
  3. 情報通信技術を利用した学習者情報の入学者選抜等での活用促進
  4. 学習者情報の評価の有り方にに関する調査及び研究
  5. 学習者情報の管理・活用の高度化に関する調査及び研究
  6. 情報通信技術を利用した学習者情報の管理・活用に関する政策提言
  7. 学習者情報の活用に関する教育及び普及啓発と研究発表会及び講習会などの開催
  8. 情報通信技術を利用した学習者情報の管理・活用を行う国内外の機関等との連携
  9. 情報通信技術を利用した学習者情報の管理・活用ための標準化及び共通化の推進
  10. その他この法人の目的を達成するために必要な事業
  
- II) 2019年度事業計画
  1. 情報通信技術を利用した学習者情報の管理
  2. 情報通信技術を利用した学習者情報の教育での活用
  3. 情報通信技術を利用した学習者情報の入学試験での活用
  4. 学習者情報の評価の在り方と調査及び研究
  5. 学習者情報の管理、活用の高度化に関する調査及び研究
  
- ※1～3は文部科学省大学入学者選抜改革推進委託事業（主体性等分野）の成果であるJAPAN e-Portfolioを活用して実施する。
  
- III) 2019年度事業予定（決定分）

2019年3月	一般社団法人理事会開催
2019年4月	一般社団法人設立登記、会員受付開始 JAPAN e-Portfolio運用開始 ※ユーザー利用同意、利用開始 社員総会

IV) 2019年度事業予算

支出の部				
項目		予算額(千円)	摘要	
I.	JAPAN e-Portfolioシステム利用料 一般社団法人設立経費	200,000 3,500		
II.	一般社団法人事務委託経費・事務経費	6,250		
III.	借入返済	3,500		
IV.	支出の部 合計	213,250		

収入の部				
項目		単価(千円)	数量	予算額(千円)
I. 会費				
1. 一般会員費 ①一般会費 ②データ利用料		200 200	300 法人 200 機関	60,000 40,000
2. 賛助会員費 ①特定賛助会費 ②指定賛助会費 ③賛助会費 ④協賛会費		3,000 1,000 500 100	6 機関 7 機関 35 機関 65 機関	18,000 ポートフォリオ・SNS事業者・JBS連携 7,000 インターネット出願事業者 17,500 校務システム事業者・手帳会社・検定機関 6,500 コンテスト・大会・検定・資格機関 60,750 研修会費・書籍・広告・JeP登録料 3,500
3. その他収入		3,500	1 法人	213,250
4. 借入収入金				
収入の部 合計				213,250

収支 0 千円

V) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類  
(第1期 2019年4月1日から2020年3月31日まで)

- (1)資金調達の見込みについて 当期中に資金調達の予定はありません。  
(2)設備投資の見込みについて 当期中に重要な設備投資(除却または売却を含む。)の予定はありません。

2019年3月21日  
一般社団法人 教育情報管理機構  
設立時代表社員 山崎 光悦

### 利用に関する注意事項及び利用規約

JAPAN e-Portfolioのご利用にあたっては、以下の利用に関する注意事項及び利用規約をよく読んでからお使いください。

貴校において「JAPAN e-Portfolio」をご利用いただくには、利用規約への同意が必要です。  
貴校の先生方が「JAPAN e-Portfolio」を利用するためには、所属校の承諾を得たうえで、利用規約に同意する必要があります。

#### ■運営団体の変更について

2019年4月1日より、文部科学省から運営許可を受け、一般社団法人教育情報管理機構（以下、「当機構」といいます）がJAPAN e-Portfolioの運営を担うこととなりました。2019年3月31日までに、JAPAN e-Portfolioをご利用いただいている高等学校・教員については、本「利用規約」に同意いただくことにより、引き続きサービスを利用することができます。

また、2019年3月31日までにJAPAN e-Portfolioにご登録いただいたデータについては、本「利用規約」に同意いただることにより、当機構にて管理いたします。当機構での管理に同意いただけない場合、2019年3月31日までにJAPAN e-Portfolioにご登録いただいたデータの取り扱いに関するお問合せは、文部科学省 大学入学者選抜改革推進委託事業（主体性等分野）の代表大学であった関西学院大学までご連絡ください。

#### ■「JAPAN e-Portfolio」について（利用目的）

「JAPAN e-Portfolio」は、各大学の入学者選抜において、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針に基づき、学力の三要素を多面的・総合的に評価するために活用すること及び高等学校教育、大学教育の質の確保・向上に向けた取組みに活用されることを目的として、文部科学省より「JAPAN e-Portfolio」の運営を許可された当機構が提供するサービスです。「JAPAN e-Portfolio」では、生徒の高校生活における学校の授業や行事、部活動、取得した資格・検定や学校以外での活動成果を記録し、今後の学び・成果につなげていくためのふりかえりと、蓄積した「学びのデータ」を個別大学の出願等に利用することができます。以下の利用規約をご確認のうえ、積極的な活用をお願いいたします。

#### ■JAPAN e-Portfolio 利用規約（高等学校向け）

##### 第1条 利用規約の適用

- (1) 本規約は、当機構の目的に基づき管理・運営する「JAPAN e-Portfolio」（以下、「本サービス」といいます）の利用に関する、当機構と本サービスを利用する高等学校等（以下「契約校」といいます）との一切の関係について適用されます。
- (2) 契約校は、その教職員および生徒（以下、「利用者」といいます）に本規約を誠実に遵守させるものとします。利用者の行為は、契約校の行為とみなされ、利用者が本規約に違反した場合は、契約校が本規約に違反したものとみなされます。
- (3) 当機構は、契約校に対し、本規約にしたがって本サービスを非独占的に利用できる譲渡不能な使用権を許諾します。
- (4) 当機構は、本規約および本規約を具体化し、または補足するための規則（以下「マニュアル類」といいます）を以下の手順により定め、また改定することができます。本規約の改定およびマニュアル類の制定または改定は、当機構が事前に、制定または改定の発効日を明示したうえで、契約校に対し制定または改定内容をWebページ上で公表することで、当該制定または改定時期が到来した時点より、本規約の一部を構成し効力を持ちます。
- (5) 契約校は、本規約の各規定の他、マニュアル類に掲載する利用上の注意・ルール・マナー・手続き等を遵守して本サービスを利用します。

##### 第2条 本サービスの内容

本サービスは、大学入学者選抜における主体性等、多面的・総合的な評価を促進するために、情報の蓄積や大学への提出等を目的として当機構が提供するシステムです。

##### 第3条 サービスの停止

当機構は、本サービス用設備の保守、運営、工事、その他必要と認める場合、本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。本サービスを停止する場合、当機構は事前に利用者に対して利用者向けWebページに掲載する等の方法により通知します。ただし、緊急の場合は事後に可能な限り速やかに通知します。

##### 第4条 利用契約の成立

本サービスの利用に関する契約（以下「本契約」といいます）は、契約校が本規約に同意することにより成立します。

##### 第5条 本サービスの利用

- (1) 教職員の本サービスの利用は、契約校が保有し管理するパソコン上での学校組織内部の利用に限定されます。個人が保有するパソコン上での利用はできません。
- (2) 本サービスの内容、本サービスを構成するデータ、ソフトウェア、マニュアル等（以下「ソフトウェア等」といいます）を第三者に開示または提供してはなりません。
- (3) 本サービスの利用を第三者に再使用許諾することはできません。
- (4) 本サービスおよび本サービスから得られる情報を、本サービス以外の目的で利用することはできません。
- (5) 教職員は、本サービスを利用するためIDを取得するものとします。当機構のID管理システムは構築を検討中のため、それまでの間は当機構が本サービスのシステム運用を委託している株式会社ベネッセコーポレーション

ンが提供するサービスである、Benesse High School OnlineにてIDを取得するものとします。氏名・学校名等、IDの取得のために必要な個人情報を株式会社ベネッセコーポレーションに提供する際は、Benesse High School Onlineの利用規約を遵守するものとします。

#### 第6条 個人情報等

(1)本サービスは利用者の個人情報等を、利用者が同意する範囲において、高等学校での指導や入学者選抜、教育研究に資する目的に限り以下のように利用するサービスとなります。

対象個人情報等	利用目的	取得・利用者
高等学校の教職員 生徒	<p>① ID登録時にご記入いただく情報            &lt;高等学校の教職員&gt;氏名、学校・メールアドレス等、教職員が登録する情報            &lt;生徒&gt;氏名、性別</p> <p>その他、上記利用者が登録した各種情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本サービス利用において利用者を特定するため</li> <li>・サービス提供に関する問い合わせ対応等のため</li> </ul>
	<高等学校の教職員>氏名、学校・メールアドレス等、先生が登録する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本サービスにおいて利用者を特定するためのID管理をするため</li> </ul>
生徒	② 本サービスに利用時に登録する個人情報（氏名、通学校、性別）および自ら登録する学びのデータ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校の教職員による主体的な学びのサポートのため</li> <li>・大学提出前の内容確認等</li> <li>・指導要録・調査書等作成のため</li> </ul>

	<p>③ 本サービスに蓄積した学びのデータを大学出願等に利用する際に登録する個人情報（氏名・住所、電話番号、メールアドレス等、出願先の大学から要求される情報）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学提出前の内容確認等</li> </ul>	生徒が在籍している、または在籍していた高等学校
		<ul style="list-style-type: none"> <li>多面的・総合的評価による入学者選抜や入学後の教育及び調査研究等の利用のため</li> </ul>	JAPAN e-Portfolio を利用する大学
生徒 高等学校の教職員	<p>④ 本サービスでの上記②③の学びのデータの利用内容、および本サービスのご利用状況に関するアクセスログ（本サービスの何をいつご利用になつたか等の閲覧履歴、パソコンを識別するドメイン名・IPアドレス・ブラウザの種類等の情報）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人が識別できないような形式にしたうえで、調査研究のため</li> </ul>	当機構 生徒が在籍している、または在籍していた高等学校及びその設置者国

(2) 当機構の個人情報の取り扱いおよび管理についてのお問い合わせは、以下の窓口で承ります。

JAPAN e-Portfolio サポートデスク

フリーダイヤル 0120-505347 (通話料無料)

受付時間： 月～金 8:00～19:00

土 8:00～17:00 (祝日、年末・年始を除く)

#### 第7条 利用料

(1) 本サービスの利用料は無償とします。

(2) 利用者が本サービスを利用するため必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器購入・保守、および任意の電気通信事業者・任意のプロバイダとの契約、これらにかかる費用は契約校または生徒の負担となります。

#### 第8条 再委託

(1) 当機構は、本サービスに関する作業の全部または一部を、当機構の責任において第三者に再委託できるものとします。

(2) 前項に基づき当機構が作業を再委託した場合、再委託先の選任、監督ならびに再委託先の行った作業の結果については、一切当機構が責任を負い契約校には迷惑を掛けないものとします。

#### 第9条 契約校における遵守事項

契約校は、本サービスの利用に当たり、以下の各号内容を遵守しなければなりません。

(1) 契約校は、利用するパソコン・インストール資材について盗難、利用するパソコンへのファイル共有ソフトの導入、データ漏洩を起こす可能性のあるファイル共有設定などが発生しないよう管理を行います。

(2) 契約校は、ID／パスワードを利用者別に発行し、利用者以外が本サービスを利用することがないよう管理を行います。

(3) 契約校は利用者に対して、ID・パスワード、個人データ等について第三者への開示、漏洩、不正使用がないよう厳格に管理する責任を負うものとします。

(4) 契約校は、本サービスを利用するにあたってコンピューターウイルスをチェックするための合理的な措置を講ずるものとします。

#### 第10条 契約の解除

当機構は、契約校が本規約またはマニュアル類の規定に違反した場合、契約校に対して是正を求めることがあります。相当期間経過後においてもなお是正されないときは、本サービスの利用を停止し、または本契約を解除することができます。

#### 第11条 契約終了時の対応

解除、その他の事由により、本契約が終了した場合、契約校は本サービスの全てについて利用する権利を失い、契約校は当機構の指示にしたがって、直ちにソフトウェアのアンインストールおよびデータ、マニュアル等の削除または破棄、あるいは当機構への返還をしなければなりません。

#### 第12条 権利義務の譲渡

契約校は、当機構の事前の承諾なく本契約上の権利または義務の譲渡をすることはできません。

#### 第13条 著作権等の帰属

本サービスを構成するソフトウェア等にかかる著作権およびその他一切の知的財産権は、当機構または当機構に対してソフトウェア等を利用許諾する第三者に帰属します。

#### 第14条 サービス内容の変更

当機構は、本サービスの利便性、内容の向上を目的として、プログラム・通信手段・情報内容等について、契約校に対する予告なく、これらを変更、修正、追加することができます。また、相当の理由がある場合には、当機構は、事前に契約校に通知することにより、本サービスの提供の一部または全部の中止または廃止を行うことができます。本サービスの終了に当たり、利用者が本サービス上に登録したデータは、当機構の責任において削除します。

#### 第15条 免責事項

- (1) 当機構は、本サービスを提供するシステムの保守・管理・障害などにより、契約校に対する予告なく、一時的に本サービスの提供を中断することがあります。それに基づく契約校への損害について当機構は当機構の故意または重過失に基づく場合を除き、その責任を負いません。
- (2) 当機構は、当機構の設備に対するハッキング、その他の不正アクセスにより、契約校に被害が生ずることがないよう、ファイヤーウォールその他の合理的な措置を講じます。これらの措置にもかかわらず不正アクセスが行われ、契約校に損害が生じた場合、当機構はその責任を負いません。
- (3) 本サービスの導入、利用の結果、契約校のパソコン上のプログラム、データ等が毀損するなどの損害が生じても、当機構は当機構の故意または重過失に基づく場合を除き、その責任を負いません。
- (4) 当機構は、第9条4項に定める措置を講じたにもかかわらず契約校において生じたコンピューターウイルスによる損害に関して責任を負いません。
- (5) 契約校が第9条の遵守事項およびその他本規約の定めに違反した場合、当機構は契約校において生じた当該違反に起因する損害に関して責任を負いません。
- (6) 本サービスの利用にあたり、当機構および契約校は、個人情報の取扱いについて法令を遵守するとともに万全の取扱いを期するものとします。なお、本サービスの利用にあたり、当機構の責めに帰さない事由により漏洩、消失等の損害が発生した場合は、当機構は責任を負いません。
- (7) 本サービスを利用したことにより、または本サービスを利用できなかったことにより、契約校、教職員、生徒、その他の第三者に損害が生じた場合、法律に基づき損害を賠償すべき場合を除き、当機構はその責任を負いません。

#### 第16条 裁判管轄

契約校と当機構は、本規約に関連して生じた一切の紛争について、被告の住所地を管轄する裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第17条 準拠法

本規約の準拠法は日本国法とします。

以上

2019年4月1日 制定

高等学校の教職員の方は以下の利用規約に同意する必要があります。

#### ■利用に関する注意事項

貴校より申込みいただいた、一般社団法人教育情報管理機構（以下、「当機構」といいます）が提供する「JAPAN e-Portfolio」（以下、本サービスといいます）をご利用いただくには、以下の利用規約への同意が必要です。十分お読みのうえ、同意いただいたうえで、ご利用ください。詳しい本サービスの仕組み、利用方法については、別途当機構よりご提供する利用ガイドをご参照ください。

#### ■JAPAN e-Portfolio 利用規約（教職員向け）

**第1条 利用規約の適用**

- (1) 本規約は、本サービスを利用する高等学校の教職員（以下総称して「利用者」といいます）と当機構との関係について適用されます。高等学校の教職員は、自校に所属し、かつ本サービスを利用する生徒全員に対し、本規約を守らせる責任を負うものとします。利用者は、自校と当機構との契約に基づいて本サービスを利用し、JAPAN e-Portfolio 利用規約（高等学校向け）の定めを遵守するものとします。
- (2) 当機構は、本規約および本規約を具体化し、または補足するための規則（以下「マニュアル類」といいます）を以下の手順により定め、また改定することができます。本規約の改定およびマニュアル類の制定または改定は、当機構が事前に、制定または改定の発効日を明示したうえで、制定または改定内容を Web ページ上で公表することで、当該制定または改定時期が到来した時点より、本規約の一部を構成し効力を持つます。

**第2条 ID、パスワードおよび登録情報の管理**

- (1) 利用者は、責任をもって ID およびパスワードを管理、使用します。
- (2) 本サービスのご利用については、当該 ID を登録された利用者による利用とみなします。
- (3) 利用者登録内容に変更が生じた場合は、利用者は速やかに登録内容の変更を行なうものとします。
- (4) ID およびパスワードが第三者によって不正に利用されていることが判明した場合は、直ちに当機構に届け出ると共に、当機構の指示に従うものとします。
- (5) 利用者の故意または過失により ID およびパスワードが第三者に使用される等の損害については、利用者が責任を負うものとし、当機構は一切の責任を負わないものとします。

**第3条 本サービスの利用停止、登録情報の削除について**

利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合、当機構は事前の通知、承諾なしに、本サービスの提供の停止、または登録情報を抹消することができるものとします。また当機構が前述の措置を行ったことによって利用者または第三者に生じた損害について、当機構は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 本規約、マニュアル類その他当機構が定める規定に違反した場合
- (2) 登録内容に虚偽があったことが判明した場合
- (3) ID およびパスワードを不正利用した場合、または第三者に不正使用させた場合
- (4) 過去に本サービスの提供停止または登録情報の抹消の措置を受けていることが判明した場合
- (5) 電子メール、電話その他の連絡手段をもってしても、利用者との連絡が取れなくなった場合
- (6) その他、上記各号に準じて当機構が不適切と判断した場合

**第4条 禁止事項**

利用者は、本サービスを利用するにあたって次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 本サービスを利用する高等学校が保有し管理するパソコンについては、本サービスを利用する高等学校が保有し管理するパソコン上での学校組織内部の利用以外での利用や、高等学校の教職員個人が保有するパソコン上の利用
- (2) 本サービスを利用する高等学校が保有し管理するパソコンについて、また当該パソコンおよび生徒が利用する端末について、ファイル共有ソフトの導入、データ漏洩を起こす可能性のあるファイル共有設定等の行為
- (3) 第三者（他の利用者を含む、以下同じ）または当機構の通信の秘密、財産、プライバシー、肖像権、名誉、信用を侵害する行為
- (4) 第三者または当機構の著作権・商標権等の知的財産権その他一切の権利を侵害する、またはそのおそれがある行為
- (5) 本サービスのシステム、または本サービスを通じて他のネットワーク上のシステムに、権限なくしてアクセスする行為または有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (6) 本サービス上の情報を無断で改ざん、消去する行為
- (7) 承諾を得ないで、第三者の個人情報を収集・蓄積したり、個人を特定したり、本サービス外で接触しようとする行為
- (8) 本サービスに関して生じた権利・義務の譲渡・引受・承継・貸与・担保供与等の行為
- (9) 法令、本規約、ガイドラインまたは当機構からの指示に反する行為
- (10) 社会規範・公序良俗に反するものや、他人の権利を侵害し、または他人の迷惑となるような行為
- (11) 本サービスの運営に支障を与える、または第三者・当機構の権利・利益を害する一切の行為
- (12) その他当機構が不適切と判断する行為

**第5条 個人情報**

- (1) 当機構は、本サービスの利用に際し教職員が登録した個人情報を、本サービスの提供（個人の管理、問い合わせ対応、システムの保守やバックアップ等）のために利用します。また、教職員の JAPAN e-Portfolio へのアクセスログ（本サービスの何をいつご利用になったか等の閲覧履歴、パソコンを識別するドメイン名・IP アドレス・ブラウザの種類等の情報等）を、当機構が取得し、個人が識別できない形式にしたうえで、調査研究のために利用します。
- (2) 教職員は、本サービスの利用に際して閲覧する生徒の個人データ等について、生徒への指導や調査書作成等、教職員として必要な業務範囲においてのみ利用します。
- (3) 当機構は、教職員が所属する高等学校及びその設置者並びに国から申し出があった場合、調査研究の目的に限り個人が識別できない形式にしたうえで提供します。

以上

2019年4月1日 制定

[ 同意して次へ ]

同意されない方は、ブラウザを閉じてください。

### 利用に関する注意事項及び利用規約

高校生のみなさんへ

「JAPAN e-Portfolio」（以下、「本サービス」といいます）のご利用にあたり、以下の注意事項と利用規約は、本サービスを利用するうえでの条件となりますのでよく読んでからお使いください。

#### ■ 注意事項

##### 運営団体の変更について

2019年4月1日より、文部科学省から運営許可を受け、一般社団法人教育情報管理機構（以下、「当機構」といいます）がJAPAN e-Portfolioの運営を担うこととなりました。2019年3月31日までに、JAPAN e-Portfolioをご利用いただいた方については、本「利用に関する注意事項及び利用規約」に同意いただることにより、引き続きサービスを利用することができます。

また、2019年3月31日までにJAPAN e-Portfolioにご登録いただいたデータについては、本「利用に関する注意事項」に同意いただくことにより、当機構にて管理いたします。当機構での管理に同意いただけない場合、2019年3月31日までにJAPAN e-Portfolioにご登録いただいたデータの取り扱いに関するお問合せは、文部科学省 大学入学者選抜改革推進委託事業（主体性等分野）の代表大学であった関西学院大学までご連絡ください。

##### 「JAPAN e-Portfolio」について（利用目的）

「JAPAN e-Portfolio」は各大学の入学者選抜において、卒業認定・学位授与の方針・教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受け入れの方針に基づき、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価するために活用すること及び高等学校教育、大学教育の質の確保・向上に向けた取組みに活用されることを目的に、文部科学省より「JAPAN e-Portfolio」の運営を許可された当機構が提供するサービスです。高校生のみなさんが高校生活における学校の授業や行事、部活動、取得した資格・検定や学校以外での活動成果を記録し、今後の学び・成果につなげていくためのふりかえりと、蓄積した「学びのデータ」を個別大学の出願等に利用することができます。ぜひみなさんの積極的な活用をお願いします。

##### 「JAPAN e-Portfolio会員」について

- ・本サービスを利用する高校生のみなさんを、「JAPAN e-Portfolio会員」と呼びます。
- ・JAPAN e-Portfolio会員となるみなさんは、本サービス利用のため、学校から、IDおよびパスワードが付与されます。
- ・みなさんが利用するID・パスワードは、学校で発行・管理・運用されています。ID・パスワードを忘れてしまった場合は、学校の先生に確認してください（画面上での照会は行えません）。
- ・JAPAN e-Portfolio会員のIDは、変更できません。パスワードは、「パスワード変更」から随時変更することができます。自分自身の学びのデータを登録、閲覧できるID・パスワードになりますので、他人に知られることがないよう、取り扱いには十分に注意してください。また、ID・パスワードが第三者によって不正に利用されていることが判明した場合は、学校の先生に速やかに届け出てください。
- ・本サービスの利用・利用停止は学校の意思に基づき行われます。

##### 利用推奨環境

本サービスの利用における推奨環境は、下記になります。

###### ◆パソコンで閲覧する場合（OS／ブラウザ）

Windows7／Internet Explorer11、Google Chrome  
Windows8／Internet Explorer11、Google Chrome  
Windows10／Internet Explorer11、Edge、Google Chrome

###### ◆スマートフォンで閲覧する場合（OS／ブラウザ）

Android6.0～8.0／Google Chrome  
iOS10～11／Safari  
端末に搭載されている標準ブラウザのご利用をお薦めしております。

###### ◆タブレットで閲覧する場合（OS／ブラウザ）

Android6.0～7.0／Google Chrome  
iOS10～11／Safari  
端末に搭載されている標準ブラウザのご利用をお薦めしております。

※ブラウザの設定においては、「JavaScript」と「Cookie」を有効にする必要があります。

※一部端末の場合、デザインが崩れるなど、一部不具合が生じる可能性があります。

※携帯電話（フィーチャーフォン）には対応しておりません。

#### ■ JAPAN e-Portfolio 利用規約（生徒様向け）

所属校より申込みいただいた、一般社団法人教育情報管理機構（以下、「当機構」といいます）が提供する「JAPAN e-Portfolio」（以下、本サービスといいます）をご利用いただくには、以下の利用規約への同意が必要です。十分お読みのうえ、同意いただいたうえで、ご利用ください。

##### 第1条 利用規約の適用

- (1) 本規約は、本サービスを利用する高校生（以下総称して「利用者」といいます）と当機構との関係について適用されます。高等学校の教職員は、自校に所属し、かつ本サービスを利用する生徒全員に対し、本規約を守らせる責任を負う

- ことと定められているため、利用者は、自校と当機構との契約に基づいて本サービスを利用し、JAPAN e-Portfolio 利用規約（高等学校向け）の定めを遵守するものとします。
- (2)当機構は、本規約および本規約を具体化し、または補足するための規則（以下「マニュアル類」といいます）を以下の手順により定め、また改定することができます。本規約の改定およびマニュアル類の制定または改定は、当機構が事前に、制定または改定の発効日を明示したうえで、制定または改定内容をWebページ上で公表することで、当該制定または改定時期が到来した時点より、本規約の一部を構成し効力を持立ちます。

## 第2条 ID、パスワードおよび登録情報の管理

- (1)利用者は、責任をもってIDおよびパスワードを管理、使用します。
- (2)本サービスのご利用については、当該IDを登録された利用者による利用とみなします。
- (3)利用者は、IDを特定するための登録内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容の変更を行うものとします。
- (4)IDおよびパスワードが第三者によって不正に利用されていることが判明した場合は、直ちに当機構に届け出ると共に、当機構の指示に従うものとします。
- (5)利用者の故意または過失によりIDおよびパスワードが第三者に使用される等の損害については、利用者が責任を負うものとし、当機構は一切の責任を負わないものとします。
- (6)利用者は、当機構に対し、当機構の所定の方法で申請をすることで、自身の登録情報を取得することができるものとします。
- (7)当機構は、利用者が登録した情報を、最終ログインから5年間保管します。ただし、期間内であっても、学校の判断により、IDの利用停止・情報の閲覧を制限される場合があります。
- (8)第7号の定めに従わらず、当機構は、当該年度の入試業務が完了した際、事前に削除日と削除内容を告知することで、当該削除日に大学提出用に登録したデータ等を削除することができるものとします。

## 第3条 本サービスの利用停止、登録情報の削除について

利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合、当機構は事前の通知、承諾なしに、本サービスの提供の停止、または登録情報を抹消することができるものとします。また当機構が前述の措置を行ったことによって利用者または第三者に生じた損害について、当機構は一切の責任を負わないものとします。

- (1)本規約、ガイドラインその他当機構が定める規定に違反した場合
- (2)登録内容に虚偽があつたことが判明した場合
- (3)IDおよびパスワードを不正利用した場合、または第三者に不正使用させた場合
- (4)過去に本サービスの提供停止または登録情報の抹消の措置を受けていることが判明した場合
- (5)利用者との連絡が取れなくなった場合
- (6)その他、上記各号に準じて当機構が不適切と判断した場合

## 第4条 禁止事項

利用者は、本サービスを利用するにあたって次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1)本サービスを利用する高等学校が保有し管理するパソコンについて、データ漏洩を起こす可能性のあるファイル共有設定等の行為
- (2)第三者（他の利用者を含む、以下同じ）または当機構の通信の秘密、財産、プライバシー、肖像権、名誉、信用を侵害する行為
- (3)第三者または当機構の著作権・商標権等の知的財産権その他一切の権利を侵害する、またはそのおそれがある行為
- (4)本サービスのシステム、または本サービスを通じて他のネットワーク上のシステムに、権限なくしてアクセスする行為または有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (5)本サービス上の情報を無断で改ざん、消去する行為
- (6)承諾を得ないで、第三者の個人情報を収集・蓄積したり、個人を特定したり、本サービス外で接触しようとする行為
- (7)本サービスに関して生じた権利・義務の譲渡・引受・承継・貸与・担保供与等の行為
- (8)法令、本規約、ガイドラインまたは当機構からの指示に反する行為
- (9)社会規範・公序良俗に反するものや、他人の権利を侵害し、または他人の迷惑となるような行為
- (10)本サービスの運営に支障を与え、または第三者・当機構の権利・利益を害する一切の行為
- (11)その他当機構が不適切と判断する行為

## 第5条 個人情報

当機構は、みなさんが登録した個人情報・学びの記録を、みなさんが同意する範囲において、入学者選抜や教育研究に資する目的に限り、以下のように利用します。

- (1)みなさんが在籍している、または在籍していた高等学校の教職員が閲覧し、主体的な学びの指導や調査書作成・出願書類の確認等に利用します。
- (2)みなさんが本サービスを使って提出した本サービスを利用する大学において、多面的・総合的評価による入学者選抜や入学後の教育及び調査研究等の目的で利用されます。なお、各大学の利用方法は、入学試験要項等に明記されます。
- (3)当機構は、みなさんが本サービスに登録した個人情報を、本サービスの提供（個人の管理、問い合わせ対応、システムの保守やバックアップ等）のために利用します。
- (4)当機構は、みなさんが本サービスに登録した個人情報・学びの記録、本サービスへのアクセスログ（本サービスの何をいつご利用になったか等の閲覧履歴、パソコン等を識別するドメイン名・IPアドレス・ブラウザの種類等の情報等）を取得し、個人が識別できない形式にしたうえで、調査研究のために利用します。
- (5)当機構は、みなさんが在籍している、または在籍していた高等学校及びその設置者並びに国から申し出があった場合、申し出の内容の審査を行ったうえで、個人が識別できない形式にした上で提供します。

以上

2019年4月1日 制定

[ 同意して次へ ]

同意されない方は、ブラウザを閉じてください。

**JAPAN e-Portfolio 利用規約（個人会員向け）**

下記利用規約をご確認のうえ、ご承諾くださる方は同意してください。

**はじめに**

「JAPAN e-Portfolio」をご利用いただくには、以下の利用規約への同意が必要です。本サービスを利用するうえでの条件となりますのでよく読んでからお使いください。なお、未成年の方は保護者の方に利用規約をご確認いただいたうえでお使いください。

**■運営団体の変更について**

2019年4月1日より、文部科学省から運営許可を受け、一般社団法人教育情報管理機構（以下、「当機構」といいます）がJAPAN e-Portfolioの運営を担うこととなりました。2019年3月31日までに、JAPAN e-Portfolioをご利用いただいている方については、本規約に同意いただくことにより、引き続きサービスを利用することが可能です。当機構での管理に同意いただけない場合、2019年3月31日までにJAPAN e-Portfolioにご登録いただいたデータの取り扱いに関するお問合せは、文部科学省 大学入学者選抜改革推進委託事業（主体性等分野）の代表大学であった関西学院大学までご連絡ください。

**■「JAPAN e-Portfolio」について（利用目的）**

「JAPAN e-Portfolio」は各大学の入学者選抜において、卒業認定・学位授与の方針・教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針に基づき、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価するために活用すること及び高等学校教育、大学教育の質の確保・向上に向けた取組みに活用されることを目的に、文部科学省より「JAPAN e-Portfolio」の運営を許可された当機構が提供するサービスです。また、「JAPAN e-Portfolio」は高校生活における学校の授業や行事、部活動、取得した資格・検定や学校以外での活動成果を記録し、今後の学び・成果につなげていくためのふりかえりと、蓄積した「学びのデータ」を個別大学の出願等に利用することができるサービスです。

**■利用推奨環境**

本サービスの利用における推奨環境は、下記になります。

**◆パソコンで閲覧する場合（OS／ブラウザ）**

Windows7／Internet Explorer11、Google Chrome  
Windows8／Internet Explorer11、Google Chrome  
Windows10／Internet Explorer11、Edge、Google Chrome

**◆スマートフォンで閲覧する場合（OS／ブラウザ）**

Android6.0～8.0／Google Chrome  
iOS10～11／Safari  
端末に搭載されている標準ブラウザのご利用をお薦めしております。

**◆タブレットで閲覧する場合（OS／ブラウザ）**

Android6.0～7.0／Google Chrome  
iOS10～11／Safari  
端末に搭載されている標準ブラウザのご利用をお薦めしております。

※ブラウザの設定においては、「JavaScript」と「Cookie」を有効にする必要があります。

※一部端末の場合、デザインが崩れるなど、一部不具合が生じる可能性があります。

※携帯電話（フィーチャーフォン）には対応しておりません。

**JAPAN e-Portfolio 利用規約（個人会員向け）****第1条 利用規約の適用**

- (1) 本規約は、当機構の目的に基づき管理・運営する、「JAPAN e-Portfolio」（以下、「本サービス」といいます）の利用に関する、当機構と本サービスを利用する個人会員（以下「利用者」といいます）との一切の関係について適用されます。
- (2) 当機構は、利用者に対し、本規約にしたがって本サービスを非独占的に利用できる譲渡不能な使用権を許諾します。
- (3) 当機構は、本規約および本規約を具体化し、または補足するための規則（以下「マニュアル類」といいます）を以下の手順により定め、また改定することができます。本規約の改定およびマニュアル類の制定または改定は、当機構が事前に、制定または改定の発効日を明示したうえで、利用者に対し制定または改定内容をWebページ上で公表することで、当該制定または改定時期が到来した時点より、本規約の一部を構成し効力を持ります。
- (4) 利用者は、本規約の各規定を遵守して本サービスを利用します。

**第2条 利用契約の成立**

本サービスの利用に関する契約（以下「本契約」といいます）は、利用者が本規約に同意することにより成立します。

**第3条 本サービスの内容**

本サービスは、大学入学者選抜における主体性等、多面的・総合的な評価を促進するために、情報の蓄積や大学への提出等を目的として当機構が提供するシステムです。

#### 第4条 本サービスの利用

- (1)利用者は、本サービスの利用を第三者に再使用許諾することはできません。
- (2)利用者は、本サービスおよび本サービスから得られる情報を、本サービス以外の目的で利用することはできません。

#### 第5条 本サービスの利用料・利用環境

- (1)本サービスの利用料は無償とします。
- (2)利用者が本サービスを利用するためには必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器購入・保守、および任意の電気通信事業者・任意のプロバイダとの契約、これらにかかる費用は利用者の負担となります。

#### 第6条 ID、パスワードおよび登録情報の管理

- (1)利用者は、本サービスの利用にあたり、IDを特定するための登録内容（以下「利用者登録内容」といいます）を登録するものとします。
- (2)利用者は、当機構が登録したIDおよび利用者が設定したパスワードを、責任をもって管理、使用します。
- (3)当機構は、あるIDによる本サービスの利用については、当該IDを登録された利用者による利用とみなします。
- (4)利用者は、利用者登録内容に変更が生じた場合は、速やかに当機構所定の方法で変更を行うものとします。
- (5)利用者は、IDおよびパスワードが第三者によって不正に利用されていることが判明した場合は、直ちに当機構に届け出ると共に、当機構の指示に従うものとします。
- (6)利用者の故意または過失によりIDおよびパスワードが第三者に使用される等の損害については、利用者が責任を負うものとし、当機構は一切の責任を負わないものとします。
- (7)利用者は、当機構に対し、当機構の所定の方法で申請をすることで、自身の登録情報を取得することができるものとします。
- (8)当機構は、利用者が登録した情報を、最終ログインから5年間保管します。
- (9)第8号の定めに関わらず、当機構は、当該年度の入試業務が完了した際、事前に削除日と削除内容を告知することで、当該削除日に大学提出用に登録したデータ等を削除することができるものとします。

#### 第7条 サービス内容の変更

当機構は、本サービスの便利性、内容の向上を目的として、プログラム・通信手段・情報内容等について、利用者に対する予告なく、これらを変更、修正、追加することができます。また、相当の理由がある場合においては、当機構は、事前に利用者に通知することにより、本サービスの提供の一部または全部の中止または廃止を行うことができます。本サービスの終了に当たり、利用者が本サービス上に登録したデータは、当機構の責任において削除します。

#### 第8条 サービスの停止

当機構は、本サービス用設備の保守、運営、工事、その他必要と認める場合、本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。本サービスを停止する場合、当機構は事前に利用者に対して利用者向けWebページに掲載する等の方法により通知します。ただし、緊急の場合は事後に可能な限り速やかに通知します。

#### 第9条 本サービスの利用停止、登録情報の削除について

- 利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合、当機構は事前の通知、承諾なしに、本サービスの提供の停止、または登録情報を抹消することができるものとします。また当機構が前述の措置を行ったことによって利用者または第三者に生じた損害について、当機構は一切の責任を負わないものとします。
- (1)本規約、ガイドラインその他当機構が定める規定に違反した場合
  - (2)登録内容に虚偽があったことが判明した場合
  - (3)IDおよびパスワードを不正利用した場合、または第三者に不正使用させた場合
  - (4)過去に本サービスの提供停止または登録情報の抹消の措置を受けていることが判明した場合
  - (5)電子メール、電話その他の連絡手段をもってしても、利用者との連絡が取れなくなった場合
  - (6)その他、上記各号に準じて当機構が不適切と判断した場合

#### 第10条 禁止事項

利用者は、本サービスを利用するにあたって次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1)本サービスのマニュアル類を第三者に開示または提供する行為
- (2)本サービスを利用する端末へのデータ漏洩を起こす可能性のあるファイル共有設定等の行為
- (3)第三者（他の利用者を含む、以下同じ）または当機構の通信の秘密、財産、プライバシー、肖像権、名譽、信用を侵害する行為
- (4)第三者または当機構の著作権・商標権等の知的財産権その他一切の権利を侵害する、またはそのおそれがある行為
- (5)本サービスのシステム、または本サービスを通じて他のネットワーク上のシステムに、権限なくしてアクセスする行為または有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (6)本サービス上の情報を無断で改ざん、消去する行為
- (7)承諾を得ないで、第三者の個人情報を収集・蓄積したり、個人を特定したり、本サービス外で接触しようとする行為
- (8)本サービスに関して生じた権利・義務の譲渡・引受・承継・貸与・担保供与等の行為
- (9)法令、本規約、ガイドラインまたは当機構からの指示に反する行為
- (10)社会規範・公序良俗に反するものや、他人の権利を侵害し、または他人の迷惑となるような行為
- (11)本サービスの運営に支障を与え、または第三者・当機構の権利・利益を害する一切の行為
- (12)その他当機構が不適切と判断する行為

#### 第11条 個人情報の取り扱いについて

当機構は、利用者が登録した個人情報・学びの記録を、利用者が同意する範囲において、入学者選抜や教育研究に資する目的に限り、以下のように利用します。

- (1)利用者が本サービスを使って提出した本サービスを利用する大学において、多面的・総合的評価による入学者選抜や入学後の教育及び調査研究等の目的で利用されます。なお、各大学の利用方法は、入学試験要項等に明記されます。
- (2)当機構は、利用者が本サービスに登録した個人情報を、本サービスの提供（個人の管理、問い合わせ対応、システムの保守やバックアップ等）のために利用します。
- (3)当機構は、利用者が本サービスに登録した個人情報・学びの記録、本サービスへのアクセスログ（本サービスの何をいつご利用になったか等の閲覧履歴、パソコン等を識別するドメイン名・IPアドレス・ブラウザの種類等の情報等）を、当機構が取得し、個人が識別できない形式にしたうえで、調査研究のために利用します。
- (4)当機構は、国から申し出があった場合申し出の内容の審査を行ったうえで、個人が識別できない形式にしたうえで提供します。

#### 第12条 契約の終了

利用者は、当機構に対し、当機構所定の方法で契約の終了を通知することで、本契約を終了させることができます。

#### 第13条 契約終了時の対応

期間満了、解除、その他の事由により、本契約が終了した場合、利用者は本サービスの全てについて利用する権利を失い、利用者はマニュアル類の削除または破棄をしなければなりません。

#### 第14条 免責事項

- (1)当機構は本サービスを提供するシステムの障害などにより、利用者に対する予告なく、一時的に本サービスの提供を中断することがあります。それに基づく利用者への損害について当機構は当機構の故意または重過失に基づく場合を除き、その責任を負いません。
- (2)当機構は、当機構の設備に対するハッキング、その他の不正アクセスにより、利用者に被害が生ずることがないよう、ファイアウォールその他の合理的な措置を講じます。これらの措置にもかかわらず不正アクセスが行われ、利用者に損害が生じた場合、当機構はその責任を負いません。
- (3)本サービスの導入、利用の結果、利用者のパソコン上のプログラム、データ等が毀損するなどの損害が生じても、当機構は当機構の故意または重過失に基づく場合を除き、その責任を負いません。
- (4)利用者は、本サービスを利用するにあたってコンピューターウィルスをチェックするための合理的な措置を講ずるものとします。当機構は、当該措置を講じたにもかかわらず利用者において生じたコンピューターウィルスによる損害に関して責任を負いません。
- (5)利用者が本規約の定めに違反した場合、当機構は利用者において生じた当該違反に起因する損害に関して責任を負いません。
- (6)本サービスの利用にあたり、当機構および利用者は、個人情報の取扱いについて法令を遵守するとともに万全の取扱いを期するものとします。なお、本サービスの利用にあたり、当機構の責めに帰さない事由により漏洩、消失等の損害が発生した場合は、当機構は責任を負いません。
- (7)本サービスを利用したことにより、または本サービスを利用できなかつたことにより、利用者、その他の第三者に損害が生じた場合、法律に基づき損害を賠償すべき場合を除き、当機構はその責任を負いません。

#### 第15条 権利義務の譲渡

利用者は、当機構の事前の承諾なく本契約上の権利または義務の譲渡をすることはできません。

#### 第16条 裁判管轄

利用者と当機構は、本契約に関連して生じた一切の紛争について、被告の住所地を管轄する裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第17条 準拠法

本契約の準拠法は日本国法とします。

以上

2019年4月1日 制定

[戻る](#)

[同意して登録](#)

「JAPAN e-Portfolio」とは | よくあるご質問 | 個人情報の取り扱い

運営：文部科学省大学入学者選抜改革推進委託事業主体制作会員コンソーシアム  
© Beresse Corporation 2017-2019.

## ■ 利用規約への同意 必須

利用規約の内容を遵守のうえ、「JAPAN e-Portfolio」をご利用願います。

なお、こちらの利用規約に同意いただいても、所属大学の申込状況によっては「JAPAN e-Portfolio」をご利用いただけない場合がございます。

### ■ 運営団体の変更について

2019年4月1日より、文部科学省から運営許可を受け、一般社団法人教育情報管理機構（以下、「当機構」といいます）がJAPAN e-Portfolioの運営を担うこととなりました。2019年3月31日までに、JAPAN e-Portfolioをご利用いただいた方については、本「利用規約」に同意いただくことにより、引き続きサービスを利用することが可能です。当機構での管理に同意いただけない場合、2019年3月31日までにJAPAN e-Portfolioにご登録いただいたデータの取り扱いに関するお問合せは、文部科学省 大学入学者選抜改革推進委託事業（主体性等分野）の代表大学であった関西学院大学までご連絡ください。

### ■ 「JAPAN e-Portfolio」について（利用目的）

「JAPAN e-Portfolio」は各大学の入学者選抜において、卒業認定・学位授与の方針・教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針に基づき、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価するために活用すること及び高等学校教育、大学教育の質の確保・向上に向けた取組みに活用されることを目的に、文部科学省より「JAPAN e-Portfolio」の運営を許可された当機構が提供するサービスです。「JAPAN e-Portfolio」では高校生活における学校の授業や行事、部活動、取得した資格・検定や学校以外での活動成果を記録し、今後の学び・成果につなげていくためのふりかえりと、蓄積した「学びのデータ」を個別大学の出願等に利用することができます。

### ■ JAPAN e-Portfolio 利用規約（大学様向け）

#### 第1条（適用）

1. 本規約は、一般社団法人教育情報管理機構（以下、「当機構」といいます）が提供する「JAPAN e-Portfolio」（以下「本サービス」といいます）に関する、当機構と本サービスを利用する大学（以下「契約校」といいます）の間の一切の関係について適用されます。
2. 当機構は、本規約および本規約を具体化し、または補足するための規則（以下「ガイドライン」といいます）を自由に定め、または変更することができます。本規約の変更ならびにガイドラインの制定および変更は、当機構が本サービス上で公表した時点または契約校に通知した時点のいずれか早いときから、本規約の一部を構成し効力を持ります。

#### 第2条（契約の成立）

1. 本サービスの利用に関する契約（以下「本契約」といいます）は、当機構指定の利用申込書によって申込みを行い、かつ、当機構が承諾した時点で成立するものとします。なお、契約校は、本規約の内容を承諾のうえ、申込を行うものとし、契約校が申込みを行った時点で、当機構は、契約校が本規約の内容を承諾しているものとみなします。
2. 契約校は、前項の申込事項につき変更する事由が生じた場合は、当機構所定の申込書に、変更内容を記入後記名押印し、当機構に提出するものとします。

#### 第3条（契約期間）

1. 本サービスの契約期間は、契約の成立日から平成32年3月31日までとします。ただし、継続の意向を確認できない場合を除き、自動的に1年延長されるものとします。
2. 契約校は、本サービスを利用可能な日から本サービスを利用することができます。

#### 第4条（本サービスの内容および利用）

1. 本サービスは、契約校において、多面的・総合的評価による入学者選抜や入学後の教育及び調査研究等の目的での利用のために、本サービスに蓄積した契約校への出願者および合格者（以下「提出者」といいます）の学びのデータを閲覧する機能等を提供するサービスです。
2. 本サービスは、主として学校教育法に定める大学および高等学校の利用を対象としたインターネットサービスとなります。従って、本サービスの利用は、主として学校教育法に定める大学および高等学校のほか、当機構が利用を許諾した者に限定されるものとします。

3. 契約校は、本規約の目的の範囲内、かつ、本規約に違反しない範囲内で、当機構の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。
4. 本サービスは、契約校が利用申込書において指定した管理責任者（以下「管理責任者」といいます）に対して当機構が提供した ID・パスワードによりご使用頂きます。

#### 第5条（利用条件および利用料）

1. 本サービスの利用には、当機構の会員になる必要があります。
2. 本サービスの利用料は、別途定める会費に含まれます。

#### 第6条（本サービスの利用環境について）

1. 本サービスを利用するにあたって、契約校は、当機構が別に定めるコンピュータ端末、通信回線その他のコンピュータ環境（以下「利用環境」といいます）を用意するものとします。
2. 本サービスの提供は、契約校の利用環境から当機構が提供する本サービスを構成するコンピュータ設備（以下「当機構サービス環境」といいます）にインターネット経由で接続することにより行われます。なお、契約校は、本サービスの利用のために、当機構のデータセンターに立ち入り等することはできないものとします。

#### 第7条（再委託）

1. 当機構は、本サービスに関する作業の全部または一部を、当機構の責任において第三者に再委託できるものとします。
2. 前項に基づき当機構が作業を再委託した場合、再委託先の選任、監督ならびに再委託先の行った作業の結果については、一切当機構が責任を負い契約校には迷惑を掛けないものとします。

#### 第8条（データの取扱）

1. 契約校は、当機構が指定した方法で、提出者が指定した情報を本サービスで閲覧およびダウンロードすることができます。
2. 契約校は、本サービスの利用契約が終了した後においては、解約前に当機構サービス環境で取得したデータを、参照・閲覧・操作・取得等することができないものとします。

#### 第9条（ユーザーIDおよびパスワードの管理）

1. 契約校は、管理責任者および管理責任者以外の担当者（以下「担当者」といいます）が、自己以外の ID およびパスワードを用いて本サービスを利用することがないよう管理・指導する責任を負うものとします。
2. 契約校は、管理責任者が、本サービスを利用するための ID およびパスワードその他個人データ等を第三者に開示、漏洩、または不正使用することがないよう厳格に管理する責任を負うものとします。
3. 当機構は、ID とこれに係るパスワードが使用された本サービスのご利用については、当該 ID を登録した利用者（以下「利用者」といいます）による利用とみなすものとします。
4. 契約校は、ID およびパスワードが第三者によって不正に利用されていることを知った場合は、担当者の ID およびパスワードについて管理責任者が直ちに対象の ID を削除したうえで、当機構に届け出ると共に、当機構の指示に従うものとします。
5. 契約校は、ID およびパスワードが第三者に使用されたことにより生じた損害等については、一切の責任を負い、当機構は一切の責任を負わないものとします。
6. 契約校は、管理責任者に対し、以下の管理責任を負わせるものとします。
  - (1) 担当者の ID の発行と管理
  - (2) 管理責任者の変更
  - (3) 本サービスから利用できるデータの管理

#### 第10条（担当者の異動等）

1. 契約校は、管理責任者から ID を付与された担当者の異動・退職等があった場合、直ちに、当該担当者に割り振られた ID を削除するなど、本サービスの不正な利用を防止する措置を講じるものとします。
2. 契約校は、前項の措置を遅滞したことにより生じるすべての損害等を賠償する義務を負うものとします。

#### 第11条（サービス内容の変更）

当機構は、契約校に事前に通知することなく本サービスの内容や仕様を変更したり、提供を停止・中止したりすることができるものとします。

#### 第12条（本サービスの利用の停止等）

1. 当機構は、以下のいずれかの事由に該当する場合には、契約校に事前に通知することなく、本サービスの利用の全部または一部を停止または中断することができるものとします。
  - (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検または保守作業を定期的または緊急に行う場合
  - (2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
  - (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
  - (4) その他、運用上または技術上当機構が停止または中断を必要と判断した場合
2. 当機構は、本条に基づき当機構が行った措置により契約校に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第13条（禁止事項）

契約校は、本サービスを利用するにあたって次に掲げる行為をしてはなりません。また、利用者にこれらの行為をさせてはなりません。

- (1) 本サービスを自校外で利用すること
- (2) 契約校の承諾なく本サービスに関するデータを自校外で利用すること
- (3) 当機構が別に定める利用環境以外の環境で利用すること
- (4) ファイル共有ソフトの導入、データ漏洩を起こす可能性のあるファイル共有設定等がされたデバイスから本サービスを利用すること

- (5) 第三者または当機構の通信の秘密、財産、プライバシー、肖像権、名誉、信用を侵害する行為
- (6) 第三者または当機構を誹謗・中傷し、または差別する行為
- (7) 第三者または当機構の著作権・商標権等の知的財産権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (8) わいせつ・残虐な表示行為、その他第三者に不快感を与える行為
- (9) 広告・宣伝・営業活動、公職選挙運動、またはそれらに類する行為
- (10) 本サービスの目的の範囲外において、本サービス上で入手したコンテンツの複製・公衆送信・頒布・翻案等
- (11) 本サービスのシステムまたは本サービスを通じて他のネットワーク上のシステムに、権限なくしてアクセスする行為または有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (12) 本サービスの目的の範囲外において、本サービス上の情報またはコンテンツを無断で改ざん、消去する行為
- (13) 本サービスに関して生じた権利・義務の譲渡・引受け・承継・貸与・担保供与等の行為
- (14) 法令、本規約、ガイドラインまたは当機構・管理者からの指示に反する行為
- (15) 社会規範・公序良俗に反する行為、または他人の権利を侵害し、もしくは他人の迷惑となるような行為
- (16) 本サービスの運営に支障を与え、または第三者・当機構の権利・利益を害する一切の行為
- (17) その他当機構が不適切と判断する行為

#### 第 14 条（当事者間解決の原則）

1. 契約校は、第三者の行為につき、前条各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当該第三者に対し、直接要望等を通知するものとします。
2. 契約校は、契約校が ID を与えた者の行為につき、前条各号のいずれかに該当するとして当機構または第三者から何らかのクレームが通知された場合、自己の責任と費用負担において当該クレームを処理解決するものとします。

#### 第 15 条（トラブル処理）

当機構は、契約校の行為等が第 13 条各号のいずれかに該当すると判断した場合、または前条第 2 項のクレームに関するトラブルが生じたことを知った場合は、契約校への事前の通知なしに、契約校等が送信または表示する情報の一部もしくは全部の削除または不表示、あるいは契約の解除等、当機構が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。

#### 第 16 条（セキュリティの確保）

1. 当機構は、当機構サービス環境の安全を確保するために、当機構サービス環境に当機構所定のセキュリティ防護措置を講じるものとします。なお、当機構は、当機構サービス環境への不正なアクセスまたは本サービスの不正な利用を完全に防止することを何ら保証するものではありません。
2. 当機構は、コンピュータ上で動作する基本ソフトウェア等のソフトウェアに存在する既知および未知のセキュリティ脆弱性に起因して契約校または第三者が損害を被った場合であっても、いかなる責任も負わないものとします。
3. 当機構は、本サービスの提供のために設置する当機構設備等に対してまたはこれをを利用して不正侵入を試みる通信、当機構設備等の破壊を試みる通信、および本サービスの利用不能等を試みる通信等（以下総称して「攻撃的通信」といいます）を検知するため、当機構設備に侵入検知システム等（以下「IDS」といいます）を設置する場合があります。当機構は、IDS により、当機構設備等に対してまたはこれをを利用してなされる通信が、攻撃的通信であるか否かを判断するため、本サービスと外部との通信の内容を確認することができます。契約校は、IDS により、当機構が当該通信の内容が確認されることがあることを、あらかじめ了解するものとします。
4. 契約校は、コンピュータ上で動作する基本ソフトウェア等には、既知および未知のセキュリティ脆弱性が存在する可能性があることを了解するものとし、契約校の判断において、当該ソフトウェアに対してライセンサーその他第三者より提供される修正ソフトウェアの適用その他必要な措置をとるものとします。

#### 第 17 条（個人情報の取り扱いについて）

1. 当機構は、個人情報保護法、その他関連する法令・ガイドライン等を遵守し、個人情報管理責任者の下で厳重なセキュリティ対策を施し、適正に個人情報を管理します。
2. 当機構は、以下の目的で、本サービスの利用者の個人情報を利用します。
  - (1) 本サービスの利用者ひとりひとりを識別するために、以下の情報を利用します。
    - ① 管理責任者が本サービスの利用者として登録する氏名、メールアドレス等。
    - ② 管理責任者が登録する担当者の個人情報のうち、氏名、メールアドレス等。
  - (2) 利用者の本サービスの閲覧・利用・ダウンロード等の履歴を機械的に取得し、本サービスの向上、研究・開発のために利用します。
  - (3) 高等学校及びその設置者並びに国から申し出があった場合、当機構は申し出の内容の審査を行ったうえで、個人が識別できない形式にしたうえで提供します。
  - (4) その他、利用者が登録した各種情報を当機構が利用することはありませんが、システム保守やバックアップの目的で、閲覧・複製できるものとします。
3. 当機構は、担当者の同意を得ることなく、個人情報を取得、および第三者に提供することはありません。（ただし、個人情報保護法その他の法令により認められている場合を除きます。）
4. 当機構は、第 2 項に定める利用目的の範囲において、お預かりしている個人情報の処理を第三者に委託する場合がありますが、厳重に委託先の管理・指導を行います。

#### 第 18 条（本サービスに対する責任）

1. 当機構の責に帰すべき事由により、契約校が本サービスを全く利用できない、または支障の程度が著しく、本サービスの重要な機能を利用できない（以下「利用不能」といいます。）状態が契約校に発生した場合、当機構は、契約校が本サービスを利用不能となったことを当機構が知った時刻から起算して 48 時間以内に利用できる状態になるよう商慣習に照らして必要な措置をすることに努めるものとします。なお、当機構の責に帰することができない事由から生じた損害、当機構の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、間接的損害、派生的損害及び逸失利益については、当機構は賠償責任を負わないものとします。
2. 当機構の責に帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合であっても、当機構は、特別な事情から生じた損害

(予見の有無及び可否を問わない。)、間接的損害、派生的損害及び逸失利益については賠償責任を負わないものとし、その賠償額は、当機構に故意または重大な過失が存在する場合を除いて、請求原因の如何を問わず、本サービスの利用料の1年分の金額を上限とします。

3. 本サービスが利用できない事象に関して当機構が負う法律上の責任は、前項に定める範囲に限られるものとします。なお、次の各号に掲げる事由は、当機構の責に帰すことができない事由（ただしこれらに限られない）であり、当機構は、当該事由に起因して契約校に生じた損害については、いかなる法律上の責任も負わないものとします。
  - (1) 計画メンテナンスの実施
  - (2) 地震、台風、洪水、嵐等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、暴動
  - (3) 行政機関または司法機関による業務を停止する旨の命令
  - (4) 契約校の設備の不具合
  - (5) コンピュータ上で動作するソフトウェア（当機構または契約校が用意したもの）の不具合
  - (6) クライアント環境の不具合
  - (7) 契約校が当機構サービス環境およびコンピュータ等に施した設定の不具合
  - (8) 本サービスに接続するためのネットワーク回線の不具合
  - (9) 契約校の不正な操作
  - (10) 第三者からの攻撃および不正行為

#### 第19条（秘密保持）

1. 契約校は、当機構から提供されたガイドライン、仕様書、指示、アイディア、その他の資料等（提供素材等を含みます）、本規約に関連して知り得た本サービスに関する情報（以下「秘密情報」といいます）を善良な管理者の注意をもつて厳に秘密として保持し、当機構の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示または漏洩せず、また、本サービス以外に使用してはなりません。
2. 前項にかかわらず、契約校は、本サービスに関する者に対して必要な範囲で当機構より開示された秘密情報を開示することができます。但し、契約校は、当該開示先での秘密保持に特段の注意を払い、また、当該開示先に対し前項により契約校が負担する義務と同等の秘密保持義務を課さなければなりません。
3. 契約校は、当機構より開示された秘密情報について、契約終了後またはそれ以前でも当機構から要請を受けたときは、当機構の指示・選択に従い、そのコピーも含め速やかに返却、廃棄または消去します。

#### 第20条（反社会的勢力等の排除）

契約校および当機構は、本契約の締結にあたり、自らまたはその役員（名称の如何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社員その他の事実上経営に参加していると認められる者）および従業員（事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有するかまたはそれを代行する者）が、次の各号に記載する者（以下「反社会的勢力等」という）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。

- (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
- (2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資本的・経済的に深い関係にある者

#### 第21条（契約の解除）

1. 当機構は、契約校が、以下のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、当該契約校について本サービスの利用を一時的に停止し、または契約校としての登録を取り消すことができます。
  - (1) 本サービスの利用に関して、当機構からの指示に従わなかった場合
  - (2) 本規約のいずれかの規定に違反する場合
  - (3) その他、当機構が契約校としての登録の継続を適当でないと判断した場合
2. 当機構は、本条に基づき当機構が行った行為により契約校に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第22条（本サービスの終了）

1. 契約校は、当機構に解約の申込を行うことにより、本契約を解約し、本サービスの利用を終了することができるものとします。契約校は、本契約を解約するときには、書面をもって当機構に解約の申込を行うものとします。本契約は、契約校から当機構に解約の申込が到達し、当機構が本サービスの利用権限を削除した時点で終了するものとします。
2. 契約校または当機構は、相手方が次の各号のいずれかに一つにでも該当したときは、相手方になんらの通知・催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。
  - (1) 手形または小切手が不渡りとなったとき
  - (2) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき、または、租税滞納処分を受けたとき
  - (3) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始、その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき、または清算に入ったとき
  - (4) 解散または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
  - (5) 監督省庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、または転廃業しようとしたときであって、本契約を履行できないないと合理的に見込まれるとき
  - (6) 保証、表明に反する事実があったとき、または、確約に反する行為があったとき
  - (7) 本契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
3. 契約校または当機構は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。契約校が前項各号のいずれかに該当したことにより、当機構が本契約を解除したときには、当機構は、契約校に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

**第 23 条（契約終了時の対応）**

契約期間の満了、登録取消その他の事由により本契約が終了した場合、契約校は本サービスを利用する権利の一切を失い、本サービスを利用ることができなくなります。本契約が終了する際、本サービス上で提供された提出者のデータの保有・利用を希望する場合には、契約期間内に当該データをダウンロードし、保管するようにして下さい。

**第 24 条（非保証および免責事項）**

1. 当機構は、以下に定める事項に起因または関連して生じた一切の損害等につき、いかなる保証も行うものではありません。

- (1) 本サービスの利用に際し、満足な利用ができなかつた場合。
- (2) 本サービスの効果や有用性、正確性等が期待する水準に達していなかつた場合。
- (3) パスワード等の紛失により本サービスが利用できなかつた場合。
- (4) 通信回線の不調、不良、速度等の理由により、本サービスが満足に利用できなかつた場合。

2. 本サービスに関連して契約校と他の契約校または第三者との間において生じた紛争等については、契約校の責任において処理および解決するものとし、当機構はかかる事項について一切の責任を負わないものとします。

3. 当機構は、当機構による本サービスの提供の中止、停止、終了、利用不能または変更、契約校の登録情報の削除または消失、契約校の登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関連して契約校、利用者または第三者が被った損害等につき、一切の責任を負わないものとします。

**第 25 条（権利義務の譲渡禁止）**

契約校は、当機構の事前の承諾なく、本契約上の地位ならびに本契約上の権利および義務の譲渡をすることはできません。この場合当機構は、一切の責任を負わないものとします。

**第 26 条（協議）**

本規約の規定に疑義が生じた場合、本規約に定めのない事項については、契約校および当機構において、信義誠実の原則にしたがって協議するものとします。

**第 27 条（裁判管轄・準拠法）**

1. 本規約に関連して生じた一切の紛争について、被告の住所地を管轄する裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2. 本規約に関する準拠法は、日本法とします。

以上

2019年4月1日 制定

利用規約に同意する

入力内容を確認する

運営：文部科学省大学入学考試支援改進委員会事務局 主催：株式会社ベネッセ コンソーシアム  
© Benesse Corporation 2017-2019.

[トップ](#) [活動内容を登録](#) [マイストーリー](#) [承認依頼・承認状況確認](#) [大学提出用情報](#)

### 大学提出用個人情報

#### 大学提出用個人情報提供確認

以下の内容をご確認頂き、よろしければ「次へ」を押下してください。

ご登録いただいた大学提出用個人情報は、利用規約の「個人情報の取り扱いについて」に記載されている内容にしたがって、「大学提出用データ」に含めるなどして利用されます。

また、個人情報の登録ステップを軽減する目的で、「JAPAN e-Portfolio」を活用する大学について、JAPAN e-Portfolio でご登録いただいた大学提出用個人情報を各大学の Web 出願システムへ連携することができます。

※ 各大学の Web 出願システムと「JAPAN e-Portfolio」との連携の有無や連携方法、提供いただいた「大学提出用個人情報」の取り扱いにつきましては各大学の入学試験要項でご確認をお願いします。

[ 戻る ] [ 次へ ]

[「JAPAN e-Portfolio」とは](#) | [よくあるご質問](#) | [利用のご注意](#) | [個人情報の取り扱い](#)

運営：文部科学省大学入学制度改訂改修促進戦略実施室 王尔德等分野コンソーシアム  
© Benesse Corporation 2017-2018.



### 大学提出用データ提供確認

| 提出先大学

XXXXX 大学

以下の内容をご確認いただき、よろしければ「次へ」を押下してください。

ご登録いただいた大学提出用データは、ご自身が「大学提出用データ作成画面」で選択された大学に提供され、「JAPAN e-Portfolio」を活用する大学の多面的・総合的評価による入学者選抜や入学後の教育及び調査研究等の利用の目的などで利用されます。

また、生徒の皆さんについては、「大学提出用データ作成画面」で、先生向け公開を「する」とした場合は、所属する高等学校の先生が「大学提出用データ」を閲覧可能となります。

※ JAPAN e-Portfolio における詳しい個人情報の取扱いについては利用規約の「個人情報の取扱いについて」を参照してください。

※ 各大学における「大学提出用データ」の利用目的は、各大学の入学試験要項でご確認をお願いします。

[ 戻る ] [ 次へ ]

「JAPAN e-Portfolio」とは | よくあるご質問 | 利用のご注意 | 個人情報の取り扱い

運営：文部科学省大学入学制度改革推進戦略室  
主催：各分野コンソーシアム  
© Benesse Corporation 2017-2018.

JAPAN  
**e-Portfolio** 民間高校ポートフォリオシステム連携申込書

高大接続ポータルサイト

一般社団法人教育情報管理機構御中 別添「ご利用に関する注意事項」「JAPAN e-Portfolio利用規約」に記載の申請条件に同意します。また下記管理者との連絡等のために必要な範囲内での個人情報の提供について同意のうえ、「JAPAN e-Portfolio」との連携に申し込みます。※この申込書はサービスIDを作成するための基本データになります。もれなく正確に楷書でご記入ください。

お申込日： 年 月 日

サービス名：

(最大30文字。超える場合はご連絡ください)

管理者名 ※必須	カナ			法人代表印 ※必須
勤務先 ※必須	会社名		部課所名	
	役職			
	フリガナ	〒 -		
	所在地	連絡先TEL: - - -	携帯電話: - - -	
	E-mail	@ パソコンからのメール受信可能なアドレス		
サービス ※必須	サービスドメイン		開発系	
	連携システムIPアドレス		開発系	
	連携認証成功時の戻り先URL onsuccess		開発系	
	連携認証失敗時の戻り先URL onerror		開発系	
管理者2連絡先	姓名	カナ	連絡先	- - -
	E-mail	@ パソコンからのメール受信可能なアドレス		
管理者3連絡先	姓名	カナ	連絡先	- - -
	E-mail	@ パソコンからのメール受信可能なアドレス		

# 記入例 | 民間高校ポートフォリオシステム連携申込書



一般社団法人教育情報管理機構御中 別添「ご利用に関する注意事項」「JAPAN e-Portfolio利用規約」に記載の申請条件に同意します。また下記管理者との連絡等のために必要な範囲内での個人情報の提供について同意のうえ、「JAPAN e-Portfolio」との連携に申し込みます。※この申込書はサービスIDを作成するための基本データになります。もれなく正確に楷書でご記入ください。

お申込日： 2018年3月31日

サービス名：

(最大30文字。超える場合はご連絡ください)

ABCポートフォリオシステム

管理者名 ※必須	カナ エイビ シイ  栄美 詩衣			法人代表印 ※必須		
勤務先 ※必須	会社名	ABC株式会社	部課所名	ポートフォリオ事業部		
	役職	事業部長				
	フリガナ	〒 123 - 4567 トウキョウトシマクキタイケブロ5チョウメ33-4				
	所在地	東京都豊島区北池袋5丁目33-4 連絡先TEL: 03-XXXX-XXXX 携帯電話: 080-XXXX-XXXX-				
	E-mail	c_ab @ corp.abcpf.jp	パソコンからのメール受信可能なアドレス			
サービス ※必須	サービスドメイン	https://abcpf.jp/	開発系 https://t.abcpf.jp/			
	連携システムIPアドレス	111.111.111.XXX 111.111.112.XXX	開発系 111.111.211.XXX 111.111.211.XXX			
	連携認証成功時の戻り先URL onsuccess	https://abcpf.jp/jep/onsuccess	開発系 https://t.abcpf.jp/jep/onsuccess			
	連携認証失敗時の戻り先URL onerror	https://abcpf.jp/jep/onerror	開発系 https://t.abcpf.jp/jep/onsuccess			
管理者2 連絡先	姓名	カナ システムマドグチ システム窓口	連絡先	03-XXXX-XXXX		
	E-mail	sys-admin @ abcpf.jp	パソコンからのメール受信可能なアドレス			
管理者3 連絡先	姓名	カナ	連絡先			
	E-mail	@	パソコンからのメール受信可能なアドレス			

## お申込み方法



必要事項をご記入いただけましたら、本申込書を下記の宛先まで「簡易書留」にてご郵送ください。申し込み締切日は 2019年 ●月 ●日とさせて頂きます。

郵送先	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー10階 一般社団法人教育情報管理機構 事務局 TEL: ●●-●●-●●●●
-----	---

お申込みに際し、ご不明点等のお問い合わせは下記までご連絡ください。

一般社団法人教育情報管理機構 ●●●●@●●●●●

## ご利用に関する注意事項

### ■「JAPAN e-Portfolio」について（利用目的）

「JAPAN e-Portfolio」は各大学の入学者選抜において、卒業認定・学位授与の方針・教育課程編成・実施の方針を踏まえた入学者受入れの方針に基づき、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価するために活用すること及び高等学校教育・大学教育の質の確保・向上に向けた取組みに活用されることを目的に、文部科学省より「JAPAN e-Portfolio」の運営を許可された当機構が提供するサービスです。「JAPAN e-Portfolio」では高校生活における学校の授業や行事、部活動、取得した資格・検定や学校以外での活動成果を記録し、今後の学び・成果につなげていくためのふりかえりと、蓄積した「学びのデータ」を個別大学の出願等に利用することができます。

そのため、大学出願希望者自らがポートフォリオのデータを登録および編集することを前提としており、第三者が大学出願希望者の代わりにポートフォリオのデータを直接登録および編集することは想定しておりません。万が一このような機能が貴民間高校ポートフォリオシステム（以下、「民間高校PFS」と言う）に存在する場合、JePとの連携を拒否することがありますのでご了承ください。

### ■「大学出願希望者への連携説明文」の掲載

民間高校PFSとJePとの連携前に、民間高校PFSにて生徒／個人に対し、学びのデータの送信、承認等に関する注意事項を説明のうえ、連携の意思を確認頂く必要があります。説明用文面のひな形「大学出願希望者への連携説明文の例」を提供いたしますので、掲載の対応をお願いいたします。

※「大学出願希望者への連携説明文の例」文面は下記の内容を想定しております。JePへの連携前に、各民間高校PFSにて生徒／個人に対し説明用文面に記載されている内容への合意を行う事を必須としますが、掲載方法は民間高校PFSで決めて頂いて構いません。（以下は例として連携開始ボタン押下時に合意を行う方法を想定しています）

※本番連携開始前に画面キャプチャ等で掲載の確認させていただきます。予めご了承下さい。

### ■JeP利用環境

動作推奨環境は下記の通りです。貴民間高校PFSとの連携テストについては本環境を元にテストを行っていただくようお願いいたします。

#### ◆パソコンで閲覧する場合（OS／ブラウザ）

Windows7／Internet Explorer11、Google Chrome

Windows8.1／Internet Explorer11、Google Chrome

Windows10／Internet Explorer11、Edge、Google Chrome

#### ◆スマートフォンで閲覧する場合（OS／ブラウザ）

Android6.0～8.0／Google Chrome

iOS10～11／Safari

端末に搭載されている標準ブラウザのご利用をお薦めしております。

#### ◆タブレットで閲覧する場合（OS／ブラウザ）

Android6.0～8.0／Google Chrome

iOS10～11／Safari

端末に搭載されている標準ブラウザのご利用をお薦めしております。

※ブラウザの設定においては、「JavaScript」と「Cookie」を有効にする必要があります。

※一部端末の場合、デザインが崩れるなど、一部不具合が生じる可能性があります。

※携帯電話（スマートフォン）には対応しておりません。

# JAPAN e-Portfolio利用規約（民間高校PFS事業者様向け）



## 第1条（適用）

- 本書記載の定め（以下「本規約」といいます）は、一般社団法人教育情報管理機構（以下「当機構」といいます）が提供する「JAPAN e-Portfolio」（以下「本サービス」といいます）に関する、当機構と本サービスに連携する民間高校ポートフォリオシステム事業者（以下「契約事業者」といいます）の間の一切の関係について適用されます。なお、契約事業者が管理運用する民間高校ポートフォリオシステムを「契約事業者ポートフォリオ」といいます。
- 当機構は、本規約および本規約を具体化し、または補足するための規則（以下「ガイドライン」といいます）を自由に定め、または変更することができます。本規約の変更ならびにガイドラインの制定および変更は、当機構が本サービス上で公表した時点または契約事業者に通知した時点のいずれか早いときから、本規約の一部を構成し効力を持ります。

## 第2条（契約の成立）

- 本規約は、当機構指定の連携申込書によって申込みを行い、かつ、当機構が承諾した時点で成立するものとします。なお、契約事業者は、本規約の内容を承諾のうえ、申込を行うものとし、契約事業者が申込みを行った時点で、当機構は、契約事業者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。
- 当機構は、契約事業者から受領した申込内容を確認し、本サービスのテスト環境を設定し、連携申込書に記載の管理者（以下「管理者」といいます）に当該設定内容を通知するものとします。当機構および契約事業者は、テスト環境で本サービスとの連携テストを十分に実施し、契約事業者は当機構にテスト結果を通知するものとします。
- 契約事業者は、前項の申込事項につき変更する事由が生じた場合は、当機構所定の申込書に、変更内容を記入後記名押印し、当機構に提出するものとします。なお、申込事項に誤りがあったために生じたあらゆる事態について当機構は一切の責任を負いません。

## 第3条（契約期間）

- 本サービスの契約期間は、契約の成立日から平成32年3月31日までとします。ただし、継続の意向を確認できない場合を除き、自動的に1年延長されるものとします。
- 契約事業者は、当機構が管理者に本サービスの本番環境のサービスIDを通知した日から本サービスを利用することができます。

## 第4条（本サービスの内容および利用）

- 本サービスは、契約事業者において、多面的総合的評価による入学者選抜や入学後の教育及び調査研究等の目的（以下「本目的」といいます）での利用のために、本サービスと契約事業者ポートフォリオを連携させ、契約事業者ポートフォリオを利用する者（以下「利用者」といいます）が蓄積したデータを本サービスに送信する機能等を提供するサービスです。
- 本サービスは、主として学校教育法に定める大学および高等学校の利用を対象としたインターネットサービスとなります。従って、本サービスの利用は、主として学校教育法に定める大学および高等学校のほか、当機構が利用を許諾した者に限定されるものとします。
- 契約事業者は、本規約の目的の範囲内、かつ、本規約に違反しない範囲内で、当機構の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。
- 本サービスは、契約事業者が連携申込書において指定した管理者に対して当機構が提供したサービスID（以下「サービスID」といいます）を自らが管理する契約事業者ポートフォリオに設定することによりご使用頂きます。
- 当機構および契約事業者は、利用者ごとに、利用者を特定し、本サービスへ利用者のデータを送信するためのものとして、それぞれアクセストークン（以下「アクセストークン」といいます）およびデータ識別ID（以下「識別ID」といいます）を発行するものとします。当機構および契約事業者は、アクセストークンおよび識別IDを相互に提供し合い、当機構所定の設定を行うものとします。
- 契約事業者は、本利用者が契約事業者ポートフォリオに蓄積したデータを本サービスに送信する前に、利用者に対して当機構が指定する注意事項等（別紙「大学出願希望者への連携説明文の例」を含むがこれに限らない。）を当機構が指定する方法で明示するものとします。
- 契約事業者は、前二項の条件を満たすことではじめて、利用者が本サービスに契約事業者ポートフォリオに蓄積したデータを送信させができるようになるものとします。

## 第5条（利用料）

- 本サービスの利用には、当機構の会員になる必要があります。
- 本サービスの利用料は、別途定める会費に含まれます。

## 第6条（本サービスの利用環境について）

- 本サービスを利用するにあたって、契約事業者は、当機構が別に定めるコンピュータ端末、通信回線その他のコンピュータ環境（以下「利用環境」といいます）を用意するものとします。

2. 本サービスの提供は、契約事業者が提供する契約事業者ポートフォリオを構成するコンピュータ設備(以下「契約事業者サービス環境」といいます)から当機構が提供する本サービスを構成するコンピュータ設備(以下「当機構サービス環境」といいます)にインターネット経由で接続することにより行われます。なお、契約事業者は、本サービスの利用のために、当機構のデータセンターに立ち入り等することはできないものとします。

#### 第7条(再委託)

1. 当機構は、本サービスに関する作業の全部または一部を、当機構の責任において第三者に再委託できるものとします。
2. 前項に基づき当機構が作業を再委託した場合、再委託先の選任、監督ならびに再委託先の行った作業の結果については、一切当機構が責任を負い契約事業者には迷惑を掛けないものとします。

#### 第8条(データの取扱)

1. 契約事業者は、当機構が指定した方法で、利用者が指定した情報を本サービスに送信することができます。
2. 契約事業者は、本サービスの利用契約が終了した後においては、別段の定めがない限り、解約前に当機構から取得したすべてのデータを削除するものとします。

#### 第9条(サービスIDおよびアクセストークンの管理)

1. 契約事業者は、サービスIDおよびアクセストークンが不正に利用されないよう管理・指導する責任を負うものとします。
2. 契約事業者は、本サービスを利用するためのサービスIDおよびアクセストークン等を第三者に開示、漏洩、または不正使用することがないよう厳格に管理する責任を負うものとします。
3. 当機構は、サービスIDおよびアクセストークンが使用された本サービスへの送信については、当該IDを登録した契約事業者または利用者による利用またはデータの送信とみなすものとします。
4. 契約事業者は、サービスIDおよびアクセストークンが第三者によって不正に利用されていることを知った場合は、直ちに対象のサービスIDまたはアクセストークンを削除了うえで、当機構に届け出ると共に、当機構の指示に従うものとします。
5. 契約事業者は、サービスIDおよびアクセストークンが第三者に使用されたことにより生じた損害等については、一切の責任を負い、当機構は一切の責任を負わないものとします。
6. 契約事業者は、管理者に対し、以下の管理責任を負わせるものとします。
  - (1) サービスID管理
  - (2) アクセストークンの管理
  - (3) 管理者の変更
  - (4) 本サービスに送信するデータの管理
  - (5) 利用者に対し、本サービスへデータを送信する際の注意事項を明記できていることの管理

#### 第10条(担当者の異動等)

1. 契約事業者は、管理者の異動・退職等があった場合、直ちに、連携申込書を当機構に再提出するものとします。
2. 契約事業者は、前項の措置を遅滞したことにより生じるすべての損害等を賠償する義務を負うものとします。

#### 第11条(サービス内容の変更)

1. 当機構は、契約事業者に事前に通知することにより、本サービスとの連携に関わる内容や仕様を変更したり、提供を停止・中止したりすることができるものとします。

#### 第12条(本サービスの利用の停止等)

1. 当機構は、以下のいずれかの事由に該当する場合には、契約事業者に事前に通知することなく、本サービスの利用の全部または一部を停止または中断することができるものとします。
  - (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検または保守作業を定期的または緊急に行う場合
  - (2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
  - (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
  - (4) その他、運用上または技術上当機構が停止または中断を必要と判断した場合
  - (5) 契約事業者ポートフォリオからの送信が当機構が事前に設定するしきい値を超えた場合

2. 当機構は、本条に基づき当機構が行った措置により契約事業者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第13条（禁止事項）

契約事業者は、本サービスを利用するにあたって次に掲げる行為をしてはなりません。また、利用者にこれらの行為をさせてはなりません。

- (1) 本サービスの利用および当機構から提供されたデータを本目的外で利用すること
- (2) 当機構が別に定める利用環境以外の環境で本サービスを利用すること
- (3) ファイル共有ソフトの導入、データ漏洩を起こす可能性のあるファイル共有設定等がされたデバイスから本サービスを利用、または本サービスへデータを送信すること
- (4) 第三者または当機構の通信の秘密、財産、プライバシー、肖像権、名誉、信用を侵害する行為
- (5) 第三者または当機構を誹謗・中傷し、または差別する行為
- (6) 第三者または当機構の著作権・商標権等の知的財産権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (7) わいせつ・残虐な表示行為、その他第三者に不快感を与える行為
- (8) 広告・宣伝・営業活動、公職選挙運動、またはそれらに類する行為
- (9) 本サービスの目的の範囲外において、本サービス上で入手したコンテンツの複製・公衆送信・頒布・翻案等
- (10) 本サービスのシステムまたは本サービスを通じて他のネットワーク上のシステムに、権限なくしてアクセスする行為または有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (11) 本サービスの目的の範囲外において、本サービス上の情報またはコンテンツを無断で改ざん、消去する行為
- (12) 本サービスに関して生じた権利・義務の譲渡・引受け・承継・貸与・担保供与等の行為
- (13) 法令、本規約、ガイドラインまたは当機構・管理者からの指示に反する行為
- (14) 社会規範・公序良俗に反する行為、または他人の権利を侵害し、もしくは他人の迷惑となるような行為
- (15) 本サービスの運営に支障を与え、または第三者・当機構の権利・利益を害する一切の行為
- (16) その他当機構が不適切と判断する行為

#### 第14条(当事者間解決の原則)

1. 契約事業者は、利用者が前条各号のいずれかに該当する行為をした場合は、当該利用者に対し、是正を求め、当機構者および第三者に損害等を及ぼさないように処置を講ずるものとします。
2. 契約事業者は、当機構がアクセストークンを与えた者の行為につき、前条各号のいずれかに該当するとして第三者から当機構または契約事業者に対し、何らかのクレームが通知された場合、自己の責任と費用負担において当該クレームを処理解決するものとします。

#### 第15条(トラブル処理)

当機構は、契約事業者の行為等が第13条各号のいずれかに該当すると判断した場合、または前条第2項のクレームに関するトラブルが生じたことを知った場合は、契約事業者への事前の通知なしに、契約事業者等が送信または表示する情報の一部もしくは全部の削除または不表示、あるいは契約の解除等、当機構が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。

#### 第16条(セキュリティの確保)

1. 当機構は、当機構サービス環境の安全を確保するために、当機構サービス環境に当機構所定のセキュリティ防護措置を講じるものとします。なお、当機構は、当機構サービス環境への不正なアクセスまたは本サービスの不正な利用を完全に防止することを何ら保証するものではありません。
2. 当機構は、コンピュータ上で動作する基本ソフトウェア等のソフトウェアに存在する既知および未知のセキュリティ脆弱性に起因して契約事業者または第三者が損害を被った場合であっても、いかなる責任も負わないものとします。
3. 当機構は、本サービスの提供のために設置する当機構設備等に対してまたはこれをを利用して不正侵入を試みる通信、当機構設備等の破壊を試みる通信、および本サービスの利用不能等を試みる通信等(以下総称して「攻撃的通信」といいます)を検知するため、当機構設備等に侵入検知システム等(以下「IDS」といいます)を設置する場合があります。当機構は、IDSにより、当機構設備等に対してまたはこれを用いてなされる通信が、攻撃的通信であるか否かを判断するため、本サービスと外部との通信の内容を確認することができます。契約事業者は、IDSにより、当機構が当該通信の内容を確認されることにつき、あらかじめ了解するものとします。

4. 契約事業者は、コンピュータ上で動作する基本ソフトウェア等には、既知および未知のセキュリティ脆弱性が存在する可能性があることを了解するものとし、契約事業者の判断において、当該ソフトウェアに対してライセンサーその他第三者より提供される修正ソフトウェアの適用その他必要な措置をとるものとします。

#### 第17条(個人情報の取り扱いについて)

1. 当機構は、個人情報保護法、その他関連する法令・ガイドライン等を遵守し、個人情報管理責任者の下で厳重なセキュリティ対策を施し、適正に個人情報を管理します。
2. 当機構は、以下の目的で、本サービスの管理者の個人情報を利用します。
  - (1) 本サービスの管理者を識別するために、以下の情報を利用します。
    - ① 本サービスの管理者として登録する氏名、メールアドレス等。
  - (2) 管理者の本サービスの利用の履歴を機械的に取得し、本サービスの向上、研究・開発のために利用します。
  - (3) 高等学校及びその設置者並びに国から申し出があった場合、当機構は申し出の内容の審査を行ったうえで、個人が識別できない形式にしたうえで提供します。
  - (4) その他、管理者が登録した各種情報を当機構が利用することはありませんが、システム保守やバックアップの目的で、閲覧・複製できるものとします。
3. 当機構は、管理者の同意を得ることなく、個人情報を取得、および第三者に提供することはありません。(ただし、個人情報保護法その他の法令により認められている場合を除きます。)
4. 当機構は、第2項に定める利用目的の範囲において、取得した管理者の個人情報の処理を第三者に委託する場合がありますが、厳重に委託先の管理・指導を行います。

#### 第18条(本サービスに対する責任)

1. 当機構の責に帰すべき事由により、契約事業者が、本サービスが全く利用できない、または支障の程度が著しく、本サービスの重要な機能を利用できない(以下「利用不能」といいます。)状態が契約事業者に発生した場合、当機構は、商慣習に照らして必要な措置をすることに努めるものとします。なお、当機構の責に帰することができない事由から生じた損害、当機構の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、間接的損害、派生的損害及び逸失利益については、当機構は賠償責任を負わないものとします。
2. 当機構の責めに帰すべき事由により契約当事者および利用者に損害が生じた場合であっても、当機構は、特別な事情から生じた損害(予見の有無及び可否を問わない。)、間接的損害、派生的損害及び逸失利益については賠償責任を負わないものとし、その賠償額は、当機構に故意または重大な過失が存在する場合を除いて、請求原因の如何を問わず、本サービスの利用料の1年分の金額を上限とします。
3. 本サービスが利用できない事象に関して当機構が負う法律上の責任は、前項に定める範囲に限られるものとします。なお、次の各号に掲げる事由は、当機構の責に帰すことができない事由(ただしこれらに限られない)であり、当機構は、当該事由に起因して契約事業者に生じた損害については、いかなる法律上の責任も負わないものとします。
  - (1) 計画メンテナンスの実施
  - (2) 地震、台風、洪水、嵐等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、暴動
  - (3) 行政機関または司法機関による業務を停止する旨の命令
  - (4) 契約事業者の設備の不具合
  - (5) コンピュータ上で動作するソフトウェア(当機構または契約事業者が用意したもの)の不具合
  - (6) クライアント環境の不具合
  - (7) 契約事業者が当機構サービス環境およびコンピュータ等に施した設定の不具合
  - (8) 本サービスに接続するためのネットワーク回線の不具合
  - (9) 契約事業者の不正な操作
  - (10) 第三者からの攻撃および不正行為

#### 第19条(秘密保持)

1. 契約事業者は、当機構から提供されたガイドライン、仕様書、指示、アイディア、その他の資料等(提供素材等を含みます)、本規約に関連して知り得た本サービスに関する情報(以下「秘密情報」といいます)を善良な管理者の注意をもって厳に秘密として保持し、当機構の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示または漏洩せず、また、本サービス以外に使用してはなりません。

2. 前項にかかわらず、契約事業者は、本サービスに関与する者に対して必要な範囲で当機構より開示された秘密情報を開示することができます。但し、契約事業者は、当該開示先での秘密保持に特段の注意を払い、また、当該開示先に対し前項により契約事業者が負担する義務と同等の秘密保持義務を課さなければなりません。
3. 契約事業者は、当機構より開示された秘密情報について、本件業務の終了後またはそれ以前でも当機構から要請を受けたときは、当機構の指示・選択に従い、そのコピーも含め速やかに返却、廃棄または消去します。

#### 第20条(反社会的勢力等の排除)

契約事業者および当機構は、本規約の締結にあたり、自らまたはその役員(名称の如何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社員その他の事実上経営に参加していると認められる者)および従業員(事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有する者またはそれを代行する者)が、次の各号に記載する者(以下「反社会的勢力等」という)に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。

- (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼう団、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
- (2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資本的・経済的に深い関係にある者

#### 第21条 (契約の解除)

1. 当機構は、契約事業者が、以下のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、当該契約事業者について本サービスの利用を一時的に停止し、または契約事業者としての登録を取り消すことができます。
  - (1) 本サービスの利用に関して、当機構からの指示に従わなかった場合
  - (2) 本規約のいずれかの規定に違反する場合
  - (3) その他、当機構が契約事業者としての登録の継続を適当でないと判断した場合
2. 当機構は、本条に基づき当機構が行った行為により契約事業者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第22条 (本サービスの終了)

1. 契約事業者は、当機構に解約の申込を行うことにより、本規約を解約し、本サービスの利用を終了することができるものとします。契約事業者は、本規約を解約するときには、解約希望日から6ヶ月以上前に書面をもって当機構に解約の申込を行ふものとします。本規約は、契約事業者から当機構に解約の申込が到達し、当機構が本サービスの利用権限を削除した時点で終了するものとします。
2. 契約事業者または当機構は、相手方が次のいずれかに一つにでも該当したときは、相手方になんらの通知・催告を要せず直ちに本規約の全部または一部を解除できるものとします。
  - (ア) 手形または小切手が不渡りとなったとき
  - (イ) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあつたとき、または、租税滞納処分を受けたとき
  - (ウ) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始、その他これらに類似する倒産手続開始の
  - (エ) 申し立てがあつたとき、または清算に入ったとき
  - (オ) 解散または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
  - (カ) 監督省庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、または転廃業しようとしたときであつて、本規約を履行できないと合理的に見込まれるとき
  - (キ) 保証、表明に反する事実があつたとき、または、確約に反する行為があつたとき
  - (ク) 本規約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
3. 契約事業者が前項各号のいずれかに該当したことにより、当機構が本規約を解除したときには、当機構は、契約事業者に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第23条 (契約終了時の対応)

1. 契約期間の満了、登録取消その他の事由により本規約が終了した場合、別段の定めがない限り、契約事業者は本サービスを利用する権利の一切を失い、本サービスを利用することができますなくなります。
2. 第9条(サービスIDおよびアクセストークンの管理)、第13条(禁止事項)、第14条(当事者間解決の原則)、第15条(トラブル処理)、第16条(セキュリティの確保)、第19条(秘密保持)、第20条(反社会的勢力等の排除)、第24条(非保証および免責事項)、第26条(協議)、第27条(裁判管轄・準拠法) および本条の効力は、本契約が期間満了または解除により終了した後も有効に存続します。

#### 第24条（非保証および免責事項）

1. 当機構は、以下に定める事項に起因または関連して生じた一切の損害等につき、いかなる保証も行うものではありません。
  - (ア) 本サービスの利用に際し、満足な利用ができなかった場合。
  - (イ) 本サービスの効果や有用性、正確性等が期待する水準に達していなかった場合。
  - (ウ) パスワード等の紛失により本サービスが利用できなかった場合。
  - (エ) 通信回線の不調、不良、速度等の理由により、本サービスが満足に利用できなかった場合。
2. 本サービスに関する契約事業者と他の契約事業者または第三者との間において生じた紛争等については、契約事業者の責任において処理および解決するものとし、当機構はかかる事項について一切の責任を負わないものとします。
3. 当機構は、当機構による本サービスの提供の中止、停止、終了、利用不能または変更、契約事業者の登録情報の削除または消失、契約事業者の登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関連して契約事業者、利用者または第三者が被った損害等につき、一切の責任を負わないものとします。

#### 第25条（権利義務の譲渡禁止）

契約事業者は、当機構の事前の承諾なく、本規約上の地位ならびに本規約上の権利および義務の譲渡をすることはできません。

#### 第26条（協議）

本規約の規定に疑義が生じた場合、本規約に定めのない事項については、契約事業者および当機構において、信義誠実の原則にしたがって協議するものとします。

#### 第27条（裁判管轄・準拠法）

1. 本規約に関連して生じた一切の紛争について、被告の住所地を管轄する裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本規約に関する準拠法は、日本法とします。

以上

2019年4月1日 制定

## 別紙 | 大学出願希望者への連携説明文の例



「JAPAN e-Portfolio（以下JePと言う）」とは、一般社団法人教育情報管理機構が構築・運営する、高校eポートフォリオ、大学出願ポータルサイトです。詳細は、「JAPAN e-Portfolio」とは（<https://jep.jp/statics/about.html>）をご参照ください。

本サービスで蓄積した「●●（学びのデータにあたる各社のデータ名）」を、「JAPAN e-Portfolio」（以下、JePといいます）に対して送信することで、JePにも「学びのデータ」として蓄積することができるようになります。以下の＜連携の流れ＞、＜注意事項＞をよくお読みいただいたうえで、「連携を許可する」ボタンを押してお進みください。なお、連携を開始する前にJePの利用登録が必要です。

### ＜連携の流れ＞

1. 「連携を開始する」ボタンを押下すると、JePのログイン画面が表示されます。
2. JePにログインすると、連携を許可するかどうかの確認画面が表示されます。
3. 「連携を許可する」ボタンを押下すると、それ以降、本サービスからJePに『学びのデータ』を送信できるようになります。

### ＜注意事項＞

- ◆ 「●●（学びのデータにあたる各社のデータ名）」の送信について
  - ・ 本サービスからJePへ送信した「●●（学びのデータにあたる各社のデータ名）」はJePでは「学びのデータ」ならびに「基本情報」と呼びます。
  - ・ JePに送ることができる「●●（学びのデータにあたる各社のデータ名）」は、1時間あたり15件です。緊急時等、それ以上の登録が必要な場合にはJePに直接ログインしてご登録下さい。
  - ・ 本サービスからJePに送った「●●（学びのデータにあたる各社のデータ名）」は、JePでも編集することができます。ただし、JePで編集した後、本サービスから再送すると、上書きされます。
  - ・ JePに送ったデータのうち、JePで「承認」されたデータは本サービスから更新はできません。
  - ・ 本サービスからJePに送った「●●（学びのデータにあたる各社のデータ名）」は、本サービスからは削除できません。JePで削除して下さい。
  - ・ 本サービスからJePに送った「●●（学びのデータにあたる各社のデータ名）」は「学びのデータ」として所属学校の先生も閲覧可能です。
  - ・ 本サービスからJePに送った「●●（学びのデータにあたる各社のデータ名）」は、JePの運営主体がJePの注意事項もしくは規約に則って取り扱います。詳しくはJePに掲載されている「利用に関する注意事項」もしくは「利用規約」を確認下さい。
- ◆ 『学びのデータ』の承認について

※以下は、JePを生徒としてSASSIから始まるログインIDでご利用の場合のみ、対象となります。個人でご利用の場合は、承認機能はありません。

- ・ 「承認機能」とは、JePに送信、登録された「学びのデータ」を所属学校の先生が確認し、承認を行う機能です。

- ・出願前に所属学校の先生の承認が必要な「学びのデータ」があります。
  - ・本サービスからJePに送った「学びのデータ」の「承認」は、JePで先生に対して「承認依頼」を行ってください。
- ◆連携を中止したい場合について
- ・連携を中止したい場合は、JePにログインし、「民間高校ポートフォリオ連携」から本サービスを解除してください。

